令和6年度の業務の実績に関する評価(ポイント) (農業信用保険業務)

<u>農業信用保険業務は、B評価となった</u>。 項目別の実績と評価の概要については、以下のとおり。

- ① 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険 の引受け 【重要度:高】【困難度:高】
 - スマート農業の資金需要等の把握に努め、導入に当たっての留意点などを整理した事例集を農業信用基金協会に 情報提供を実施。
 - 農業信用基金協会への調査や意見交換を通じて、法人向けを中心とする農業資金の保証需要の実態等を把握し、効果的な引受推進策を農業信用基金協会に情報提供すべく整理。
 - スマート農機具の購入等に必要な資金借り入れについて、農業保証保険制度を利用するメリットがわかるスマート農業向けパンフレットを新たに作成・配布し、農業者等へ情報提供を実施。



主務大臣の評価はB(自己評価はB)

② 適切な保険料率の設定 【重要度:高】

より望ましい保険料率体系に向けた見直しについて、具体的な保険料率体系案を作成し、農業信用基金協会の全国及びブロック会議等で、説明を実施し、成案を得た。



主務大臣の評価はB(自己評価はB)

③ 保険事故率の低減に向けた取組の実施

【重要度:高】【困難度:高】

- 令和6年度の償還事故率は <u>1.17%であり、年度評価に</u> おける定量的指標(1%以下)を超過。
- 過年度の事故事例から得られる知見・教訓、対応策をまとめた事故事例(カルテ)を作成し、農業信用基金協会との勉強会を実施。
- ・ 保険事故率が抑制されるよう、農業信用基金協会との大口保険保証事前協議について、全件確実に実施。
- 大口保険代位弁済の事前協議もほぼ全件実施し、未実施 案件も当該農業信用基金協会に対し、再発防止策の徴求 や今後の注意喚起等必要な措置を講じた。



主務大臣の評価はB(自己評価はB)

④ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

「求償権の償却基準の運用に関するガイドライン案」の 作成に意欲的に取り組んだ結果、主務省をはじめとする 関係者との調整を速やかかつ適切に終え、早期に(令和7 年3月)ガイドラインの策定を実現。



主務大臣の評価はB(自己評価はA)

⑤ その他事務処理の適正かつ迅速な実施

定量的指標(大口引受案件の事前協議について、10 営業日以内の処理率 80%以上)の達成度合いが 120%以上
 となる実績(同処理率 100%)。



主務大臣の評価はA(自己評価はA)

令和6年度の業務の実績に関する評価(ポイント) (業務運営に関する共通事項)

業務運営の効率化・財務内容の改善・その他主務省令で定める 業務運営は、全てB評価となった。

項目別の実績と評価の概要については、以下のとおり。

① 事業の効率化

組織横断的な取組として「業務効率化プロジェクト(慣習的業務の見直し)」を開始し、若手職員の意見を踏まえ、Microsoft Teams の共同編集機能の活用推進、資料印刷の見直し、Outlook を利用したスケジュール調整のルール化等により慣習的業務の見直しを実施。

更に、信用基金内の作業依頼や連絡を Microsoft Teams に移行し、併せて運用ルールを整備するなど、重要な課題につき解決策を策定及び実施したことにより、抜本的な業務効率化や組織の活性化に向けた取組を着実に進展させた。



主務大臣の評価はB(自己評価はA)

② 調達方式の適正化

・ 1者応札・1者応募の抑制に向けて、増加傾向にある情報システム関係の仕様書等について、PJMO 支援業者の知見を活用し、①見積取得時の声掛けリストに類似する案件を受託した事業者を追加、②重要な案件では、見積取得の回数を増やすことで、業者との間でより密なコミュニケーションを実施、③事業者との個別コミュニケーションの実施により、要件・仕様の理解を促し、入札を辞退するリスクを軽減化するなどの新たな取組を行った結果、

1者応札・1者応募となった入札が令和3年度より4年 連続で0件となった。



主務大臣の評価はB(自己評価はA)

③ 職員の人事に関する計画

- ・ 「人材の確保・育成に関する方針」の具体的な取組内容 や信用基金の人材の育成・確保などに係る課題を多様な 視点から総合的に検討するため、理事長をトップとし、主 要役員等を構成員とする人事委員会を立ち上げ、人材育 成制度設計に関する論点整理や就業規則改正などについ て検討を行った。
- 「人材の確保・育成に関する方針」の具現化に向けた取組として、人事評価や職務体系の見直し、役職ごとの役割定義の作成など、人事評価と人材育成が一体運用となるように各種制度等の見直しを行い、人事制度の充実化を図った。
- ・ 従来の採用活動計画を大幅に見直し、内容を充実させるとともに、大学等へのアプローチなどを積極的に実施。
- 新たに「基金におけるテレワークの基本方針」を策定し、 信用基金としてのテレワーク推進に向けた基本的考え方、 その具体的な内容について明確化するとともに、その方 針に沿って、要件緩和等を内容とするテレワーク実施要 領を改正。



主務大臣の評価はB(自己評価はA)

独立行政法人農林漁業信用基金の 令和6年度に係る業務の実績に関する評価書

財務省農林水産省

様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関	1. 評価対象に関する事項						
法人名	独立行政法人農林漁業信用基金						
評価対象事業年	年度評価	令和6年度(第5期)					
度	中期目標期間	令和5年度~令和9年度					

2	2. 評価の実施者に関する事項								
主	務大臣	農林水産大臣							
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	金融調整課長 白石 知隆					
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 藏谷 恵大					
主	務大臣	財務大臣(農業信用保険事業、林業信用保証事業及び漁業信用保	険事業に関する評価を農林を	水産大臣と共管)					
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 小平 武史					
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 熊澤 明男					

3. 評価の実施に関する事項

・7月25日:年度実績に係る自己評価について理事長及び監事からのヒアリング

・7月30日:年度実績に係る自己評価及び大臣評価案について農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会からの意見聴取

4	その	佃 誣	価に	関す	ス	重要事項	ĩ

・該当なし

様式1-1-2 農林漁業信用基金 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定									
評定	A: 当該法人の業務向上努力により、年度計画における所期の目標を上回る成果が得られている	る (参考)本中期目標期間における過年度の総合評定の状況							
(S, A, B, C, D)	と認められる。	令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度			
		A	A						
評定に至った理由	項目別評定は、小々項目 14 項目中 A 評価が 6 項目 B 評価が 8 項目、小項目 8 項目中 A 評価が	3項目B評価が	5項目、中項目	l 21 項目中 A 評	価が3項目B評	価が 14 項目評			
	価対象外が4項目、大項目4項目中A評価が1項目B評価が3項目となっており、全体として中期の目標を上回る取組を行っている。								
	また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき A とした。								

2. 法人全体に対する評	
法人全体の評価	農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業保険関係業務、漁業災害補償関係業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算 執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ適確に業務運営が遂行されていることに加え、法人が独自に取り組み、一定の成果があったと認められる項目が多数見られ ることにより、全体として、所期の目標を上回る水準の取組を行っていると評価する。 また、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など						
項目別評定で指摘した	第2-4 調達方式の適正化					
課題、改善事項	再公告の必要性については、引き続き時間や労力を踏まえ柔軟に検討をしていく必要がある。					
その他改善事項	該当なし					
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	該当なし					

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	(独立行政法人評価有識者会議農林漁業信用基金部会における有識者からの意見) 自己評価について、社会情勢の影響を受けた結果であった場合には、そのことを自己評価の欄に記載すると評価がしやすくなる。

年度評価 項目別評定総括表

中期計画(中期目標)		年度評価					項目別	備考	
			6年度	7年度	8年度	9年度	調書No		
国!を達	民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 成するためとるべき措置	Α	А						
1	農業信用保険業務	Α	В				第1-1	P 1	
	(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保 険の引受け【重要度:高】【困難度:高】	Α	В				第1-1-(1)	Р3	
	(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	Α	В				第1-1-(2)	P 7	
	ア 適切な保険料率の設定【重要度:高】	В	В				第1-1-(2) -ア	Р9	
	イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施【重要度:高】 【困難度:高】	Α	В				第1-1-(2) -イ	P11	
	ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	В	В				第1-1-(2) -ウ	P15	
	エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	Α	Α				第1-1-(2) -エ	P17	
2	林業信用保証業務	Α	Α				第1-2	P21	
	(1) 森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業 務の推進	В	В				第1-2-(1)	P23	
	ア 融資機関等に対する普及推進の取組【重要度:高】 【困難度:高】	В	В				第1-2-(1) -ア	P25	
	イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化 の支援	Α	Α				第1-2-(1) -イ	P31	
	(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営	Α	Α				第1-2-(2)	P33	
	ア 適切な保証料率の設定【重要度:高】	Α	В				第1-2-(2) -ア	P35	
	イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施【重要度:高】 【困難度:高】	В	Α				第1-2-(2) -イ	P37	
	ウ 求償権の回収の取組の実施	В	В				第1-2-(2) -ウ	P40	
	エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	Α	Α				第1-2-(2) -エ	P42	
3	漁業信用保険業務	Α	Α				第1-3	P45	
	(1) 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保 険の引受け【重要度:高】【困難度:高】	Α	Α				第1-3-(1)	P47	
	(2) 漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	Α	Α				第1-3-(2)	P50	
	ア 適切な保険料率の設定【重要度:高】	В	В				第1-3-(2) -ア	P52	
	イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施【重要度:高】 【困難度:高】	Α	Α				第1-3-(2) -イ	P54	
	ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	В	В				第1-3-(2) -ウ	P57	
	エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	Α	Α				第1-3-(2) -エ	P59	
4	農業保険関係業務	В	В				第1-4	P62	
5	漁業災害補償関係業務	В	А				第1-5	P64	

中期計画(中期目標)				項目別	備考			
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	調書No	
第2	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	В	В					
	1 事業の効率化(令和4年度対比5%以上の調査研究費、委 託業務費及び業務管理費の削減)	А	В				第2-1	P66
	2 経費支出の抑制(令和4年度対比20%以上の一般管理費の 抑制)	В	В				第2-2	P68
	3 デジタル化の推進	В	В				第2-3	P71
	4 調達方式の適正化	В	В				第2-4	P74
第3	3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	В	В					
	1 健全な業務収支の維持・確保	В	В				第3-1	P78
	2 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	В	В				第3-2	P81
	3 決算情報・セグメント情報の開示	В	В				第3-3	P84
	4 長期借入金の条件						第3-4	P85
	5 短期借入金の限度額	В	В				第3-5	P86
	6 不要財産の処分に関する計画						第3-6	P87
	7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画						第3-7	P88
	8 剰余金の使途						第3-8	P89
第4	4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	В	В					
	1 施設及び設備に関する計画	В	В				第4-1	P90
	2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	А	В				第4-2	P92
	3 積立金の処分に関する事項	В	В				第4-3	P96
	4 その他中期目標を達成するために必要な事項	В	В				第4-4	P97
	(1) ガバナンスの高度化	В	В				第4-4-(1)	P98
	(2) 情報セキュリティ対策	В	В				第4-4-(2)	P101
別	1. 令和6事業年度予算及び決算		2. 令和(6事業年度	収支計画及	び実績		
紙	3. 令和6事業年度資金計画及び実績		令和(6年度業務	収支			

(注1) 「第1-1-(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け」、「第1-1-(2)-イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「第1-1-(2)-ウ 適切な求債権の管理・回収の取組の促進」、「第1-1-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第1-2-(1)-ア 融資機関等に対する普及推進の取組」、「第1-2-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第1-2-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第1-3-(2)-イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「第1-3-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第1-3-(2)-イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「第1-3-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第1-3-(2)-イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施」、「第1-3-(2)-エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施」、「第1-4 農業保険関係業務」、「第1-5 漁業災害補償関係業務」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、定量評価である。このうち、「第1-1-(1) 社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け」、「第1-1-(2)-ウ 適切な求債権合管理・回収の取組の促進」、「第2-1 事業の効率化」及び「第2-2 経費支出の抑制」については、中期目標期間で達成の可否を判断する項目である ため、見込評価、期間実績評価及び5年目の年度評価では定量で評価し、それ以外の場合は定性評価とする。

⁽注2) 第1の評定については、当該大項目を構成する5つの中項目のうち、3項目でA、2項目でBとなり、重要度:高とした小々項目を含む3つの項目のうち、2項目でAとなったため、Aとした。
(3項目×3点+2項目×2点+2項目×3点+1項目×2) / (5項目×2点+3項目×2点) =131.25%
第2の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、4項目でBとなったため、Bとした。(4項目×2点) / (4項目×2点) =100%
第3の評定については、当該大項目を構成する8つの中項目のうち、実績のない4項目を除き、4項目でBとなったため、Bとした。(4項目×2点) / (4項目×2点) =100%
第4の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、4項目でBとなったため、Bとした。(4項目×2点) / (4項目×2点) =100%
第4の評定については、当該大項目を構成する4つの中項目のうち、4項目でBとなったため、Bとした。(4項目×2点) / (4項目×2点) =100%
法人の総合評価については、大項目4つのうち、1項目でA、3項目でBとなり、重要度:高とした小々項目を含む1つの大項目がAであったため、Aとした。(1項目×3点+3項目×2点+1項目×3点) / (4項目×2点) =120% ※評価基準に基づき算出。

第1-1 農業信用保険業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	アウトプット(アウトカム)情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
農業信用保険業務 (1)社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	
(第1-1-(1)参照) (2)農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保	予算額(千円)	25, 112, 712	24, 868, 878				
(第1-1-(2)参照)	決算額(千円)	22, 724, 581	23, 266, 447				
	経常費用(千円)	3, 997, 123	4, 885, 194				
	経常収支 (千円)	425, 779	△733,636				
	行政コスト (千円)	4, 060, 587	4, 886, 172	·			
	従事人員数(人) ※期首の全体数	※102	%105				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業	美務実績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による詞	平価		
	ch the Las	生典計画	法人の業務実績	主務大臣による評価	
中期目標	中期計画	年度計画	業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 農業信用保険業務 (1)社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け(第1-1-(1)参照) (2)農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保(第1-1-(2)参照)	第1-1-(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評定: B 2項目についてBとしたこと から、中項目「1 農業信用保 険業務」についてはB評価とす る。	評定B<評定に至った理由> 2つの小項目のうち、2項目でBとなった。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「1 農業信用保険業務」についてはB評価とする。(2項目×2点+1項目×2点)/(2項目×2点+1項目×2点)=100.0%※算定にあたっては、評定毎の点数を、S:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点とは、ウエイトを2倍としている。

		<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> 特になし。
		<その他事項> 特になし。

第1-1-(1) 農業信用保険業務-社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

工文 57 7 1 7 7 1 (7	工文のプラフト(アプトガム)旧和								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値 ②	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
農業資金の法人向け新規 引受額 (百万円)	_	_	77, 180	82, 147					
農業資金の法人向け新規 引受累計額 ① (百万円)	-	387, 489	77, 180	159, 327					
前期中期目標期間対比 (①÷②)	前中期目標期間 実績比5%以上 増加	100%	1	1	-	_			

3. 各事業年度の業務に係る	5目標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び主務	大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中朔日悰	中期計画	平 反司四	土は計画指標	業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供	第1 国民に対して提供	第1 国民に対して提供	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
するサービスその他の	するサービスその他の	するサービスその他の	〇 中期目標期間に	ア スマート農業等の新技術	評定:B	<評定に至った理由
業務の質の向上に関す	業務の質の向上に関す	業務の質の向上に関す	おける農業資金の	〇 令和5年度に開発した収支シミ	令和5年度に開発した収支シ	>
る事項	る目標を達成するため	る目標を達成するため	法人向け新規引受	ュレーションツール(水田作)の効	ミュレーションツール(水田	中期目標及び中期
	とるべき措置	とるべき措置	額(5年間累計)を	果的な活用事例を把握するため、	作)について、効果的な活用事	計画に基づく取組を
1 農業信用保険業務	1 農業信用保険業務	1 農業信用保険業務	前中期目標期間実	試行利用した農業信用基金協会に	例の把握等はできなかったもの	適確に実施している
(1)社会経済情勢や農業	(1)社会経済情勢や農業	(1)社会経済情勢や	績比で5%以上増	対するアンケート及び保証審査に	の、スマート農業を導入してい	ことから、「B」評
構造の変化に対応し	構造の変化に対応し	農業構造の変化に対	加	利用した実績がある農業信用基金	る農業者7先に現地訪問を行う	価が妥当である。
た農業信用保険の引	た農業信用保険の引	応した農業信用保険		協会に対するヒアリングを実施し	など、スマート農業の資金需要	
受け	受け	の引受け	<その他の指標>	たところ、「稲作以外の営農類型で	等の把握に努め、導入に当たっ	<指摘事項、業務運
農業分野における	農業分野における	アの令和5年度に農	〇 農業信用保証保	も活用できるとよい」、「複合経営	ての留意点などを整理した事例	営上の課題及び改善
脱炭素・グリーン化の	脱炭素・グリーン化の	業信用基金協会に	険サービスに関す	のため品目ごとに区分することが	集を作成し、農業信用基金協会	方策>
取組やスマート農業	取組やスマート農業	提供した、スマート	る利用者のニーズ	難しい、データ入力に時間を要す	へ情報提供を実施した。	特になし。
の実装等に伴い新た	の実装等に伴い新た	農業にかかる保証	の把握に係る取組	るなどから、短時間での審査が求	法人向けを中心とする農業資	
に生じる資金需要に	に生じる資金需要に	需要に対応するた	状況	められる農業信用基金協会では、	金の保証需要の把握等について	<その他事項>
も対応し、適切な引受	も対応し、適切な引受	めの農業者の収支		データの制約もあり、保証審査に	は、農業信用基金協会への調査	特になし。
けを進める。あわせ	けを進める。	シミュレーション	<評価の視点>	用いることが非常に難しい」など	や意見交換を通じて実態等を把	
て、農業経営の大規模	あわせて、農業経営	ツールの効果的な	農業分野における	意見があった。	握し、効果的な引受推進策を農	
化や法人経営体の増	の大規模化や法人経	活用事例を農業信	脱炭素・グリーン化	このため、当該ツールの開発者	業信用基金協会に情報提供すべ	
加、生産・経営内容の	営体の増加、生産・経	用基金協会に情報	の取組やスマート農	との意見交換を実施し、今後の改	く整理した。	

多様化等が進んでいる中、個々の農業経営の財務状況に基づく信用リスクに応じた引受けを進める。

また、引き続き、農 業信用保証保険サービスに関するニーズ を適確に把握しつつ、 当該サービスを必適切 とする農業者が適切 に利用できるように 取り組む。

【指標】

- 中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額(5年間累計)を前中期目標期間実績比で5%以上増加
- 農業信用保証保険 サービスに関する利 用者のニーズの把握 に係る取組状況

【重要度:高】

- ・ 我が国農業において、脱炭素・グリーン 化の取組の導入・加速化、スマート農業の実装等が進められていく中、こうした動きに伴い生じる資金需可についても、適切に引受けが行われるよがにしていくことがあるため。
- ・ 農業構造について、 経営の大規模化が進み、法人経営体も増加し、さらに生産・経営 内容の多様化等も進む中、それぞれの信用 リスクを踏まえた引 受けが行われていく

営内容の多様化等が 進んでいる中、個々の 農業経営の財務スク を踏まえた引受けを 実現できるよう、融資 信用基金協会、以下の 取組を行う。

- ア 新たな技術革新 など農業をめ変化 内外の環境の変化 を踏まえ、現場での 新たな活用ニーズ に対応した農業信 用保険の引受け
- イ 法人経営、大規模 経営等農業者の生 経営構造の変化 等に対応し、利用者 ニーズを反映した 農業信用保険の引 受け
- ウ 借入者の信用リスク(経営財務状況)に応じた農業信用保険の引受け
- 工 農業信用保証保 険サービスに関する利用者のニーズ の把握 (同サービスに関する効果的な広報の手法の検討・実施を含む。)

これらについては、 毎年度、年度計画においては、 年度、年度計画に対して、 日本では、毎年度なめました。 は、毎年度、その成果、業会では、 毎年度の検証した上最がでは、 年度(令和9年度、終までにあるべき でにあるべき 提供するとともに、 活用を推進する。

また、スマート農業等の新技術について、主務省等からの情報収集等を行い、その資金需要、保証需要について主務省とともに精査する。

引受を進めているか

農業信用保険サー

ビスに関するニーズ

を適確に把握しつ

つ、当該サービスを

必要とする農業者が

適切に利用できるよ

うに取組は行われて

いるか

1

- ウ 農業者の経営財務状況に除料率の 導入に向けて具体的な保険料率の案を検討し、の案を検討し、の実を検討し会の 国、地域別の会議等

業の実装等に伴い新 善きを要請したが、当該ツールの改 たに生じる資金需要 修は困難との結論に至った。 にも対応し、適切な

〇 スマート農業の資金需要、保証需要について精査するため、3農業信用基金協会(山形県、宮崎県、鹿児島県)とともに農業者7先に現地訪問を行った。

また、10月に農業信用基金協会に対し実施した農業融資等に関する調査では、スマート農業の実装に伴う保証申込み状況について、12農業信用基金協会から「ほぼ毎月」と回答があった一方で、26農業信用基金協会では「年に数件程度」といった状況であった。

スマート農業資金の保証審査に 当たって苦慮している点として、 新しい技術であるため、前例、実 績、指標が少なく、評価が難しいこ と、経営改善計画の数値の妥当性 検証が難しいことという新技術導 入ならではの意見が寄せられた。

- 上記の取組を踏まえ、ツールの 効果的な活用事例ではなく、現地 訪問を行った先での導入事例を参 考に、導入に当たっての留意点な どを整理し、事例集として信用基 金ホームページ内の会員専用ペー ジにて情報提供を行った。
- スマート農業に関する情報提供 たして農林水産省主催のイベント (スマート農業推進フォーラム等) において農業信用基金協会へ開催 情報を案内するとともに、新たに スマート農業リーフレットを作成 し、農業信用保証保険制度の案内 (パンフレット) とともにイベント会場で配布、展示を実施した。
- イ 法人経営、大規模経営等

○ 令和5年度に精査した法人経 営、大規模経営等における資金需 要、保証需要の調査結果をとりま また、スマート農機具の購入 等に必要な資金借り入れについ て、農業信用保証保険制度を利 用するメリットがわかるスマー ト農業向けパンフレットを新た に作成・配布し、農業者等へ情 報提供を実施した。

加えて、スマート農業及び農業法人向けの引受推進に向けた 分析等を業務運営の検証委員会 で行うなどの取組を実施した。 以上のとおり実施したことか ら、Bとする。

<課題と対応>

収支シミュレーションツール の利用経験がある基金協会との 意見交換を実施したところ、

「複合経営のため品目ごとに区分することが難しい」、「データ入力に時間を要する」等の理由により、効果的な活用が行われていないことが判明した。

この状況を改善するため、当 該ツールの開発者と意見交換を 実施したが、当該ツールの改修 は困難との結論に至った。

このため、ツールの効果的な活用事例の提供に替えて、スマート農業の導入に当たっての留意点などを整理し、基金協会の保証引受に資する情報提供を実施することとした。

ことが重要であるた め。

・ 就農や経営規模の拡 大、経営継承等の様々 な局面で農業信用保 証保険サービスが有 効に利用され得るよ う、本制度に関する農 業者の具体的なニー ズを適確に把握する とともに、農業者の資 金調達においても多 様な融資機関が利用 されるようになって いることを踏まえ、当 該サービスを必要と する農業者が適切に 利用できるようにし ていくことが重要で あるため。

【凩難度:高】

<想定される外部要因> 経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。 現を図る。

【指標】

- 中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額(5年間累計)を前中期目標期間実績比で5%以上増加
- 農業信用保証保険 サービスに関する利 用者のニーズの把握 に係る取組状況

を通じて、農業信用 基金協会と認識の 共有化を図る。

これらについて、業 務運営の検証委員会 で検証し、必要に応じ て見直しを行う。

【指標】

○ 農業信用保証保険 サービスに関する利 用者のニーズの把握 に係る取組状況 とめ、農業信用基金協会に情報提供するとともに、法人向け保証引受推進の取組状況を把握するため、農業産出額上位8県(北海道、青森県、茨城県、千葉県、愛知県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県)を重点県として定め、このうち4農業信用基金協会(茨城県、千葉県、宮崎県、鹿児島県)を訪問し、必要に応じ融資機関も交えつつ、意見交換を行った。

- 10月に農業信用基金協会に対し 実施した農業融資等に関する調査 により把握した各県域での取組内 容をとりまとめ、農業信用基金協 会に情報提供するとともに、効果 的な引受推進策として整理した。
- 令和5年度に新たに作成した法 人向けパンフレットについて、保 証利用事例を3件追加するなど内 容の充実に取り組むとともに、各 機関やイベントを通じてパンフレ ット等を配布し、農業者等へ情報 提供を行った。
- ウ 段階的な保険料率の導入 より望ましい保険料率体系の検討 を行い、農業者の経営財務状況に応 じた段階的な保険料率の導入・拡充 を含む見直しを実施するため、全国 及び各地域で開催される農業信用基 金協会の各種会議(以下「ブロック会 議」という。)で具体的な保険料率体 系案について、説明を実施した。
- エ 利用者のニーズの把握・収集 農業信用基金協会に対し農業融資 等に関する調査を実施し、農業法人 に対する保証引受け拡大に向けた取 組、農業法人引受けに向けた課題、ス マート農業の実装に伴う資金ニーズ への対応、農業資金の保証引受拡大 に向けた課題について聴取するとと もに、とりまとめ結果を農業信用基

		金協会の全国会議で説明した。	
		また、ブロック会議等において、農	
		業法人に対する保証引受け拡大に向	
		けた取組や課題について意見交換を	
		実施した。	
		上記ア〜エの取組について、令和6	
		年12月に開催した業務運営の検証委員	
		会において、検証を実施した。	
		また、当委員会の結果については、令	
		和7年2月に開催した農業信用保険業	
		務運営委員会において説明・意見交換	
		を行い、賛意が得られた。	
		その内容は信用基金ホームページで	
		公表している。	
		https://www.jaffic.go.jp/	
		<u>whats_kikin/unei/uneiiinkai-</u>	
		<u>nou.html</u>	

年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-1-(2) 農業信用保険業務-農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
農業信用保険業務		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
(2) 農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保		(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)	
ア 適切な保険料率の設定 (第1-1-(2)-ア 参照) イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施 (第1-1-(2)-イ 参照)	予算額(千円)						
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進 (第1-1-(2)-ウ 参照) エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施 (第1-1-(2)-エ 参照)	決算額(千円)						
エ このに手切及性の過止が フ度をみた (お1 1 (2) エ 多無)	経常費用(千円)			/			
	経常収支 (千円)				/		
	行政コスト (千円)						
	従事人員数(人) ※期首の全体数						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、第	美務実績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による	評価		
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	責・自己評価	主務大臣による評価
中州口信	中州計画	十尺司四	業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその 他の業務の質の向上に関する事項	第1−1−(2)−ア〜 エを参照。	同左	同左	評定: B 2項目についてA、2項目につ	評定 B
1 農業信用保険業務 (2)農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保ア適切な保険料率の設定(第1-1-(2)-ア参照)イ保険事故率の低減に向けた取組の実施(第1-1-(2)-イ参照)	T C J MO			いてBとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「(2)農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」についてはB評価とする。	<評定に至った理由> 4つの小々項目のうち、1項目でA、3項目でBとなった。 「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果を行った結果、小項目「(2)農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保」について
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組 の促進 (第1-1-(2)-ウ 参照) エ その他事務処理の適正かつ迅速な 実施 (第1-1-(2)-エ 参照)					はB評価とする。 (2項目×2点+2項目×2点 +1項目×2点+1項目×3 点)/(4項目×2点+2項目× 2点)=108.33%
					※算定にあたっては、評定毎の 点数を、S:4点、A:3点、B: 2点、C:1点、D:0点とし、 重要度が高い項目については、 ウエイトを2倍としている。

		<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。

- 8 -

第1-1-(2)-ア 農業信用保険業務-農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-適切な保険料率の設定

2. 主要な経年データ

۷. ـ	工文 6 位于 / /								
主要	なアウトプット(アウ	フトカム) 情報							
指標等 達成目標		達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
主な資	金の保険料率(保証係	深険)							
特定	農業経営改善資金	_	年 0.06%、 年 0.13%又は	年 0.06%、 年 0.13%又は	年 0.06%、 年 0.13%又は				
資			年 0.18%	年 0.18%	年 0.18%				
金	農業経営維持資金		年 0.34%	年 0.34%	年 0.34%				
農業施	設資金	1	年 0.18%	年 0.18%	年 0.18%				
農業運	転資金	-	年 0.18%又は 年 0.23%	年 0.18%又は 年 0.23%	年 0.18%又は 年 0.23%				
農家経	経済安定施設資金	_	年 0.09%	年 0.09%	年 0.09%				
農家生	活改善資金	_	年 0.21%	年 0.21%	年 0.21%				

(注)上記のほかに、農業経営改善資金、農業経営維持資金、農業施設資金及び農業運転資金について災害特例保険料率を設けている。

3. 各事業年度の業務に係る	5目標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び主務	大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	1己評価	主務大臣による評価
中州日际	中别司画	平反 司 四	土は計測指標	業務実績	自己評価	
(2)農業信用保険制度の	(2)農業信用保険制度の	(2)農業信用保険制度の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	なし	〇 農業信用保険業務の資金全体での収	評定:B	<評定に至った理由>
運営の確保	運営の確保	運営の確保		支均衡を図るべく、理論値保険料率を	保険料率算定委員会にお	中期目標及び中期計
農業者の信用力の	農業者の信用力の	農業者の信用力の	<その他の指標>	算定・分析するとともに、令和6年 12	いて、保険料率水準の点検等	画に基づく取組を適確
補完による資金調達	補完による資金調達	補完による資金調達	なし	月に料率算定委員会で保険料率水準の	を行うとともに、より望まし	に実施していることか
の円滑化を図るとい	の円滑化を図るとい	の円滑化を図るとい		点検を行った結果、より望ましい保険	い保険料率体系に向けた見	ら、「B」評価が妥当
う役割を適切に果た	う役割を適切に果た	う役割を適切に果た	<評価の視点>	料率体系への見直しとして、令和7年	直しについて、具体的な保険	である。
すため、健全かつ質の	すため、健全かつ質の	すため、健全かつ質の	農業信用保険業務	度から保険料率を改定することとし	料率体系案を作成し、農業信	
高い業務運営を通じ	高い業務運営を通じ	高い業務運営を通じ	の資金全体での収支	た。	用基金協会の全国及びブロ	<指摘事項、業務運営
て農業信用保険制度	て農業信用保険制度	て農業信用保険制度	均衡を図るべく、料	主な改定内容としては、長期的に収	ック会議等で、説明を実施	上の課題及び改善方
の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	率算定委員会におい	支均衡を目指すことを旨とし	し、成案を得たことから、B	策>
な運営に努めること	な運営に努める。	な運営に努める。	て保険料率水準を点	① 農業信用基金協会から早急な改定	とする。	特になし。
とし、以下の取組を行			検し、必要に応じて、	実施要求があった農家経済安定施設		
う。	ア 適切な保険料率	ア 適切な保険料率	保険料率の見直しは	資金の保険料率を令和7年度から△	<課題と対応>	<その他事項>
アの適切な保険料率	の設定	の設定	行われているか	0.01%引き下げ	特になし。	特になし。
の設定	(ア)農業信用保険業	(ア)農業信用保険業		② 令和8年度から全ての資金区分に、		
農業信用保険業	務の資金全体で	務の資金全体で		農業者の経営財務状況に応じた3段		
務の資金全体での	の収支均衡を旨	の収支均衡を図		階の保険料率を導入		
収支均衡を旨とし、	とし、毎年度、保	るべく、料率算定		することとした。		
毎年度、保険料率水	険料率算定委員	委員会において				
準を点検し、必要に	会において保険	保険料率水準を		上記の料率算定委員会の結果につい		

応じて、保険料率の 見直しを行う。

また、中期目標期 間において、農業信 用保険業務全体の 保険料率体系のあ り方について、当該 業務の資金全体で の収支均衡や各資 金の収支状況、各資 金間の収支バラン スの観点から検証 を行い、必要に応じ て、保険料率体系の 見直しを行う。その 結果に基づき、農業 者の経営財務状況 に応じた段階的な 保険料率の導入・拡 充を進める。

【重要度:高】

農業信用保険業務を 継続的・安定的に実施す るためには、保険収支の 長期的な均衡が図られ るよう、保険料率水準の 不断の見直しを行って いくとともに、当該業務 全体の保険料率体系の あり方について、資金全 体での収支均衡や各資 金の収支状況、各資金内 のバランスの観点から、 より望ましいものに見 直していくことが重要 であるため。また、その ような体系の見直しに 際し、農業者の経営努力 を促す観点から、借入者 の信用リスクに応じて 弾力化した段階的な保 険料率を導入すること が重要であるため。

- 料率水準を点検 し、必要に応じ て、保険料率の見 直しを行う。
- (イ)中期目標期間に おいて、農業信用 保険業務全体の 保険料率体系の あり方について、 資金全体での収 支均衡を図りつ つ、資金ごとの収 支状況、資金間の 収支バランスの 観点から検証を 行い、必要に応じ て保険料率体系 の見直しを行う。 その際、以下の 論点に留意して 検討を行う。

 - ② 農業者の経 営財務状況に 応じた保険料 率の段階設定 の考え方

- 点検し、必要に応 じて、保険料率の 見直しを行う。
- (イ)農業信用保険業 務全体の保険料 率体系のあり方 について、資金全 体での収支均衡 を確保しつつ、資 金ごとの保険収 支、資金間の収支 バランスを踏ま えた資金区分と その区分ごとの 保険料率、かつ、 農業者の経営財 務状況に応じた 段階的な保険料 率を導入・拡充し た、より望ましい 保険料率体系の 具体案を作成し、 農業信用基金協 会の全国、地域別 の会議等を通じ て、成案を得るべ く農業信用基金 協会の意見を聴 取する。

ては、令和7年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・ 意見交換を行い、賛意が得られた。 その内容は信用基金ホームページで 公表している。

https://www.jaffic.go.jp/
uneiiinkai-nou.html

- 令和5年度から検討してきた、より 望ましい保険料率体系に向けた見直し について、具体的な保険料率体系案を 作成し、農業信用基金協会の全国及び ブロック会議並びに農業信用保険業務 運営委員会で説明し、成案として了承 を得た。
- 令和7年度から保険料率を改定する ため、業務方法書の変更案について、 農業信用保険業務運営委員会で審議 し、了承を得るとともに、主務省から 業務方法書の変更認可を得た。

第1-1-(2)-イ 農業信用保険業務-農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-保険事故率の低減に向けた取組の実施

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット(ア	アウトカム)情報								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 平均償還事故率	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
保険金支払額 ① (百万円)		_	2,663	3, 351					
償還額 ② (百万円)		_	293, 762	287, 287					
償還事故率(①÷②)	年度評価:償還 事故率1%以下	_	0.91%	1.17%	%	%	%		
平均償還事故率	中期目標期間中 の平均償還事故 率が前中期目標 期間の実績を下 回る	0. 71%	0.91%	1.04%	%	%	%		

- (注1)融資保険を除く。
- (注2) 償還額= (期首保険価額+新規保険引受額-期末保険価額) ×保険割合70%

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度認	平価に係る自己評価及び主務大	臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中别日际	中期計画	<u> </u>	土は計画指標	業務実績	自己評価	
(2)農業信用保険制度の	(2)農業信用保険制度の	(2)農業信用保険制度の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
持続的かつ安定的な運	持続的かつ安定的な運	持続的かつ安定的な運	〇 年度評価:償還	〇 令和6年度の償還事故率は、	評定: B	<評定に至った理由
営の確保	営の確保	営の確保	事故率を1%以下	1.17%であり、定量的指標(1%以	令和6年度の保険事故率	>
農業者の信用力の補	農業者の信用力の補	農業者の信用力の補	とする	下)を 0.17 ポイント超過した。	は、1.17%であり、定量的	令和6年度の保険事
完による資金調達の円	完による資金調達の円	完による資金調達の円	見込評価・期間		指標(1%以下)を0.17ポ	故率は、1.17%であ
滑化を図るという役割	滑化を図るという役割	滑化を図るという役割	実績評価:中期目	(ア)保険引受審査	イント超過(達成 85.5%)	り、定量的指標
を適切に果たすため、	を適切に果たすため、	を適切に果たすため、	標期間中の平均償	〇 令和6年度の大口保険保証事前	した。	(1%以下)を 0.17
健全かつ質の高い業務	健全かつ質の高い業務	健全かつ質の高い業務	還事故率が、前中	協議案件については、引受条件等	なお、過年度の事故事例	ポイント超過(達成
運営を通じて農業信用	運営を通じて農業信用	運営を通じて農業信用	期目標期間の実績	内部基準を適確に運用し、全件事	から得られる知見・教訓、	率 85.5%) したが、
保険制度の持続的かつ	保険制度の持続的かつ	保険制度の持続的かつ	を下回る	前協議を実施した。	対応策をまとめた事故事例	過年度の事故事例か
安定的な運営に努める	安定的な運営に努め	安定的な運営に努め			(カルテ)を作成し、農業	ら得られる知見・教
こととし、以下の取組	る。	る。	<その他の指標>	〇 大口保険保証事前協議に係る審	信用基金協会との勉強会を	訓、対応策をまとめ
を行う。			〇 過年度の事故事	査の着眼点を紹介するための勉強	実施した。	た事故事例(カル
			例の分析を行い、	会を2農業信用基金協会と実施	この他、保険事故率が抑	テ)を作成し、農業
イ 保険事故率の低減	イ 保険事故率の低減	イ 保険事故率の低減	そこから得られる	し、実施結果をとりまとめ、認識	制されるよう、農業信用基	信用基金協会との勉
に向けた取組の実施	に向けた取組の実施	に向けた取組の実施	知見·教訓、対応策	の共有を図った。	金協会との大口保険保証事	強会を実施した他、
保証引受審査につ	保険事故率が抑制	(ア)保険引受審査に	をまとめた事故事	また、農業信用基金協会の保証	前協議について、事前協議	保険事故率が抑制さ
いては、融資機関と	されるよう、農業信	ついて	例集を作成すると	審査能力向上に資するため、37 農	を全件確実に実施するとと	れるよう、農業信用
の適切なリスク分担	用基金協会や融資機	保険引受けに当	ともに、それを活	業信用基金協会が参加した保証審	もに、農業信用基金協会と	基金協会との大口保

を踏まえ、借入者の 信用リスクに応じた 適確なものとなるよ う、大口保険引受案 件の事前協議を確実 に行う。

その上で、適正な 代位弁済が行われる よう、大口保険代位 弁済案件の事前協議 を適確に実施する。

【指標】

- 直近年度をはじめと する過年度の事故事例 の分析を行い、そこか ら得られる知見・教訓、 対応策を全国の農業信 用基金協会に対し毎年 度定期的に還元する
- 保険事故率の低減年度評価:

償還事故率を1%以 下とする

見込評価・期間実績評価:

中期目標期間中の平 均償還事故率が、前中 期目標期間の実績を下 回る

【重要度:高】

農業信用基金協会に対 しきめ細やかな期中管理 の実現を慫慂することに

- 関と連携を強化し、 (ア) 引受審査につい て、その高度化を 目指し、以下の取 組を行う。

 - ② 事故事例等を 活用し、協会と 所基金協会を 険引受審査の 戦の共有を り、保険事故の 未然防止に ス
- - ① 「要管理特定 事前協議被保理 者の期中管理 告」(注)等に 用し、協会に用 基金協会に な期中管理 がを促す。

- たって、借入者の 信用リスクに応じ た適確な引受審査 が実現するよう、 以下の取組を行 う。
- ① 大口保険事前 協議案件につい て引受条件等内 部基準を適確に 運用して、事前 協議を全件確実 に実施する。
- ③ 上記①、②に ついて、業務運 営の検証委員会 で検証し、必要 に応じて、運営 委員会に報告す る。
- (イ) 期中管理について

① 農業信用基金

用した農業信用基 金協会との勉強会 等を開催する

<評価の視点> 引受審査につい て、借入者の信用リスクに応じたものと なるよう、大口保険 引受案件の事前協議 を確実に実施するな どの取組は行われて いるか

よりきめ細やかな 期中管理が実現され るよう、農業信用基 金協会等との連携等 を図りつつ、必要に 応じ、同協会に対す る助言・支援等は行 われているか 査実務担当者研修会において、外部講師による「営農類型別目利き審査研修」について説明を実施し、農業信用基金協会担当者との間で認識の共有を図った。

上記の取組について、令和6年 12月に開催した業務運営の検証委 員会において、検証を実施した。

また、当委員会の結果については、令和7年2月に開催した農業信用保険業務運営委員会において説明・意見交換を行い、賛意が得られた。

その内容は信用基金ホームペー ジで公表している。

https://www.jaffic.go.jp/ whats_kikin/unei/uneiiinkainou.html

(イ) 期中管理

○ 要管理特定事前協議被保証者の 期中管理報告について、より的確 な内容を把握するために、記載欄 ごとに説明を付した記入例を作成 し、報告書提出依頼文書に添付し た。

なお、保証保険については、20 農業信用基金協会から、要管理特 定事前協議被保証者61者の期中 管理方針の報告、また、融資保険 については、9融資機関から、全 貸付先18者の直近の財務状況等 の報告を受け、その保険引受全案 件について状況検証と格付を行 い、格付区分に応じた対応を求め た。

○ 最近の大口保険事故事例を中心 に、事故事例(カルテ)2例を作 成し、信用基金ホームページ内の 会員専用ページにて情報提供を行った。

また、事故事例(カルテ)を活 用したウェブ勉強会を2農業信用 の勉強会や保証審査実務担 当者研修会などの機会を通 じて、審査の留意点や着眼 点等について認識の共有を 図った。

さらに、要管理特定事前協 議被保証者の期中管理報告 等を通じた被保証者の期中管理報告 外務状況の定期的な知力と 意識を通じた適確な足した 農業信用基金協会に促事前協 大口保険代位弁済の未主協 大口保険代位弁済の未主協 案件も当該農業信用基の協求 会に対し、再発防止策のと を 持置を講じ、適切に対応した。

以上のとおり、本項目につ いては、定量的指標の達成度 合は80%以上100%未満とな ったものの困難度が設定さ れていることに加え、保険事 故の増加には、全国的な企業 倒産件数が、2022年5月から 34 カ月連続で前年を上回り 戦後最長記録を更新する中、 農業分野においても、飼料・ 資材価格の高騰等により、畜 産業者の廃業件数が対前年 比で増加するなど、農業をめ ぐる社会経済環境が悪化し ていることがその背景にあ る一方で、定性的な取組を着 実に実施したことから、総合 してBとする。

<課題と対応> 特になし。

な着実には 事は 実には、 実には、 管理、 でない、 は、 でするが、 ででは にないが、 ででは にないが、 ででは にないが、 ででは にないがら には ででは にないがら には にないがら にないががら にないががら

これらのことか ら、目標の達成度合 を下回っているもの の、本事項は困難度 が高い項目であるこ とを勘案して、

「B」評価が妥当である。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。

<その他事項> 特になし。 より保険事故率の低減を 図ることは、農業者の経 営継続に資するととも に、農業信用保険制度の 持続的かつ安定的な運営 の確保に貢献するため。

【困難度:高】

- ・事故事例の分析及び対 応策等を還元し、事故率 低減に向けた現実的な成 果を得るには、各地の営 農類型ごとの実態など農 業の知見のみならず、期 中管理等に関する融強 関及び農業信用基金協会 の取組実態を十分に理解 した上での対応が求めら れるため。
- ・ 事故率の低減を着実に 図っていくためには め細やかな期中管理、、 の細や位弁済を従来にい 増して適切に行り、 と下ではウライナり、 と下ではウ原油価もり、 と下で伴う原油価もり、 と下で伴う原油の 高騰が生じておめ にないるため。
- <想定される外部要因> 経済情勢、国際環境の変 化、災害の発生、法令の変更 等の影響を受けるものであ るため、評価において考慮 するものとする。

- ② 事故事例を活 用して、農業信 用基金協会、融 資機関との期中 管理業務の認識 の共有を図る。
- ③ 農業信用基金 協会において済が 行われるよう。 大口保険代位弁 済案件の事前協 議を全件について確実に実施する。
- (注)「要管理特定 前協議被保証時に 前協議、場合した 前協議、場合した 前協議、農業が100 保証残止用者 所門、金子 管理先 もの。 を一つ、会要 もの。 を一つ、会要 もの。

【指標】

- 直近年度をはじめと する過年度の事故事例 の分析を行い、そこか ら得られる知見・教訓、 対応策を全国の農業信 用基金協会に対し毎年 度定期的に還元する
- 保険事故率の低減 年度評価:

償還事故率を1%以下とする 見込評価・期間実績評

見込評価・期間実績評価:

中期目標期間中の平 均償還事故率が、前中 期目標期間の実績を下 回る

- ③ 農業信用基金 協会において 行われるようが 行われるよく位弁 済案件の事前協 議を全件に実施 で確実に実施 る。

基金協会と開催し、引受審査時や 期中管理において注意すべきポイント等について意見交換を行い、 期中管理の重要性等について認識 を共有した。

○ 令和6年度の大口保険代位弁済 案件は、全件事前協議を実施し た。

上記のほか、農業信用基金協会からの協議漏れにより事前協議未 実施のまま代位弁済実行した案件 (1件)があったが、当該農業信 用基金協会に対し、通常の事前協議必要書類に加え、事前協議が未 実施となった理由及び今後の再発 防止策を記した書面の提出を求めたうえで事後に審査を行い問題がないことを確認するとともに、当該農業信用基金協会に対し、今後、確実に事前協議を実施するよう注意喚起を行った。

【指標】			
○ 過年度の	事故事例の		
分析を行い	そこから		
得られる知	見・教訓、		
対応策をま	とめた事故		
事例集を作	戈するとと		
もに、それ			
農業信用基			
勉強会等を	見催する しょうしゅう		
○ 保険事故	室の低減 マスティー		
	率を1%以		
下とする			

第1-1-(2)-ウ 農業信用保険業務-農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-適切な求償権の管理・回収の取組の促進

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット	主要なアウトプット(アウトカム)情報										
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
長期固定化求償権(8 年以上固定化)残高 (百万円)	中期目標期間中に 長期固定化求償権 残高を半減	483	351	262							

3. 各事業年度の業務に係る	o目標、計画、業務実績、年度 「一」	評価に係る自己評価及び主務	大臣による評価			1 > == = == =
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2)農業信用保険制度の	(2)農業信用保険制度の	(2)農業信用保険制度の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	評定:A	評価 B
持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	〇 全国ベースで見	〇 回収率向上に資する効果的な回	回収事例(2件)を作成し、	<評定に至った理由
運営の確保	運営の確保	運営の確保	た長期固定化求償	収事例を作成(2件)し、農業信用	農業信用基金協会に提供(会員	>
農業者の信用力の	農業者の信用力の	農業者の信用力の	権(8年以上固定	基金協会に提供(会員専用ホーム	専用ホームページに掲載)した	農業信用基金協会
補完による資金調達	補完による資金調達	補完による資金調達	化)残高について、	ページに掲載)した。	ことに加え、農業信用基金協会	の長期固定化求償権
の円滑化を図るとい	の円滑化を図るとい	の円滑化を図るとい	費用対効果を勘案		の長期固定化求償権の債権額	について、適切なタ
う役割を適切に果た	う役割を適切に果た	う役割を適切に果た	しながら、中期目	〇 農業信用基金協会の長期固定化	(全国ベース)の減少を加速化	イミングでの償却・
すため、健全かつ質の	すため、健全かつ質の	すため、健全かつ質の	標期間中に半減さ	求償権について、適切なタイミン	させるため、農業信用基金協会	管理停止を行えるよ
高い業務運営を通じ	高い業務運営を通じ	高い業務運営を通じ	せることを目標と	グでの償却・管理停止が行えるよ	の6年度決算に間に合うよう	うにするためのガイ
て農業信用保険制度	て農業信用保険制度	て農業信用保険制度	する	う、農業信用基金協会の人員・体制	「求償権の償却基準の運用に関	ドライン案等を策定
の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的		等を考慮した償却の基準、タイミ	するガイドライン案」の作成に	するという今年度の
な運営に努めること	な運営に努める。	な運営に努める。	<その他の指標>	ングについて、参考となるガイド	意欲的に取り組んだ結果、主務	目標に対して、年度
とし、以下の取組を行			〇 回収事例を収集	ライン案を作成するため、令和5	省をはじめとする関係者との調	内(令和7年3月)
う。			し、事例集として	年度に作成した「求償権の償却基	整を速やかかつ適切に終え、早	に策定に至ったこと
ウ 適切な求償権の	ウ 適切な求償権の	ウ 適切な求償権の	とりまとめ、農業	準の運用に関するガイドライン	期に(令和7年3月)ガイドラ	は評価できる。
管理・回収の取組の	管理・回収の取組の	管理・回収の取組の	信用基金協会に提	(仮称) 骨子」を基に、ガイドライ	インの策定を実現させるととも	一方、自己評価で
促進	促進	促進	供する	ン信用基金案を作成し、農業信用	に、作成過程において農業信用	はAとされている
代位弁済の実施	(ア)農業信用基金協	(ア)サービサー、弁		基金協会から意見等を募った。	基金協会とも検討を深めた結	が、実際に当該ガイ
に伴う求償権を有	会において、求償	護士など外部専	<評価の視点>	農業信用基金協会から提出され	果、長期固定化求償権の減少に	ドラインを適用して
する農業信用基金	債務者の実情に	門家を活用した	適切な求償権の管	た意見等を踏まえ、ガイドライン	大きく貢献したことから、所期	長期固定化求償権残
協会に対し、	応じて、サービサ	事例を含め求償	理・回収の取組の促	案を作成し、成案を得たことから、	の目標を上回る成果があったと	高を減少させるの
・ 求償債務者の実	ーなど外部専門	権の回収事例を	進に向けて、基金協	農業信用基金協会の全国会議でガ	判断し、Aとする。	は、令和7年度以降
情に応じた効果	家も活用しなが	収集した上で、農	会に、効果的な回収	イドラインについて説明を行っ		になることを踏まえ
的な回収を実施	ら、効果的な求償	業信用基金協会	を実施するよう、ま	た。	<課題と対応>	れば、「所期の目標を
すること	権回収を実施す	に助言・支援を行	た適切なタイミング		特になし。	上回る」とまでは評
・農業信用基金協	るよう、助言、支	う。	で償却・管理停止を			価できない。
会の人員・態勢、	援等を行う。	(イ)農業信用基金協	行うよう助言・支援			以上を踏まえ、所
求償権の固定化	(イ)農業信用基金協	会の長期固定化	等は行われているか			期の目標を達成して
の状況等も考慮	会の人員・態勢、	求償権について、				いるとしてBとした

し、管理・回収に	求償権の固定化	適切なタイミン
要する費用とそ	の状況等も考慮	グでの償却・管理
の効果を十分に	し、管理・回収に	停止が行えるよ
比較した上で、適	要する費用とそ	う、農業信用基金
切なタイミング	の効果を十分に	協会の人員・体制
で償却・管理停止	比較した上で、適	等を考慮した償
を行うこと	切なタイミング	却の基準、タイミ
について助言、支援	で償却・管理停止	ングについて、参
等を行う。	を行うよう、助	考となるガイド
	言、支援等を行	ライン案等を作
【指標】	う。	成し、成案を得る
〇 長期にわたり回収		べく農業信用基
実績のない求償権に	【指標】	金協会の意見を
ついて、その実態を踏	〇 全国ベースで見た	聴取する。
まえ、費用対効果を勘	長期固定化求償権(8	
案しながら、債権額	年以上固定化)残高に	【指標】
(全国ベース)の減少	ついて、費用対効果を	〇 回収事例を収集し、
を促進する	勘案しながら、中期目	事例集としてとりま
	標期間中に半減させ	とめ、農業信用基金協
	ることを目標に、農業	会に提供する
	信用基金協会に対し	
	て助言、支援等を行う	

第1-1-(2)-エ 農業信用保険業務-農業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-その他事務処理の適正かつ迅速な実施

2. 主要な経年データ 主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等	達成目標	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報	
標準処理期間・日程	大口引受案件の事前協議に ついて、10 営業日以内の処 理率80%以上							
大口引受案件の 事前協議	10 営業日以内	100%	100%					

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度評価	価に係る自己評価及び主務大臣	による評価			
中期目標	中期計画		主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中期日信	中期計画	平反計画	土は評価指標	業務実績	自己評価	
(2)農業信用保険制度の持	(2)農業信用保険制度の持	(2)農業信用保険制度の持	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
続的かつ安定的な運営	続的かつ安定的な運営	続的かつ安定的な運営	〇 大口引受案件の	○ 令和6年度における大口引受案	評定:A	<評定に至った理由
の確保	の確保	の確保	事前協議につい	件の事前協議について、全案件(94	標準的な処理期間内の案	>
農業者の信用力の補	農業者の信用力の補	農業者の信用力の補	て、10 営業日以内	件)を 10 営業日以内に処理(処理	件処理に取り組んだ結果、処	中期目標及び中期
完による資金調達の円	完による資金調達の円	完による資金調達の円	の処理率を 80%以	率 100%) したため、定量的指標(処	理率が 100%であり、定量的	計画に基づく取組を
滑化を図るという役割	滑化を図るという役割	滑化を図るという役割	上とする	理率 80%以上)を達成した。	指標 (処理率 80%以上) の達	適確に実施すること
を適切に果たすため、健	を適切に果たすため、健	を適切に果たすため、健			成度合が 120%以上となっ	はもとより、提出書
全かつ質の高い業務運	全かつ質の高い業務運	全かつ質の高い業務運	<その他の指標>	ア 農業保証保険取扱要領に規定す	た。	類の簡素化の可否の
営を通じて農業信用保	営を通じて農業信用保	営を通じて農業信用保	なし	る様式のうち、農業信用基金協会	また、農業信用基金協会か	検討について着実に
険制度の持続的かつ安	険制度の持続的かつ安	険制度の持続的かつ安		からの提出書類について、不要な	らの提出書類の簡素化の可	実施した。
定的な運営に努めるこ	定的な運営に努める。	定的な運営に努める。	<評価の視点>	書類がないか、書類間で重複して	否の検討についても、着実に	こうした取組によ
ととし、以下の取組を行			利用者の手続面で	いる項目はないか、などに着目し、	実施した。	り、大口引受案件の
う。			の負担の軽減や業務	提出書類の簡素化の可否を検討し	以上のとおり、所期の目標	事前協議について、
エ その他事務処理の	エ その他事務処理の	エ その他事務処理の	の質的向上を図るた	た結果、次期農業保証保険システ	を大きく上回る成果があっ	10 営業日以内の処理
適正かつ迅速な実施	適正かつ迅速な実施	適正かつ迅速な実施	め、事務処理の簡素	ムの構築に向けて、システム負荷	たため、Aとする。	率が100%となり、目
利用者の手続面で	(ア) 保険引受け、保険	(ア)保険引受け、保険	化等その方法の点検	及び事務処理負担の軽減を図るた		標値の達成度合が
の負担の軽減や業務	金支払等の業務に	金支払等に係る農	等を実施しているか	め、継続的に検討を進めることと	<課題と対応>	120%以上となったこ
の質的向上を図るた	ついて、利用者の利	業信用基金協会か		した。	特になし。	とから、「A」評価
め、農業信用保険業務	便性の向上等に資	らの提出書類の簡				が妥当である。
に関する各事務の処	する観点から、農業	素化の可否等につ		イの分配を全球の大口保険保証事前		今後も、その他事
理について、手続の簡	信用基金協会から	いて、検討する。		協議案件については、全案件を中		務処理の適正かつ迅
素化等その方法の点	の提出書類の簡素	(イ)保険引受業務につ		期計画に定める標準的な処理期間		速な実施に向け、可
検を実施し、必要に応	化の可否等につい	いて、審査等の適正		内に処理した。		能かつ必要な範囲内
じて見直しを行うと	て、農業保証保険シ	性を確保しつつ、中		保険通知の処理・保険料の請求、		で当該法人独自の取
ともに、その適正性を	ステムの再構築等	期計画に定める標		保険金支払審査、回収納付金の納		組の継続が期待され
確保しつつ、標準的な	を踏まえて検討す	準的な処理の期間		付及び長期資金等貸付審査につい		る。

処理の期間又は日程 を定め、これに従って 実施する。

【指標】

○ 大口引受案件の事前 協議について、中期計画 に定める標準的な処理 の期間内の処理率を 80%以上とする

<目標水準の考え方> 農業信用基金協会又は融 資機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、信用基金の責めに帰 さない事由によるものについては、処理に要した期間から除くことが適当。 る。

(イ)農業信用保険業務 に関する各事務の 処理について、審査 等の適正性を確保 しつつ、標準的な処 理の期間又は日程 を定め、これに従っ て確実に実施する。

【指標】

○ 大口引受案件の事前協議 について、10 営業日以内 の処理率を 80%以上とす る

> (※)農業信用基金協会等 利用者からの提出 類及びその内容があり、補正による 備がありた場合にはため、 となった場質をあった。 出書類等が整っし、 は信用基金が判る旨 に時点からの 期間を りた時点のの もののの となった。

> (参考)標準的な処理の期 間・日程

- ① 大口引受案件の事 前協議:10 営業日以 内
- ② 保険通知の処理・保 険料徴求
 - ・農業信用基金協会 (協会)からの保険 料納付日:毎月 25 日(当該日が営業日 でない場合は翌営 業日。以下同様。)
 - ・協会からの保険通 知書の提出期限:納 付月の前月5日
 - ・上記の期限までに 必要書類をそろえ

内に確実に案件の 処理を行う。

あわせて、保険金 支払審査、保険通知 の処理等について、 中期計画に定める 標準的な処理の期 間又は日程に沿っ て事務を処理する。

【指標】

○ 大口引受案件の事前 協議について、10 営業 日以内の処理率を 80% 以上とする

(参考)標準的な処理の期 間・日程

- ① 大口引受案件の事 前協議:10 営業日以 内
- ② 保険通知の処理・保 険料徴求
 - ・農業信用基金協会 (協会)からの保険 料納付日:毎月 25 日(当該日が営業日 でない場合は翌営 業日。以下同様。) ・協会からの保険通 知書の提出期限:納
 - 付月の前月5日 ・上記の期限までに 必要書類をそろえ

ては、中期計画で定める標準的な 処理の日程に沿って事務処理を実 施した。

ウ 上記ア及びイの取組について、 令和6年12月に開催した業務運営 の検証委員会において、基金協会 から提出される書類の簡素化の可 否等、また、農業信用保険業務にお ける各事務の処理状況について検 証を行い、今後も、各事務につい て、標準的な処理の期間又は日程 に沿って処理していくこととし た。

また、当委員会の結果について は、令和7年2月に開催した農業 信用保険業務運営委員会において 説明・意見交換を行い、賛意が得ら れた。

その内容は信用基金ホームペー ジで公表している。

https://www.jaffic.go.jp/
whats_kikin/unei/uneiiinkainou.html

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。

<その他事項> 特になし。

て提出があった場	て提出があった場		
合の信用基金から	合の信用基金から		
の保険料納入請求	の保険料納入請求		
書の送付日:納付月	書の送付日:納付月		
1日	1日		
・信用基金からの差	・信用基金からの差		
引計算通知書送付	引計算通知書送付		
日:納付月18日	日:納付月 18 日		
③ 保険金支払審査	③ 保険金支払審査		
・協会への保険金支	・協会への保険金支		
払日:毎月5日、15	払日:毎月5日、15		
日、25 日	日、25 日		
・協会からの保険金	・協会からの保険金		
請求書の提出期限:	請求書の提出期限:		
毎月5日支払につ	毎月5日支払につ		
いては、前月の 20	いては、前月の 20		
日まで	日まで		
毎月 15 日支払に	毎月 15 日支払に		
ついては、前月の末	ついては、前月の末		
日まで	日まで		
毎月 25 日支払に	毎月 25 日支払に		
ついては、当月の	ついては、当月の		
10 日まで	10 日まで		
・上記の期限までに	・上記の期限までに		
必要書類をそろえ	必要書類をそろえ		
	が安音規ででつれて て提出があった場		
て提出があった場			
合の信用基金から	合の信用基金から		
の保険金支払通知	の保険金支払通知		
書の送付日:	書の送付日:		
毎月5日支払につ	毎月5日支払につ		
いては、前月の 28	いては、前月の 28		
日	日		
毎月 15 日支払に	毎月 15 日支払に		
ついては、当月の8	ついては、当月の8		
日	日		
毎月 25 日支払に	毎月 25 日支払に		
ついては、当月の	ついては、当月の		
18 日	18 日		
④ 回収納付金の納付	④ 回収納付金の納付		
・協会からの回収納	・協会からの回収納		
付金納付日:毎月	付金納付日:毎月		
25 日	25 日		
	25 ロ ・協会からの回収通		
・協会からの回収通			
知書の提出期限:	知書の提出期限:		
当月納付の協会 当	当月納付の協会		
月 10 日まで	当月 10 日まで		

翌月納付の協会 納 付月の前月末日まで ・上記の期限までに 必要書類をそろえ て提出があった場 合の信用基金から の回収納付通知書 の送付日:毎月 18 日 毎 日 第査 ・協会からの借入申 込書の提出期限:貸 付予定日の7営業 日前まで ・(ウ)これらの事務につ いて、上半期の実績 をとりまとめた上 で、業務運営の検証 委員会において検 証する。				
で ・上記の期限までに 必要書類をそろえ て提出があった場 合の信用基金から の回収納付通知書 の送付日:毎月 18 日 ⑤ 長期・短期資金貸付 審査 ・協会からの借入申 込書の提出期限:貸 付予定日の7営業 日前まで (ウ)これらの事務につ いて、上半期の実績 をとりまとめた上 で、業務運営の検証 委員会において検	翌月納付の協会 納	翌月納付の協会 納		
・・上記の期限までに 必要書類をそろえ て提出があった場 合の信用基金から の回収納付通知書 の送付日:毎月18 日 ⑤ 長期·短期資金貸付 審査 ・協会からの借入申 込書の提出期限:貸 付予定日の7営業 日前まで ・協会からの借入申 込書の提出期限:貸 でのうかの借入申 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にの会別を行うでは、 にのの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証をとりまとめた上で、業務運営の検証を分別を正を与会において検	付月の前月末日ま	付月の前月末日ま		
必要書類をそろえ て提出があった場 合の信用基金から の回収納付通知書 の送付日:毎月18 日 ⑤ 長期・短期資金貸付 審査 ・協会からの借入申 込書の提出期限:貸 付予定日の7営業 日前まで 必要書類をそろえ て提出があった場 合の信用基金から の回収納付通知書 の送付日:毎月18 日 ⑤ 長期・短期資金貸付 審査 ・協会からの借入申 込書の提出期限:貸 付予定日の7営業 日前まで (ウ)これらの事務につ いて、上半期の実績 をとりまとめた上 で、業務運営の検証 委員会において検	で	で		
て提出があった場合の信用基金からの回収納付通知書の送付日:毎月 18日日	・上記の期限までに	・上記の期限までに		
て提出があった場合の信用基金からの回収納付通知書の送付日:毎月 18日 日	必要書類をそろえ	必要書類をそろえ		
合の信用基金から の回収納付通知書 の送付日:毎月 18 日 ⑤ 長期・短期資金貸付 審査 ・協会からの借入申 込書の提出期限:貸 付予定日の7営業 日前まで (ウ)これらの事務につ いて、上半期の実績 をとりまとめた上 で、業務運営の検証 委員会において検	て提出があった場			
の回収納付通知書 の送付日: 毎月 18 日 ⑤ 長期・短期資金貸付 審査 ・協会からの借入申 込書の提出期限:貸 付予定日の7営業 日前まで (ウ)これらの事務につ いて、上半期の実績 をとりまとめた上 で、業務運営の検証 委員会において検				
の送付日:毎月 18 日 ⑤ 長期・短期資金貸付 審査 ・協会からの借入申 込書の提出期限:貸 付予定日の7営業 日前まで (ウ)これらの事務につ いて、上半期の実績 をとりまとめた上 で、業務運営の検証 委員会において検				
日 ⑤ 長期・短期資金貸付 審査 ・協会からの借入申 込書の提出期限:貸 付予定日の7営業 日前まで (ウ)これらの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証 委員会において検				
(5) 長期・短期資金貸付審査 ・協会からの借入申 込書の提出期限:貸付予定日の7営業日前まで (ウ)これらの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会において検				
審査 ・協会からの借入申 込書の提出期限:貸 付予定日の7営業 日前まで (ウ)これらの事務につ いて、上半期の実績 をとりまとめた上 で、業務運営の検証 委員会において検	⑤ 長期・短期資金貸付			
・協会からの借入申 込書の提出期限:貸 付予定日の7営業 日前まで (ウ)これらの事務につ いて、上半期の実績 をとりまとめた上 で、業務運営の検証 委員会において検				
込書の提出期限:貸付予定日の7営業日前まで 公書の提出期限:貸付予定日の7営業日前まで (ウ)これらの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会において検				
付予定日の7営業日前まで 付予定日の7営業日前まで (ウ)これらの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会において検				
日前まで				
(ウ)これらの事務について、上半期の実績をとりまとめた上で、業務運営の検証委員会において検				
いて、上半期の実績 をとりまとめた上 で、業務運営の検証 委員会において検				
いて、上半期の実績 をとりまとめた上 で、業務運営の検証 委員会において検		(ウ)これらの事務につ		
をとりまとめた上 で、業務運営の検証 委員会において検				
で、業務運営の検証 委員会において検				
委員会において検				
皿 9 0 0				
		ш э О о		

第1-2 林業信用保証業務

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
林業信用保証業務 (1)森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	
(第1-2-(1)参照) (2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営	予算額(千円)	11, 371, 484	11, 290, 596				
(第1-2-(2)参照)	決算額(千円)	6, 775, 882	6, 243, 196				
	経常費用(千円)	935, 073	1, 319, 884				
	経常収支 (千円)	173. 538	△897,206				
	行政コスト (千円)	942,666	1, 320, 653				
	従事人員数(人) ※期首の全体数	※102	※105				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業	美務実績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による調	评価		
中和日福	中和計画	生典計画	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (1)森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進(第1-2-(1)参照) (2)林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保(第1-2-(2)参照)	第1-2-(1)及び (2)を参照。	同左	同左	評定: A 1項目についてA、1項目についてBとしたことから、評価の基準を踏まえ、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。	評定 A < マアに至った理由> 2つの小項目のうち、1項目でA、1項目でBとなった。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価を持った結果、中項目「2 林業信用保証業務」についてはA評価とする。

		及び改善方策> 特になし。
		<その他事項> 特になし。

第1-2-(1) 林業信用保証業務-森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務	務情報及び人員に	関する情報)			
林業信用保証業務		令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(1)森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進		(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)
ア 融資機関等に対する普及推進の取組 (第1-2-(1)-ア 参照) 	予算額(千円)					
イ 社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援 (第1-2-(1)-イ 参照)	決算額(千円)					
(第1-2-(1) -1 参照)	経常費用(千円)			/		
	経常収支 (千円)				/	
	行政コスト (千円)					/
	従事人員数(人) ※期首の全体数					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業	務実績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による記	平価		
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	・自己評価	主務大臣による評価
中州口信	中规引四	十反司四	業務実績	自己評価	
	第1-2-(1)-ア及びイを参照。	同左	同左	評定: B 1項目についてA、1項目についてBとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「(1)森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進」についてはB評価とする。	評定 B <アランドでは、アランには、アランドでは、アランにはいいは、アランには、アランにはいいは、アランには、アランにはいいは、アランにはいいは、アランにはいいは、アランにはいいは、アランにはいいは、アランにはいいはいは、アランにはいいは、アランにはいいはないは、アランにはいいはないは、アランにはいいはないは、アランにはいいはないは、アランにはいいはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないはないは

		重要度が高い項目については、 ウエイトを2倍としている。
		<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> 特になし。
		<その他事項> 特になし。

第1-2-(1)-ア 林業信用保証業務-森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進-融資機関等に対する普及推進の取組

2. 主要な経年データ

1. 12.01117								
主要なアウトプット(アウトカム)情報								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
素材生産、造林・育林、種 苗生産に係る保証引受額	前中期目標期 間最終年度比 5%以上増加	63 億 28 百万円	57 億 82 百万円 87.0%	57 億 15 百万円 86.0%				
保証引受額	_	_	135 億 53 百万円	137 億 65 百万円				
保証引受額平均	中期目標期間 における保証 引受額平均 200 億円以上	-	135 億 53 百万円	136 億 59 百万円				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
	-h-#0=1:=:	左 左 司王	主な評価指標	法人の業務実績・自	主務大臣による評価	
中期目標	中期計画	年度計画		業務実績	自己評価	
2 林業信用保証業務	2 林業信用保証業務	2 林業信用保証業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
(1)森林・林業・木材産	(1)森林・林業・木材産	(1)森林・林業・木材産	〇 中期目標期間に	〇 制度普及の対象を明確化するととも	評定:B	<評定に至った理由
業施策に対応した林	業施策に対応した林	業施策に対応した林	おける保証引受額	に、制度普及の効果的・効率的な手法	令和6年度の素材生産、造	>
業信用保証業務の推	業信用保証業務の推	業信用保証業務の推	平均を 200 億円以	を見出すため、以下の取組を実施した。	林・育林、種苗生産に係る保	素材生産、造林・育
進	進	進	上とし、素材生産、	(1)3か年で全国を一巡させる資金二	証引受額は57億15百万円で	林、種苗生産に係る
林業・木材産業分野	ア 融資機関等に対	ア 融資機関等に対	造林・育林、種苗生	ーズ調査の2年目として、森林資源	あり、定量的な指標値(66億	保証引受額は57億
における脱炭素・グリ	する普及推進の取	する普及推進の取	産に係る保証引受	供給地域である中国地方、四国地方	45 百万円) に対する達成率は	15 百万円であり、目
ーン化の取組やスマ	組	組	額を、毎年度、前中	及び九州地方の林業者等を対象に調	86.0%となった。	標の達成度合は
ート林業の実装等に	信用基金の信用	信用基金の信用	期目標期間最終年	査を実施した。	資金ニーズ調査や利用者	86.0%及び中期目標期
伴い新たに生ずる資	補完機能の発揮に	補完機能の発揮に	度比で5%以上増	実施に当たっては、信用基金の限	アンケートについては、より	間における保証引受
金需要にも対応し、適	向けて、信用リスク	向けて、信用リスク	加	られた人材リソースを融資機関への	効果的なものとなるよう前	額平均は、136億59
切な引受けを進める。	管理の適切な実施	管理の適切な実施		制度普及等他の取組に有効活用する	年度の取組を活かして見直	百万円で目標未達成
あわせて、林業・木材	に留意しつつ、地域	に留意しつつ、地域	<その他の指標>	とともに、効果的な調査を実施する	しを行った上で取り組み、今	となっているが、融
産業経営の多様化等	性等を踏まえて、特	性等を踏まえて、特	〇 林業信用保証サ	観点から林業・木材産業や調査分析	後の制度普及に向けたヒン	資機関との勉強会を
が進んでいる中、個々	に融資機関に対す	に融資機関に対す	ービスに関する利	に知見を有する外部の者に委託し	トを得ることができた。	38 先と増やし、普及
の経営の財務状況に	る制度普及を推進	る制度普及を推進	用者のニーズの把	た。	また、融資機関等に対する	推進した。
基づく信用リスクに	することにより利	することにより利	握に係る取組状況	調査のうち、アンケート調査につ	普及については、上期・下期	なお、本業務は、前
応じた引受けを進め	用が促進されるよ	用が促進されるよ		いては、昨年度の実施結果を踏まえ、	それぞれの取組について融	中期目標期間におい
る。	う、以下の取組を行	う、以下の取組を行	<評価の視点>	資金使途区分をより詳細にする等の	資機関の意見等を聞き取っ	ては、事業経営の大
また、引き続き、林	う。	う。	信用リスク管理の	見直しを行うとともに、対象者数を	た上で内容の見直し等の検	型化・自立化に伴う
業信用保証サービス	(ア)外部の知見も活用	(ア)制度普及の対象を	適切な実施に留意し	昨年度から増やして実施し、約 100	討を行うなど、部門で意見を	保証利用の終了、保
に関する利用者の二	して地域ごとの林	明確化するため、外	つつ、地域性等を踏	者増の 618 者(回答率約 22%)から	出しあって積極的に取り組	証料率水準について

- ーズを適確に把握し つつ、当該サービスを 必要とする林業者等 が適切に利用できる ように取り組む。
- ア 融資機関等に対 する普及推進の取

信用基金の信用 補完機能の発揮に 向けて、信用リスク 管理の適切な実施 に留意しつつ、地域 性等を踏まえて、特 に融資機関に対す る制度普及を推進 することにより利 用を促進する。

【指標】

- 中期目標期間にお ける保証引受額平均 を 200 億円以上とし、 素材生産、造林・育林、 種苗生産に係る保証 引受額を、毎年度、前 中期目標期間最終年 度比で5%以上増加
- 林業信用保証サー ビスに関する利用者 のニーズの把握に係 る取組状況

【重要度:高】

人工林資源が本格的 な利用期を迎えている 中、2050 年カーボンニ ュートラルに寄与する 「グリーン成長」を実現 していくためには、国産 材供給量の拡大ととも に、確実な再造林による 森林の保続が重要であ り、そのための林業信用 保証による資金調達の

- 業者等の資金ニー ズの把握等を行い、 融資機関、関係団 体、地方公共団体等 との十分な連携の 下、対象を明確化し て重点的な制度普 及に取り組む。
- (イ) ホームページ、パ ンフレット等につ いて、外部の知見も 活用し、林業者等、 融資機関、地方公共 団体等各ステーク ホルダーの目線に 立って見直しを進 める。
- (ウ)利用者目線に立っ て保証引受業務に 要する手続の効率 化・スリム化に取り 組む。

これらについては、毎 年度、年度計画において 活動内容を明確に定め るとともに、その成果に ついては毎年度、業務運 営の検証委員会で検証 した上で、中期目標期間 最終年度(令和9年度) にあるべき姿の実現を 図る。

【指標】

- 中期目標期間にお ける保証引受額平均 を 200 億円以上とし、 素材生産、造林・育林、 種苗生産に係る保証 引受額を、毎年度、前 中期目標期間最終年 度比で5%以上増加
- 林業信用保証サー ビスに関する利用者 のニーズの把握に係

- 部の知見も活用し、 中国地方、四国地方 及び九州地方の林 業者等の潜在的な 資金ニーズを広く 把握する調査を行 う。また、令和5年 度の調査結果を踏 まえ、融資機関、関 係団体及び地方公 共団体等と連携し つつ、制度普及を行 う。さらに、令和5 年度の保証利用者 を対象とするアン ケートの結果を踏 まえ、効果的・効率 的な手法による普 及を行う。
- (イ) 見直し後のホーム ページの本格運用 を開始しつつ、見直 しによる効果をア クセス解析等によ り把握し、必要に応 じてコンテンツの 充実等に取り組む。 また、パンフレッ トについては、制度 普及に活用しなが ら必要に応じて改 定を行う。
- (ウ) 利用者目線に立っ て、保証引受業務等 に要する押印廃止 に取り組む。

これらについて、業務 運営の検証委員会で検 証し、必要に応じて見直 しを行うとともに、運営 委員会に報告する。

【指標】

素材生産、造林・育 林、種苗生産に係る保

まえて、特に融資機 関に対する制度普及 を推進することによ り利用を促進する取 組は行われているか

回答を得た。

この結果、調査対象地域を変えて も林業信用保証を知らない者が依然 として多く存在することが明らかと なったことから、これらの者に対し、 ダイレクトメールの送付による制度 普及や寄せられた意見へのフォロー アップ等を行うとともに、資金ニー ズのある事業者が多く利用している 融資機関3先に対し、意見交換や勉 強会等の案内を追加的に行った。

また、アンケート調査を補完し、 今後の制度普及に反映することを目 的として、林業生産額に比して林業 信用保証の利用が低位な大分県にお いて、林業者等、融資機関及び地元 自治体との情報交換会を2箇所で実 施した。

この結果、同県の特性として、中 核となる林業者等については恒常的 に発生する運転資金については自己 資金の範囲内で対応しており運転資 金のニーズが発生しづらい地域があ ること、林業者等であっても地域の 商工会とのつながりが強いこと等が 把握できたことから、これらを今後 の制度普及に当たって活かすことと した。

(2) 林業信用保証を利用している者を 対象とするアンケート調査について は、内容を一部見直した上で、前年 度に引き続き実施したところ、285件 の回答を得た。この結果、保証の利 用終了後には出資金の払戻しできる ことを知らない者が回答者の約4割 存在すること等が明らかとなったこ とから、林業者等を対象とする説明 会やパンフレットへの記載等を通じ て、出資金に関する情報発信にも積 極的に取り組むこととした。

また、利用者アンケートにおいて 寄せられた意見について、必要に応 じて信用基金における対応方針等を お知らせするためのフォローアップ 等を行うとともに、手続きの見直し んだ。

これにより、融資機関との 勉強会は、昨年度の3先から 38 先と大幅な増加となり、普 及推進に大きく寄与した。さ らに、金融関係雑誌への積極 的な対応による記事掲載な どは、林業信用保証の認知度 向上にもつながった。

ホームページの刷新やパ ンフレットの活用等につい ては、ホームページの閲覧を 促すためのコンテンツの充 実やメールマガジンの配信、 パンフレットの活用に着実 に取り組んだ結果、金融機関 ホームページに掲載された 信用基金ホームページへの リンクより情報を知り、新規 引受につながった事案もあ り、大きな効果がみられた。

さらに、計画にない取組と して、委嘱費の更なる利用拡 大、都道府県との連携強化、 林業関係団体の研修会への 出講等に取り組むことによ り、森林組合からの紹介を受 けた事業者が保証利用の希 望を融資機関に持ち込んだ 案件があるなど効果がみら れた。また、全国商工会連合 会との意見交換により、都道 府県の商工会へ制度を案内 してもらう方向で協議を行 うなど、困難度が高い業務で あるにも関わらず信用基金 の創意工夫により所期の目 標を大きく上回る成果があ った。

本項目については、定量的 指標の達成度合は 80%以上 100%未満となったものの困 難度が設定されていること に加え、信用基金の創意工夫 により計画外も含めて数多 くの取組を行い大きな成果

の融資機関とのリス ク分担の適正化の進 展及び令和2年度以 降の新型コロナウイ ルス感染症の影響等 による保証引受額の 減少等により、今後 の保証引受額の拡大 は厳しい状況である ため困難度が高い。

これらのことか ら、目標の達成度合 を下回っているもの の、本事項は困難度 が高い項目であるこ とを勘案して、

「B」評価が妥当で ある。

<指摘事項、業務運 営上の課題及び改善 方策> 特になし。

<その他事項> 特になし。

円滑化は重要であるた	る取組状況	証引受額を前中期目	等にも反映した。	が得られたことから、総合し	
め。		標期間最終年度比で		てBとする。	
林業信用保証制度の		5%以上増加	(3)前年度に行った融資機関への個別		
利用促進のため、引き続		〇 林業信用保証サー	ヒアリング等により、保証引受は主	<課題と対応>	
き、信用リスク管理の適		ビスに関する利用者	に融資機関の意向によって左右され	定量的指標の達成状況を	
切な実施に留意しつつ、		のニーズの把握に係	ることが明らかとなったことから、	踏まえ、上記の対応を行っ	
融資機関や林業関係団		る取組状況	令和6年度は特に融資機関を意識し	た。	
体等への効率的で効果			た制度普及に力を入れて取り組むこ		
的な手法による普及を			ととした。		
推進することとし、林業			上期は、保証残高のある融資機関		
者等が資金調達を図る			の本店 131 先を対象に、下期は過去		
際、信用基金が保証機関			に利用実績があるもののここ数年新		
の選択肢となるよう特			規引受がない融資機関の支店等 162		
に融資機関への制度普			先を対象に、他業務を抱えつつも職		
及に重点的に取り組む			員が手分けをして電話等による勉強		
必要があるため。			会の案内を行ったところ、38 先との		
			勉強会が実現した。勉強会において		
【困難度:高】			は、信用基金からの説明として林業		
前中期目標期間にお			信用保証の概要や必要書類の案内等		
いては、事業経営の大型			を行う一方、融資機関との意見交換		
化・自立化に伴う保証利			を積極的に行ったことによって、融		
用の終了、保証料率水準			資機関が必要としている情報や不明		
についての融資機関と			点等を把握することができた。さら		
のリスク分担の適正化			に、実施後に融資機関に個別の聞き		
の進展及び令和2年度			取りを行い、勉強会の内容等に対す		
以降の新型コロナウイ			る意見を把握したことにより、より		
ルス感染症の影響等に			効果的な取組につなげるよう努め		
よる保証引受額の減少			た。		
等により、今後の保証引			なお、勉強会が実現しなかった先		
受額の拡大は厳しい状			についても、電話等の際に制度概要		
況であるため。			を説明したことによって、林業信用		
			保証に関する関心を示した先や内容		
<想定される外部要因>			への理解を得られた先が複数あった		
経済情勢、国際環境の			ことから、今後の普及にもつながる		
変化、災害の発生、法令			取組となった。		
の変更等の影響を受け			(4) =1 = 1= 40 \ DB 20 \ 1 = - 402 \ 1		
るものであるため、評価			(4)計画にない取組として、新たに、		
において考慮するもの			金融関係の2つの新聞社に対し、融		
とする。			資機関との勉強会開催日程や制度見		
			直しの内容等についてこまめに情報		
			提供を行った。この結果、このうち		
			2件の勉強会で取材を受け記事化さ		
			れた。また、信組系統金融の新聞に		
			も記事が掲載された。さらに、金融		
			関係雑誌への寄稿を3回行った。		
			これらの取組により、融資機関に		

おける林業信用保証の認知度向上に
つながった。
3 57.5
(5) 一页(5) 人园层田本庄均本华内
(5)このほか、全国信用金庫協会等の
融資機関中央団体にも勉強会開催に
ついての働きかけを行うとともに、
今後の業務効率化に向けた意見交換
等を実施すること等を通じて、融資
機関中央団体との連携強化を図るこ
とにより、林業信用保証の融資機関
への制度普及につなげた。
〇 ホームページの刷新やパンフレット
の活用等について、以下の取組を実施
U.E.
(1)ホームページについては、見直し
た制度内容について掲載するなどコ
ンテンツの充実に取り組むととも
に、新たに融資機関や林業関係団体
等に対し毎月1回のメールマガジン
を発行し、ホームページ掲載情報の
発信等を行った。
また、融資機関に対し信用基金ホー
ームページへのリンク設定(被リン
ク)を働きかけ、2件の融資機関が
被リンク設定をしていることを確認
した。
さらに、アクセス解析では信用基
金内部と外部のアクセスを区分して
把握することは困難であり、サイト
見直しの効果を適確に把握できない
ことが明らかとなったことから、当
信用基金のホームページが検索エン
ジンで上位に表示されるよう、使用
する文言を工夫することをもって対
応した。これらにより、情報提供ツ
ールとしてのホームページの活用に
取り組んだ。
(2) パンフレットについては、制度の
見直し等に伴う内容の更新を随時行
うとともに、配布先に応じた内容に
一部変更した上で、都道府県や林業
関係団体等の会議や研修会等におい
て活用した。また、新たな配布先の
開拓として、これまで配布を行って
 MARKO C. CITO, CROPCII / C.

いない他の独立行政法人の研修会に
おける配布や、農業部門との連携に
よる都道府県農業信用基金協会の会
議等における配布等により、信用基
金が直接提供したものだけで約
4,000 部となった。
また、融資機関や林業者等から問
合せの多い制度資金について、林業
信用保証の利用につながるものであ
ることから、当該資金の普及に向け
て新たにパンフレットを作成すると
ともに、信用基金のホームページに
掲載し、制度資金に関する林業者等
からの問合せにも対応した。
これらにより、パンフレットの活
用による林業信用保証の普及により
一層取り組んだ。
(3) このほか、信用基金の創意工夫に
よって当初の計画にない以下の取組
を追加的に数多く実施し、今後の制
度普及につなげた。
① 令和6年6月に都道府県林業信
用保証担当者を集めた会議を開催
し、林業信用保証の現状と課題を
共有するとともに、制度普及の取
組について周知及び協力要請等を
行った。加えて、参加した都道府
県担当者との意見交換も実施し、
都道府県との連携を強化した。こ
れを契機に、都道府県等が発行す
る機関誌への広告や原稿の掲載依
頼が増加した。
② 都道府県レベルでの林業信用保
証の普及活動を支援するため、都
道府県委嘱費の積極的な活用につ
いて、都道府県林業信用保証担当
者会議やメール等で呼びかけたこ
とにより、委嘱費の利用都道府県
数は、前年度の29道府県から令和
6年度は33道府県と、さらに拡大
した。
③ 都道府県やその林業関係団体等
に対し、研修会等への出講や広告
出稿等に信用基金が協力する旨を
周知したところ、7件の出講、13

誌への広告掲載につながった。ま
た、国や林業関係中央団体の機関
誌への広告等の掲載を延べ 20 回
実施した。
④ 資金ニーズ調査の結果を受け、
全国商工会連合会を訪問し、制度
の説明を行うとともに、都道府県
商工会連合会への制度普及につい
て意見交換を行った。
⑤ 制度の見直しやパンフレットの
更新等の際に、林政記者クラブへ
のプレスリリースを行い、メディ
アを通じた普及に取り組んだ。
アで通じた首及に取り組んだ。
○ 利用者目線に立って、保証審査に関
する書類への押印の省略等様式の見直
しを行った。この取組により、融資機
関や林業者の負担軽減が図られた。
さらに、保証審査後に融資機関に提り、
出を求める書類を見直し、令和7年度
から削減することとした。
上記の取組について、令和6年12月
に開催した業務運営の検証委員会にお
いて検証を行い、今後は、効果がある
と思われる従来の取組を継続しつつ、
新たな取組も模索しながら制度普及に
取り組むこととなった。
また、この検証結果については、令
和7年2月に開催した林業信用保証業
務運営委員会において説明・意見交換
を行った。
その内容は信用基金ホームページで
公表している。
https://www.jaffic.go.jp/
<u>uneiiinkai-rin.html</u>

第1-2-(1)-イ 林業信用保証業務-森林・林業・木材産業施策に対応した林業信用保証業務の推進-社会経済情勢に対応した林業者等の資金調達円滑化の支援

2. 主要な経年データ								
主要なアウトプット(アウ	フトカム) 情報							
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

		<u>.</u>	<u> </u>	·	·	
3. 各事業年度の業務に係	る目標、計画、業務実績、年度	き評価に係る自己評価及び主義	務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中朔口信	中期計画	平 反前凹	土な計画担宗	業務実績	自己評価	
2 林業信用保証業務	2 林業信用保証業務	2 林業信用保証業務	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
(1)森林・林業・木材産	(1)森林・林業・木材産	(1)森林・林業・木材産	なし	〇 林業者等の資金調達の円滑化の支	評定:A	<評定に至った理由>
業施策に対応した林	業施策に対応した林	業施策に対応した林		援として、以下の取組を実施した。	災害復旧対策保証について、	中期目標及び中期計
業信用保証業務の推	業信用保証業務の推	業信用保証業務の推	<その他の指標>	(1)前年度に引き続き、新型コロナウ	対象災害の拡大により、従来よ	画に基づく取組を適確
進	進	進	なし	イルス及び原油価格・物価高騰等	りも迅速かつ前広に保証引受	に実施することはもと
林業・木材産業分野	イ 社会経済情勢に	イ 社会経済情勢に		により影響を受けた林業者等を支	ができるようになったことに	より、これまで林業・
における脱炭素・グリ	対応した林業者等	対応した林業者等	<評価の視点>	援するため、林業・木材産業災害復	加え、被災県への個別の働きか	木材産業災害復旧対策
ーン化の取組やスマ	の資金調達円滑化	の資金調達円滑化	自然災害からの復	旧対策保証の保証申込期間の延長	け等により、令和6年能登半島	保証は、「林野庁長官
ート林業の実装等に	の支援	の支援	旧や新規創業等に必	を2度にわたり行った。また、これ	地震や梅雨前線豪雨災害から	の指定する災害」に指
伴い新たに生ずる資	近年、頻発する自	近年、頻発する自	要な資金調達の円滑	まで本保証は「林野庁長官の指定	の復旧のための保証引受や問	定された災害のみ利用
金需要にも対応し、適	然災害からの復旧	然災害からの復旧	化等国の政策課題に	する災害」に指定された災害のみ	合せにつながったこと、また、	可能であったが、発災
切な引受けを進める。	や新規創業等に必	や新規創業等に必	対応するため、融資	利用可能であったことから、発災	新規創業や複合経営等につい	直後からの利用を可能
あわせて、林業・木材	要な資金調達の円	要な資金調達の円	機関や林業関係団体	直後からの利用を可能とするた	て融資機関を通じて事業者が	とするため、「災害救
産業経営の多様化等	滑化等国の政策課	滑化等国の政策課	への働きかけの推進	め、「災害救助法が適用された災	事業計画を作るための助言等	助法が適用された災
が進んでいる中、個々	題に対応するため、	題に対応するため、	や保証料の実質免除	害」も対象とする見直しを行った。	を実施したことなど、信用基金	害」も対象とする見直
の経営の財務状況に	保証料の実質免除	融資機関や林業関	措置を活用した引受		の創意工夫により目標を大き	しを行い、従来よりも
基づく信用リスクに	措置を活用した引	係団体への働きか	等の取組は行われて	(2)林業·木材産業複合経営化支援保	く上回る成果があったと認め	迅速かつ前広に保証引
応じた引受けを進め	受け等の着実な実	けを推進しつつ、保	いるか	証について、これまでは4事業(造	られる。	受を行えるようにした
る。	施に取り組む。	証料の実質免除措		林・育林、素材生産、木材・木製品	以上のとおり、所期の目標を	ことは、林業者等の実
また、引き続き、林		置を活用した引受		製造、木材卸売等)であって、林業	大きく上回る成果があったた	情を踏まえた法人の創
業信用保証サービス		け等の着実な実施		(造林・育林、素材生産)と木材産	め、Aとする。	意工夫による取組であ
に関する利用者の二		に取り組む。		業(木材・木製品製造、木材卸売等)		り、所期の目標を上回
ーズを適確に把握し				との組合せに限定していたことに	<課題と対応>	る成果といえるため
つつ、当該サービスを				ついて、林業信用保証の対象とな	特になし。	「A」評価が妥当であ
必要とする林業者等				る8事業(4事業に加え、薪炭生		る。
が適切に利用できる				産、林業種苗生産、きのこ生産、木		今後も、社会経済情
ように取り組む。				材製品利用等)全てに拡大すると		勢に対応した林業者等
イ 社会経済情勢に				ともに、どのような組合せであっ		の資金調達円滑化の支
対応した林業者等				ても本保証の対象とすることとし		援に向け、可能かつ必
の資金調達円滑化				た。		要な範囲内で当該法人

の支援		独自の取組の継続が期
近年、頻発する	(3) 令和6年能登半島地震による被	待される。
自然災害からの復	害を受けた石川県に対し、「令和6	1321130
旧や新規創業等に	年9月20日から同月23日までの	<指摘事項、業務運営
必要な資金調達の	間の豪雨による災害」による被害	上の課題及び改善方
円滑化等国の政策	状況等について聞き取りを行うと	策>
課題に対応するた	ともに、林業信用保証の活用につ	特になし。
め、保証料の実質	いて案内した。また、「令和7年岩	1312 0:00
免除措置を活用し	手県大船渡市における大規模火	<その他事項>
た引受け等の着実	災」及び「令和7年3月23日に発	特になし。
な実施に取り組む。	生した林野火災」において適用地	13.2 5.5 5
S. S	域である岩手県及び愛媛県の担当	
	者に状況について聞き取りを行う	
	とともに、当該県下の関係機関に	
	メールマガジン臨時号を発信し、	
	復旧の際の林業信用保証の活用に	
	ついて案内した。	
	(4)勉強会や事前相談等を通じて、信	
	用基金の審査の着眼点を共有化す	
	るとともに、前広な相談を促した。	
	特に新規創業や複合経営化等に	
	関する融資機関からの相談に対応	
	し、融資機関を通じて事業者が事	
	業計画を作成するための助言等を	
	17 先に対して行った。	
	117010710 (11770)	

第1-2-(2) 林業信用保証業務-林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報		②主要なインプット情報(財産	務情報及び人員に	関する情報)			
林業信用保証業務			令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営			(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)
ア 適切な保証料率の設定	(第1-2-(2)-ア 参照)	予算額(千円)					
イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施	(第1-2-(2)-イ 参照)	決算額(千円)					
ウ 求償権の回収の取組の実施	(第1-2-(2)-ウ 参照)	経常費用(千円)					
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	(第1-2-(2)-工 参照)	経常収支 (千円)				/	
		行政コスト (千円)					
		従事人員数(人) ※期首の全体数					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	主務大臣による評価	
中州日际	中规計画	十反司四	業務実績	自己評価	土が八足による評価
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 林業信用保証業務 (2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営の確保 ア 適切な保証料率の設定(第1-2-(2)-ア 参照) イ 代位弁済率の低減に向けた取組の実施(第1-2-(2)-イ 参照) ウ 求償権の回収の取組の実施(第1-2-(2)-ウ 参照) エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施 (第1-2-(2)-エ 参照)	第1-2-(1)-ア~工を参照。	同左	同左	評定: A 2項目についてA、2項目についてBとしたことから、評価の基準を踏まえ、小項目「(2) 林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営」についてはA評価とする。	評定 A <評定に至った理由> 4つの小項目のうち、2項目でA、2項目でBとなった。このうち、重要度が高いとされた1項目((ア)適切な保証料率の設定)でAとなり、「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、小項目「(2)林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営」についてはA評価とする。 (2項目×3点+2項目×2点+1項目×2点+2項目×2点)/(4項目×2点+2項目×2点)=125.0% ※算定にあたっては、評定毎の点数をS:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点とし、重要度が高い項目については、ウェイトを2

		倍としている。 <指摘事項、業務運営上の課題及び 改善方策> 特になし。
		<その他事項> 特になし。

第1-2-(2)-ア 林業信用保証業務-林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営-適切な保証料率の設定

王安なアワトノツト(アワトカム)情	翋
-------------------	---

王安なアワトノット(ア	/ワトカム) 情報							
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保証料率								
一般資金	-	年 0.20~1.80% (8段階)	年 0.20~1.80% (8段階)	年 0.20~1.80% (8段階)				
制度資金(木材産業等高度化推進資金、林業·木材産業改善資金等)	_	年 0.15~1.35% (8段階)	年 0.15~1.35% (8段階)	年 0.15~1.35% (8段階)				

3. 各事業年度の業務に係	系る目標、計画、業務実績、	年度評価に係る自己評価及	及び主務大臣による評価			
	中期計画	生典計画	→+>証体 比価	法人の業務実績・自	己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
(2) 林業信用保証制度	(2) 林業信用保証制度	(2)林業信用保証制度	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
の持続的かつ安定	の持続的かつ安定	の持続的かつ安定	なし	○ 適切な保証料率を設定するため、以下の取	評定:B	<評定に至った理由
的な運営の確保	的な運営の確保	的な運営		組を実施した。	業務収支の状況等について	>
林業者等の信用	林業者等の信用	林業者等の信用	<その他の指標>	(1)保証料率水準の点検・見直し	毎月状況の取りまとめ、共有を	中期目標及び中期
力の補完による資	力の補完による資	力の補完による資	なし	① 信用基金内の情報共有ツール	行うとともに、保証料率水準の	計画に基づく取組を
金調達の円滑化を	金調達の円滑化を	金調達の円滑化を		(Microsoft Teams 等)や定例会を活用	点検を適切に実施した。また、	適確に実施している
図るという役割を	図るという役割を	図るという役割を	<評価の視点>	して、毎月の業務収支の状況や代位弁済	特例保証料率の適正化は実現	ことから、「B」評
適切に果たすため、	適切に果たすため、	適切に果たすため、	林業・木材産業の	の発生状況について共有した。	済である。	価が妥当である。
健全かつ質の高い	健全かつ質の高い	健全かつ質の高い	特性を踏まえつつ、	② 令和6年12月に開催した料率算定委	以上のとおり実施したこと	
業務運営を通じて	業務運営を通じて	業務運営を通じて	信用リスクを勘案し	員会において、保証料率水準及び業務収	から、Bとする。	<指摘事項、業務運
林業信用保証制度	林業信用保証制度	林業信用保証制度	た適切な保証料率を	支について点検した結果、		営上の課題及び改善
の持続的かつ安定	の持続的かつ安定	の持続的かつ安定	設定するための取組	i 直近の業務収支は、バランスが取れ	<課題と対応>	方策>
的な運営に努める	的な運営に努める。	的な運営に努める。	は行われているか	る状況で安定しており、現時点で大き	特になし。	特になし。
こととし、以下の取				な問題はないこと		
組を行う。				ii 令和4年度をもって特例保証料率		<その他事項>
アの適切な保証料	ア 適切な保証料	アの適切な保証料		の適用は是正されたものの、理論値の		特になし。
率の設定	率の設定	率の設定		算出に用いた過年度の実績には、これ		
保証料率につ	適正な業務運	適正な業務運		ら特例保証料率を適用した案件が含		
いては、適正な業	営を行うことを	営を行うことを		まれており、直ちに保証料率を見直す		
務運営を行うこ	前提として、林	前提として、林		ことができないと考えられること		
とを前提として、	業・木材産業の特	業・木材産業の特		から、令和7年度の保証料率は、現在の		
林業・木材産業の	性を踏まえつつ、	性を踏まえつつ、		保証料率を据え置くこととなった。		
特性を踏まえつ	以下の取組を行	以下の取組を行				
つ、信用リスクを	い、信用リスクを	い、信用リスクを		この点検結果については、令和7年2月		
勘案した適切な	勘案した適切な	勘案した適切な		に開催した林業信用保証業務運営委員会		
保証料率を設定	保証料率を設定	保証料率を設定		において説明・意見交換を行った。		

1 T			
する。その際、収	する。	する。	その内容は信用基金ホームページで公
支均衡に向けて、	(ア)収支均衡に向	(ア)収支均衡に向	表している。
業務収支の状況	けて、業務収支	けて、業務収支	
や代位弁済の発	の状況や代位	の状況や代位	https://www.jaffic.go.jp/_
生状況の実態等	弁済の発生状	弁済の発生状	whats_kikin/unei/uneiiinkai-
を踏まえ、毎年	況の実態等を	況の実態等を	<u>rin. html</u>
度、保証料率水準	踏まえ、毎年	踏まえ、料率算	
を点検し、必要に	度、料率算定委	定委員会で保	(2)特例保証料率の適正化
応じて保証料率	員会で保証料	証料率水準の	特例保証料率を適用した既往契約を含め、
の見直しを行う。	率水準を点検	点検を実施し、	保証料率の適用状況について毎月の実績を
	し、必要に応じ	必要に応じて	取りまとめ、信用基金内の情報共有ツールや
【重要度:高】	て保証料率の	保証料率の見	定例会を活用して情報を共有した。なお、令
保証料は、保証事業	見直しを行う。	直しを行う。	和6年度においては、新規案件及び継続案件
を継続的・安定的に実	(イ)特例保証料率	(イ) 特例保証料率	ともに、特例保証料率を適用したものは0件
施するための不可欠	を適用した既	を適用した既	となった。
の要素であり、その水	往契約につい	往契約につい	
準について不断の検	て、債務者の実	て、債務者の実	
証を行うことが重要	情を踏まえつ	情を踏まえつ	
であるため。	つ、その適正化	つ、その適正化	
	に取り組む。	に取り組む。	

第1-2-(2)-イ 林業信用保証業務-林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営-代位弁済率の低減に向けた取組の実施

主要なアウトプット(フ	主要なアウトプット(アウトカム)情報										
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 平均代位弁済率	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
代位弁済額 ① (百万円)		_	479	236							
期末保証残高 ② (百万円)		_	22, 142	20, 515							
代位弁済率(①÷②)	年度評価:代位 弁済率2%以下	_	2.16%	1.15%							
平均代位弁済率	中期目標期間中 の平均代位弁済 率が前中期目標 期間の実績を下	1.11%	2. 16%	1.66%	%	%	%				
	│ 回る										

3. 各事業年度の業務に係る	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価				
中期日信	中期計画	平 反司四	土は計画指標	業務実績	自己評価					
(2) 林業信用保証制度の	(2) 林業信用保証制度の	(2) 林業信用保証制度の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A				
持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	〇 代位弁済率の低減	〇 代位弁済率を低減するため、以下	評定:A	<評定に至った理由				
運営の確保	運営の確保	運営	年度評価:代位弁	の取組を実施した。	令和6年度の代位弁済率	>				
林業者等の信用力	林業者等の信用力	林業者等の信用力	済率を2%以下と	(1)融資機関の適確な審査を促すと	は 1.15%であり、指標値	中期目標及び中期				
の補完による資金調	の補完による資金調	の補完による資金調	する	ともに、信用基金としての効率的・	(2%以下)を 0.85 ポイン	計画に基づく取組を				
達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると	見込評価・期間実	効果的な審査の実現のため、以下	ト下回った。	適確に実施すること				
いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	績評価:中期目標	の取組を実施した。	原則 80%保証を適用し、融	はもとより、融資機				
たすため、健全かつ質	たすため、健全かつ質	たすため、健全かつ質	期間中の平均代位	① 令和6年度の保証引受につい	資機関との適切なリスク分	関との事前相談制度				
の高い業務運営を通	の高い業務運営を通	の高い業務運営を通	弁済率が、前中期	ては、制度上 100%保証としてい	担を実現した。また、事前相	について、必要最小				
じて林業信用保証制	じて林業信用保証制	じて林業信用保証制	目標期間の実績を	る案件、融資機関等との協調支	談制度の枠組みを大きく見	限の情報により保証				
度の持続的かつ安定	度の持続的かつ安定	度の持続的かつ安定	下回る	援の枠組みで対応している案件	直し、融資機関が相談しやす	応諾の可否に係る感				
的な運営に努めるこ	的な運営に努める。	的な運営に努める。		を除き、80%保証を適用した。	い環境を整えた(変更後から	度を回答できるよう				
ととし、以下の取組を			<その他の指標>	② 融資機関との勉強会におい	令和7年3月末までの8か	にするとともに、メ				
行う。			〇 代位弁済に至った	て、保証審査のポイントや申込	月で相談件数が 39 件(令和	ールでの受付も可能				
イ 代位弁済率の低	イ 代位弁済率の低	イ 代位弁済率の低	事案の検証状況	書類の記入ポイントを説明し	5年度実績0件))ことは、	とするなど枠組みを				
減に向けた取組の	減に向けた取組の	減に向けた取組の		た。	融資機関と審査目線を共有	大きく見直し、融資				
実施	実施	実施	<評価の視点>	③ 令和6年8月より、事前相談	し、適確な審査等を通じて代	機関が相談しやすい				
信用リスクに応	代位弁済率につ	代位弁済率につ	代位弁済率の低減に	制度の枠組みを変更し、必要最	位弁済の低減に大きく寄与	環境を整えたこと				
じた引受けを適確	いて、前中期目標期	いて、前中期目標期	向けて、部分保証の推	小限の情報により応諾の可否に	するものであり、目標を大き	は、融資機関と審査				
に行うこととし、部	間に比べて抑制で	間に比べて抑制で	進等による融資機関と	係る感度を回答できるようにす	く上回る成果が得られたも	目線を共有し、適確				
分保証の推進等に	きるよう、以下の取	きるよう、以下の取	の適切なリスク分担、	るとともに、メールでの受付も	のと評価。加えて、今後の代	な審査等を通じて今				

【指標】

- 代位弁済に至った 事案の検証状況
- 代位弁済率の低減年度評価:

代位弁済率を2% 以下とする 見込評価・期間実績評 価:

中期目標期間中の 平均代位弁済率が、前 中期目標期間の実績 を下回る

【重要度:高】

【困難度:高】

代位弁済率の低減を 着実に図っていくためには、よりきめ細ややかも 明中管理を、従来にいいで 適切に行っていいで ことが重要ではウクライト 侵略等に伴う原油価もいいで 物価高騰が生じており、

組を行う。

- (ウ) 代位弁済に至っ た事案の検証を 行うとともに、こ れを通じて職中 管理の能力向上 に努める。

【指標】

- 代位弁済に至った 事案の検証状況
- 代位弁済率の低減 年度評価:

代位弁済率を2% 以下とする 見込評価・期間実績評 価:

中期目標期間中の平均代位弁済率が、前中期目標期間の実績を下回る

組を行う。

これらについては、それぞれ実績を取りまとめた上で、 業務運営の検証委員会で検証し、必要に応じて見直しを 行う。

期中管理の適切な実施、代位弁済に至った 事案の検証等の取組は 行われているか

可能とした。さらに、制度枠組みの変更について融資機関との勉強会や各種説明会の場で積極的にPRを行ったことにより、事前相談制度の大幅な利用増につながった。

(2)令和6年度の条件変更案件は、初回条件変更10件、初回条件変更以外189件、合計199件(いずれも令和7年3月末時点)となった。

必要に応じて、案件ごとに担当者を決め、融資機関と連携して事業者の状況等の把握に努め、特に慎重な対応が必要な案件については、管理職が中心となってバンクミーティング等に積極的に対応して意見を述べるなどして方針を決定した。その中で、条件変更等に柔軟に対応した。

これにより、社会経済情勢の変 化の中にあっても林業者等の事業 継続に資することができた。

(3)事後検討会を2回開催し、第1回 (8月)では、新規創業者として保 証引受を行った企業グループに対 し、新型コロナウイルスを要因と する増額の保証引受を行ったた事 突然破綻し代位弁済となった事 を対象とした。第2回(12月)状 は、借入金過大等により経営状況 が厳しい中で、新型コロナウイル スの影響から、中小企業活性化協 議会を活用して経営再建に取り組 んでいる最中に、前代表者の死亡 に伴い経営を引き継いだ後継者 が、突然事業継続を断念し代位弁 済となった事案を対象とした。

事後検討会の結果、グループ企業の定義を明確化するなどの「保証審査マニュアル」の改正を行ったほか、保証審査において留意すべきとした点を取りまとめ、今後も事例を蓄積しながら、業務に活かすこととした。

位弁済率の低減に貢献する 大きな成果と認められる。

また、バンクミーティング 等に積極的に参画し、適切な 期中管理を実施したことは、 代位弁済率の低減に貢献し たと認められる。

以上のとおり、困難度が設定されている項目で所期の目標を大きく上回る成果があったこと、定量的指標の達成度合が100%以上となり、困難度が設定されていることから、Aとする。

<課題と対応> 特になし。 後の代位弁済の低減 に大きく寄与するも のであるといえる。

またがでは、 またがでは、 では、 では、 では、 ででは、 でのが、 でのが

今後も、代位弁済 等の低減に向けた取 組の実施に向け、可 能かつ必要な範囲内 で当該法人独自の取 組の継続が期待され る。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。

林業者等の経営を取り	【指標】	さらに、代位弁済審査で得た情	
巻く厳しさが増してい	○ 代位弁済に至った	報については、引き続き、そのデー	
るため。	事案の検証状況	タベースの充実に取り組むととも	
	○ 代位弁済率の低減	に、部門全体での共有を行った。	
<想定される外部要因>	代位弁済率を2%	これらの取組を通じて、保証引	
経済情勢、国際環境の	以下とする	受け及び期中管理能力の向上を図	
変化、災害の発生、法令		った。	
の変更等の影響を受け			
るものであるため、評価		この検証結果については、令和7	
において考慮するもの		年2月に開催した林業信用保証業務	
とする。		運営委員会において説明・意見交換	
		を行った。	
		その内容は信用基金ホームページ	
		で公表している。	
		CAROCVIO	
		https://www.jaffic.go.jp/	
		whats_kikin/unei/uneiiinkai	
		<u>whats_kikin/uner/unerrinkar</u> -rin.html	
		<u>=r m. numu</u>	

第1-2-(2)-ウ 林業信用保証業務-林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営-求償権の回収の取組の実施

主要なアウトプット(アウ	ウトカム) 情報							
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る	る目標、計画、業務実績、年間	度評価に係る自己評価及び主	務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績		主務大臣による評価
中州口际	中期可凹	十反司四	上は計画出法	業務実績	自己評価	
(2)林業信用保証制度の	(2)林業信用保証制度の	(2)林業信用保証制度の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	持続的かつ安定的な	なし	〇 求償権を着実に回収するため、	評定:B	<評定に至った理由>
運営の確保	運営の確保	運営		以下の取組を実施した。	サービサー等関係者との打	中期目標及び中期計画に
林業者等の信用力	林業者等の信用力	林業者等の信用力	<その他の指標>	(1)令和6年4月中に令和6年度	合せを通じ、回収に関する方策	基づく取組を適確に実施し
の補完による資金調	の補完による資金調	の補完による資金調	なし	の回収方策を決定するととも	の決定、進捗確認及び方針の点	ていることから、「B」評
達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると		に、毎月の進捗状況の確認と回	検を計画的に行い、求償権回収	価が妥当である。
いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	<評価の視点>	収方策の点検を行い、グループ	の取組を着実に実施したこと	
たすため、健全かつ質	たすため、健全かつ質	たすため、健全かつ質	求償債務者の実情	ミーティングの場で共有した。	から、Bとする。	<指摘事項、業務運営上の
の高い業務運営を通	の高い業務運営を通	の高い業務運営を通	に応じた回収方策に			課題及び改善方策>
じて林業信用保証制	じて林業信用保証制	じて林業信用保証制	ついて、サービサー	(2)サービサーとの打合せを令和	<課題と対応>	特になし。
度の持続的かつ安定	度の持続的かつ安定	度の持続的かつ安定	への委託等効果的か	6年5月、10月及び令和7年2	特になし。	
的な運営に努めるこ	的な運営に努める。	的な運営に努める。	つ効率的な手法によ	月に行った。また、サービサー		<その他事項>
ととし、以下の取組を			る求償権の着実な回	への求償権の委託を令和6年6		特になし。
行う。			収の取組は行われて	月及び 10 月に計画的に実施し		
ウ 求償権の回収の	ウ 求償権の回収の	ウ 求償権の回収の	いるか	た。		
取組の実施	取組の実施	取組の実施				
求償権を着実に	求償債務者の実	求償権の回収に		(3)弁済が滞っている先及び弁済		
回収するため、求	情に応じた回収方	ついては、融資機関		があってもその額が弁済能力に		
償債務者の実情に	策を検討し、サー	への委託を基本と		比して低調な先に対し、催告書		
応じた回収方策に	ビサーへの委託に	しつつ、サービサー		を送付するとともに、法的手続		
ついて、サービサ	よる回収も採り入	への委託等を計画		の実施等の回収方策の見直しを		
ーへの委託等効果	れ、効果的かつ効	的に行い、回収業務		行った。		
的かつ効率的な手	率的な手法により	に当たる。				
法を講ずる。	求償権の着実な回	これについては、		これらの取組を取りまとめ、令		
	収に取り組む。	取組結果を取りま		和6年12月に開催した業務運営		
		とめ、業務運営の検		の検証委員会において検証を行		
		証委員会で検証し、		い、今後も求償債務者の実情に応		
		令和7年度以降の		じた回収方策を検討し、サービサ		
		回収方策に反映す		一への委託による回収も採り入		
		る。		れ、その効果を把握・検証しなが		

ら、より効果的かつ効率的な手法 により着実な回収に取り組むこ ととした。 なお、この検証結果について は、令和7年2月に開催した林業 信用保証業務運営委員会におい て説明・意見交換を行った。 その内容は信用基金ホームペ ージで公表している。
<pre>https://www.jaffic.go.jp/ whats kikin/unei/uneiiinkai -rin.html</pre>

第1-2-(2)-工 林業信用保証業務-林業信用保証制度の持続的かつ安定的な運営-その他事務処理の適正かつ迅速な実施

	主要なアウトプット(アウトカム)情報									
	指標等	達成目標	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
ħ.	票準処理期間	標準処理期間内の処理 率 80%以上								
	① 保証引受け	10 営業日	100%	100%						
	② 出資持分の払戻し	18 営業日	100%	97%						
	③ 代位弁済	50 営業日	100%	100%						
	④ 貸付審査	3営業日	100%	100%						

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度認	平価に係る自己評価及び主務大	臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中州日信	中期計画	平 反司四	土は計画指標	業務実績	自己評価	
(2) 林業信用保証制度の	(2) 林業信用保証制度の	(2) 林業信用保証制度の	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
持続的かつ安定的な運	持続的かつ安定的な運	持続的かつ安定的な運	〇 標準的な処理の	〇 保証引受け、出資持分の払戻し、代	評定:A	<評定に至った理由
営の確保	営の確保	営	期間内の処理率を	位弁済及び貸付審査の各事務につい	保証引受け、出資持分の払	>
林業者等の信用力の	林業者等の信用力の	林業者等の信用力の	80%以上とする	て、処理に迷う案件等について事前	戻し、代位弁済及び貸付審査	中期目標及び中期
補完による資金調達の	補完による資金調達の	補完による資金調達の	(参考) 標準的な処	に対応方針の相談を行うとともに、	の事務について、標準的な処	計画に基づく取組を
円滑化を図るという役	円滑化を図るという役	円滑化を図るという役	理の期間	毎月3回の支払日等について共有	理の期間内の処理率が、3指	適確に実施すること
割を適切に果たすた	割を適切に果たすた	割を適切に果たすた	① 保証引受け:	し、起案後は必要に応じて声掛けを	標で 100%、1 指標で 97%と	はもとより、事務処
め、健全かつ質の高い	め、健全かつ質の高い	め、健全かつ質の高い	10 営業日	行うなど処理期間の短縮に努めたこ	なり、すべての指標で定量的	理の適正かつ迅速な
業務運営を通じて林業	業務運営を通じて林業	業務運営を通じて林業	② 出資持分の払	とにより、確認に時間を要した1件	指標(処理率80%以上)に対	実施に資する取組と
信用保証制度の持続的	信用保証制度の持続的	信用保証制度の持続的	戻し:18 営業日	を除き、標準的な処理の期間内に処	する達成度合が 120%以上と	して、出資者の利便
かつ安定的な運営に努	かつ安定的な運営に努	かつ安定的な運営に努	③ 代位弁済:50	理し、各事務とも全ての案件で確実	なった。	性向上に資するた
めることとし、以下の	める。	める。	営業日	に処理を行った。	日頃の業務に取り組みな	め、相続届以外の全
取組を行う。			④ 貸付審査:3		がら、各事務における気付き	ての手続について電
エ その他事務処理	エ その他事務処理の	エ その他事務処理の	営業日	<指標達成状況>	や課題の蓄積に努め、これら	磁的記録による申請
の適正かつ迅速な	適正かつ迅速な実施	適正かつ迅速な実施		・保証引受け(10 営業日):100%(541	への対応方針の検討を行っ	を可能とする等の変
実施	業務の効率化と質	業務の効率化と質	<その他の指標>	件)	た上で、適正かつ迅速な事務	更や保証審査の稟議
利用者の手続面	的向上を図るため、	的向上を図るため、	なし	・出資持分の払戻し (18 営業日): 97%	処理のためにマニュアル等	の全面的な電子化に
での負担の軽減や	以下の取組を行い、	以下の取組を行い、		(36件)	の整備に取り組むとともに、	よる事務負担の軽減
業務の質的向上を	事務処理の適正化及	事務処理の適正化及	<評価の視点>	・代位弁済(50 営業日):100%(15 件)	利用者の利便性向上の観点	等を図った。
図るため、林業信用	び迅速化を図る。	び迅速化を図る。	業務の質的向上を	・貸付審査(3営業日):100%(37件)	からも、電磁的記録による申	こうした取組によ
保証業務に関する	(ア)保証引受け、代位	(ア)保証引受け、代位	図るため、事務処理		請を可能とした。また、将来	り、3指標で100%、
各事務の処理につ	弁済等の各事務に	弁済等の各事務に	の適正化及び迅速化	〇 業務の効率化と質的向上を図るた	の林業システムの更改に向	1指標で 97%とな
いて、手続の簡素化	ついて、審査等の	ついて、審査等の	を図る取組は行われ	め、以下のとおり規程等の変更やマ	け、現在の課題等を洗い出	り、すべての指標で

【指標】

保証引受け、出資持分の払戻し、代位弁済及び貸付審査について、中期計画に定める標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

<目標水準の考え方> 融資機関等からの提出 書類・データの不備の補 正に要した期間など、信 用基金の責めに帰さない 事由によるものについて

は、処理に要した期間か

ら除くことが適当。

適正性を確保しつ つ、以下のとおり 標準的な処理の期 間を設定し、その 期間内に確実に案 件の処理を行う。

(イ)業務の効率化と 質的向上を図る観 点から、内部の事 務手続の簡素化等 を図る。

【指標】

- 標準的な処理の期間
- ・保証引受け:10 営業日
- ・出資持分の払戻し:18 営業日
- ・代位弁済:50 営業日
- ・貸付審査:3営業日
- 標準的な処理の期間 内の処理率を80%以上 とする
- (※) 融資機関等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、審査等を開始する旨連絡した時点から処理の期間を起算するものとする。

適正性を確保しつ つ、中期計画に定 める標準的な処理 の期間内に確実に 案件の処理を行 う。 ているか

(イ)業務の効率化と 質的向上を図る観 点から、内部の事 務手続の簡素化等 を図るため、マニュアル等の整備を 行う。

これらについて は、上半期の実績を とりまとめた上で、 業務運営の検証委員 会で検証する。

【指標】

- 標準的な処理の期間 内の処理率を80%以上 とする
- (※) 融資機関等利用者からの提出書類及びその内容に不備があり、補正が必要となった場合には、提出書類等が整ったと信用基金が判断し、審査等を開始する旨連絡した起算するものとする。
- (参考)標準的な処理の期 間
 - ① 保証引受け:10 営 業日
 - ② 出資持分の払戻し:18 営業日
 - ③ 代位弁済:50 営業
 - ④ 貸付審査:3営業 日

ニュアル等の見直しを実施した。

- (1)「林業信用保証業務に係る出資に関する規程」について、相続届以外の全ての手続について電磁的記録による申請を可能とする等の変更を行うとともに、出資金の払戻手続開始の連絡は、可能なものはメールで対応することとしたこと等により、出資に関する事務の効率化が更に図られ、出資者の利便性の向上にも寄与した。
- (2)「求償権等の管理マニュアル」について、サービサーへ回収を委託した案件に係る問合せへの対応等についての手順の見直し等を行ったことにより、サービサーに回収を委託した案件に関する事務の適正化につながった。
- (3) 保証審査の稟議を全面的に電子 化したことにより、紙と電子の二 重の手続が解消され、事務負担が 軽減された。
- (4) 令和6年度上半期における各事務の見直しについて、融資機関等における事務手続の参考資料である「林業信用保証業務に関する事務手引き」に反映し、融資機関等に共有したことにより、信用基金及び融資機関双方の事務の円滑化につながった。
- (5)融資機関に対し、「債権の保全に必要な注意義務等に関する対応について」及び「保証付貸付金償還状況報告書の提出のお願いについて」を通知したことにより、予見通知の適切な提出を促すとともに、保証付貸付金償還状況報告書についてメールで提出を受けることにより、償還状況入力業務の省力化が図られた。
- (6) 金融行政や融資状況の動向を踏

係者が積極的に検討したことは大きな成果であった。 さらに、これらについて、 業務運営の検証委員会において検証し、次年度に向けた 方針を明らかにした。

し、必要な機能等について関

以上のとおり、業績向上努力により所期の目標を大きく上回る成果があったため、 Aとする。

<課題と対応> 特になし。 定量的指標(処理率 80%以上)に対する 達成度合が 120%以 上となったことか ら、「A」評価が妥 当である。

今後も、その他事 務処理の適正かつ迅 速な実施に向け、可 能かつ必要な範囲内 で当該法人独自の取 組の継続が期待され る。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。

まえ、経営者保証を不要とする制
度の見直しを行ったことに合わ
せ、「債務保証審査マニュアル」に
ついて、当該見直しを中心に変更
を行い、事務の円滑化につながっ
た。
(7) 林業システムの抜本的な更改に
向けて、林業部門を含む関係者が
一体となって、システム内の情報
やデータ抽出等を一元的に管理す
る機能など、業務全般の効率化を
図る機能について整理・検討した
ことにより、今後の林業信用保証
業務の事務の簡素化等につながる
ことが期待できる。
೭೭// ೫ ಗಿ ೯೭೮ ರಂ
上記の取組について、令和6年12
月に開催した業務運営の検証委員会
において、保証引受け、出資持分の払
戻し、代位弁済及び貸付審査の各事
務の処理状況やマニュアル等の整備
状況について検証を行い、今後も、各
事務について標準的な処理の期間内
に確実に処理を行うこと、業務にお
ける気付きや課題を整理しマニュア
ル等の整備を行うこととなった。
なお、この検証結果については、令
和7年2月に開催した林業信用保証
業務運営委員会において説明・意見
交換を行った。
その内容は信用基金ホームページ
で公表している。
https://www.jaffic.go.jp/
whats_kikin/unei/uneiiinkai
<u>-rin.html</u>

55

第1-3 漁業信用保険業務

2. 主要な経年データ						
①主要なアウトプット(アウトカム)情報	②主要なインプット情報(財務	%情報及び人員に	関する情報)			
漁業信用保険業務 (1)社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
(第1-3-(1)参照)	予算額(千円)	12, 414, 252	14, 576, 554			
(2)漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保 (第1-3-(2)参照)	決算額(千円)	8, 403, 145	11, 043, 383			
	経常費用(千円)	1, 137, 547	1,570,847			
	経常収支 (千円)	643, 173	204, 624			
	行政コスト(千円)	1, 150, 027	1,571,360			
	従事人員数(人) ※期首の全体数	※102	%105			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	法人の業務実績・自己評価					
中 期 日标	中期計画	平及計 <u></u>	業務実績	自己評価					
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項3 漁業信用保険業務(1)社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け(第1-3-(1)参照)(2)漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保(第1-3-(2)参照)	第1-3-(1)及び(2)を参照。	同左	同左	評定:A 2項目についてAとしたことから、中項目「3 漁業信用保険業務」についてはA評価とする。	評定 A < (マアにですった理由> 2 つの小項目のうち、2項目ともにAとなった。「独立行政法人農林漁業信用基金の業務の実績に関する評価の基準」に基づき評価を行った結果、中項目「3漁業信用保険業務」についてはA評価とする。 (2項目×3点+1項目×3点)/(2項目×2点+1項目×2点)=150.0% ※算定にあたっては、評定毎の点数をS:4点、A:3点、B:2点、C:1点、D:0点とし、重要度が高い項目については、ウエイトを2倍としている。				

		<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> 特になし。
		<その他事項> 特になし。

第1-3-(1) 漁業信用保険業務-社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

2	主要な経年データ
	+ 男は 松土ナーツ
~ .	

主要なアウトプット(アウトカム)情報										
指標等 達成目標		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
保険引受残高	2,000 億円確保	2,047 億円	2,041 億円							

3. 各事業年度の業務に係る	5目標、計画、業務実績、年度	評価に係る自己評価及び主務	大臣による評価								
中期目標	中期計画	 年度計画	 主な評価指標	法人の業務実績・自		主務大臣による評価					
				業務実績	自己評価						
第3 国民に対して提供	第1 国民に対して提供	第1 国民に対して提供	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A					
するサービスその他の	するサービスその他の	するサービスその他の	〇 保険引受残高	○ 令和6年度の保険引受残高は 2,041	評定:A	<評定に至った理由					
業務の質の向上に関す	業務の質の向上に関す	業務の質の向上に関す	2,000 億円の確保	億円であり、定量的指標を達成した。	困難度「高」の定量的指標	>					
る事項	る目標を達成するため	る目標を達成するため			(保険引受残高2,000億円の	中期目標及び中期					
	とるべき措置	とるべき措置	<その他の指標>	【ア】	確保)を達成した。	計画に基づく取組を					
3 漁業信用保険業務	3 漁業信用保険業務	3 漁業信用保険業務	○ 漁業信用保証保	〇 令和5年度に選定した「重点的に引	漁業者団体や水産庁等か	適確に実施すること					
(1) 社会経済情勢や漁業	(1)社会経済情勢や漁業	(1)社会経済情勢や漁業	険サービスに関す	受けを推進していく対象等」について、	らの情報収集や「信用基金が	はもとより、保険引					
構造の変化に対応し	構造の変化に対応し	構造の変化に対応し	る利用者のニーズ	・ 水産庁等の関係機関からの聴取や	果たすべき役割と対応方針」	受残高の目標達成					
た漁業信用保険の引	た漁業信用保険の引	た漁業信用保険の引	の把握に係る取組	JF マリンバンク水産業連絡会議への	の作成と関係団体と連携し	(2,000 億円確保)					
受け	受け	受け	状況	参加等により、漁業経営改善制度・	た取組、保証保険制度の漁業	に向けて、漁業者団					
漁業分野における	漁業分野における	ア 令和5年度に明		浜プラン・海業等の水産施策の動向	者等への周知と利用促進等	体や水産庁等からの					
脱炭素・グリーン化の	脱炭素・グリーン化の	確化した重点的に	<評価の視点>	や水産関連技術等に係る情報を収集	を実施した。	情報収集を行い、重					
取組やスマート水産	取組やスマート水産	引受けを推進する	漁業分野における	し、資金ニーズの把握に努めた。	以上のとおり、所期の目標	点的に引受けを推進					
業の実装等に伴い新	業の実装等に伴い新	対象について、引き	脱炭素・グリーン化	・ 保証保険制度の仕組みや最近の引	を上回る成果があったため、	する対象について					
たに生じる資金需要	たに生じる資金需要	続き、新たな技術・	の取組やスマート水	受状況等を踏まえ、信用基金におけ	Aとする。	「信用基金が果たす					
にも対応し、適切な引	にも対応し、適切な引	取組の普及状況等	産業の実装等に伴い	る対応方針を「重点的に引受けを推		べき役割と対応方					
受けを進める。あわせ	受けを進める。	の情報を収集しつ	生じる新たな資金需	進する対象について、信用基金が果	<課題と対応>	針」に整理し、関係					
て、新たな水産資源管	あわせて、新たな水	つ、漁業信用基金協	要への対応等のた	たすべき役割と対応方針」として整	特になし。	団体との連携を密に					
理の着実な実施、漁船	産資源管理の着実な	会、全国漁業協同組	め、新たな資金ニー	理した。		引受推進に取り組ん					
漁業及び養殖業の成	実施、漁船漁業及び養	合連合会、農林中央	ズの適確な把握、重	また、漁業信用基金協会の保証推		だ結果、令和6年度					
長産業化、海業の振興	殖業の成長産業化、海	金庫等との間で果	点的に引受けを推進	進等の取組強化を目的に毎年交付し		の保険引受実績は					
等による漁村の活性	業の振興等による漁	たすべき役割を主	する対象の選定、関	ている漁業信用保証保険事業助成金		579 億円(対前年度					
化等が求められる状	村の活性化等が求め	務省と確認すると	係団体等と連携した	について、漁業経営改善制度利用者		104%) となり、前年					
況にあることを踏ま	られる状況にあるこ	ともに、信用基金に	利用促進に取り組ん	向け保証推進の取組等への支援を強		度に比べ増加した。					
え、かかる状況に対応	とを踏まえた引受け	おける対応方針を	でいるか	化する等、関係団体との連携を密に		なお、本業務は、					
した漁業信用保険の	が進められるよう漁	明確にした上で、他		引受推進に取り組んだ結果、令和6		前中期目標期間にお					
引受けを進める。	業信用基金協会、融資	団体との連携を密		年度の保険引受実績は 579 億円(対		いては、令和2年度					
また、引き続き、漁	機関と連携して、以下	にし、行動を実施す		前年度 104%) で前年に比べ増加し		以降、新型コロナウ					
業信用保証保険サー	の取組を行う。	る。		た。		イルス感染症の影響					
ビスに関するニーズ	アー海洋環境や、漁船	イ 主務省、関係団				により、経営に影響					
を適確に把握しつつ、	漁業の構造変化、成	体、地方公共団体等		[1]							

当該サービスを必要 とする漁業者等が適 切に利用できるよう に取り組む。

【指標】

- 保険引受残高 2,000 億円の確保
- 〇 漁業信用保証保険 サービスに関する利 用者のニーズの把握 に係る取組状況

【重要度:高】

- 漁業をめぐっては、 海洋環境の変化も踏 まえた新たな水産資 源管理の着実な実施、 スマート水産技術の 開発・現場実装等によ る漁船漁業の成長産 業化、ICT等を活用 した生産性の向上や 輸出の拡大等による 養殖業の成長産業化、 海業の振興等による 漁村の活性化の推進 等が求められる状況 にあることを踏まえ、 かかる状況に対応し た引受けが行われて いくことが重要であ
- 新規就業や漁船等の 更新等の様々な局面 で漁業信用保証保険 サービスが有効に利 用され得るよう、本制 度に関する漁業者等 の具体的なニーズを 適確に把握し、当該サ ービスを必要とする 漁業者等が適切に利 用できるようにして いくことが重要であ るため。

るため。

長が見込まれる分 野の動向等を踏ま えた新たな資金二 ーズの適確な把握

- イ 重点的に引受け を推進する対象の 選定
- ウ 行政機関、漁業信 用基金協会、融資機 関、関係団体等と連 携した利用促進

これらについては、 毎年度、年度計画にお いて活動内容を明確 に定めるとともに、そ の成果については毎 年度業務運営の検証 委員会で検証した上 で、中期目標期間最終 年度(令和9年度)に あるべき姿の実現を 図る。

【指標】

- 保険引受残高 2,000 億円の確保
- 漁業信用保証保険 サービスに関する利 用者のニーズの把握 に係る取組状況

と連携し、各種会議 の場等を通じて、予 算事業の PR、パンフ レットの配布等に より漁業信用保証 保険制度について 漁業者等への周知 を図り、利用を促 す。

これらについて、業 務運営の検証委員会 で検証する。

【指標】

- 保険引受残高 2,000 億円の確保
- 漁業信用保証保険 サービスに関する利 用者のニーズの把握 に係る取組状況

- 漁業信用基金協会と共同でパンフレ ット及びカレンダーを作成し、行政や 系統団体、融資機関、漁業者への漁業 信用保証保険制度の周知・利用促進に 活用した。
- 基金協会の各地のブロック会議に参 加し、保険料率の考え方や大口事前協 議に係る手続き、漁業信用保証保険事 業助成金の運用方針等について意見交 換を実施したことにより、関係者間の 理解促進や共通認識の醸成といった成 果が得られた。

上記ア及びイの業務実績について、令 和6年 12 月に開催した業務運営の検証 委員会において、説明・意見交換を行い、 賛意が得られた。

その内容は信用基金ホームページで公 表している。

https://www.jaffic.go.jp/ whats kikin/unei/uneiiinkaigvo.html

が生じた漁業者等向 けの新規引受額が大 幅に増加したが、今 後それらの資金の償 環が始まることによ る保険引受残高の減 少が想定されるため 困難度が高い。

これらのことによ り、令和6年度の保 険引受残高で 2,041 億円を達成し、困難 度の高い目標におい て定量的指標の達成 度合が 100%以上と なったことから、

「A」評価が妥当で ある。

今後も社会経済情 勢や漁業構造の変化 に対応した漁業信用 保険の引受けに向 け、可能かつ必要な 範囲内で当該法人独 自の取組の継続が期 待される。

<指摘事項、業務運 営上の課題及び改善 方策> 特になし。

【困難度:高】 前中期目標期間においては、令和2年度期では、令和2年度といる。 解、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が生じた漁業者等向は増加したが、受いた。 後、それらの資金の償還が始まることによるでは、それらの資金ので選が出まる。			
<想定される外部要因> 経済情勢、国際環境の 変化、災害の発生、法令 の変更等の影響を受け るものであるため、評価 において考慮するもの とする。			

第1-3-(2) 漁業信用保険業務-漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保

2. 主要な経年データ							
①主要なアウトプット(アウトカム)情報		②主要なインプット情報(財務	%情報及び人員に	関する情報)			
漁業信用保険業務			令和5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
(2)漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確	保		(2023年度)	(2024年度)	(2025年度)	(2026年度)	(2027年度)
ア 適切な保険料率の設定	(第1-3-(2)-ア 参照)	予算額(千円)					
イ 保険事故率の低減に向けた取組の実施	(第1-3-(2)-イ 参照)	決算額(千円)					
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組の促進	(第1-3-(2)-ウ 参照)	経常費用(千円)					
エ その他事務処理の適正かつ迅速な実施	(第1-3-(2)-エ 参照)	経常収支 (千円)				/	
		行政コスト(千円)					,
		従事人員数(人) ※期首の全体数					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、第	美務実績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による	平価			
中期目標	中期目標中期目標年		また。 年度計画 法人の業務実績・自	・自己評価	主務大臣による評価	
一	中粉可凹	十 及 四 四	業務実績	自己評価	工物人性に8 8計画	
第3 国民に対して提供するサービスその	第1-3-(2)-ア~	同左	同左	評定:A	評定 A	
他の業務の質の向上に関する事項	工を参照。			2項目についてA、2項目につ	<評定に至った理由>	
3 漁業信用保険業務				いてBとしたことから、評価の基	4つの小々項目のうち、2項	
(2)漁業信用保険制度の持続的かつ安定				準を踏まえ、小項目「(2)漁業	目でA、2項目でBとなった。こ	
的な運営の確保				信用保険制度の持続的かつ安定	のうち、重要度が高いとされた	
ア 適切な保険料率の設定				的な運営の確保」についてはA評	1項目((イ) 保険事故率の低減	
(第1-3-(2)-ア 参照)				価とする。	に向けた取組の実施)でAとな	
					り、1項目((ア) 適切な保険料	
イ 保険事故率の低減に向けた取組の					率の設定)でBとなり、「独立行	
実施					政法人農林漁業信用基金の業務	
(第1-3-(2)-イ 参照)					の実績に関する評価基準」に基	
					づき評価を行った結果、小項目	
ウ 適切な求償権の管理・回収の取組					「(2)漁業信用保険制度の持続	
の促進					的かつ安定的な運営の確保」に	
(第1-3-(2)-ウ 参照)					ついてはA評価とする。	
エ その他事務処理の適正かつ迅速な					(2項目×3点+2項目×2点	
実施					+ 1 項目× 3 点 + 1 項目× 2	
(第1-3-(2)-エ 参照)					点)/(4項目×2点+2項目×	
					2点)=125.0%	
					※算定にあたっては、評定毎の	

		点数をS:4点、A:3点、B: 2点、C:1点、D:0点とし、 重要度が高い項目については、 ウエイトを2倍としている。
		<指摘事項、業務運営上の課題 及び改善方策> 特になし。
		<その他事項> 特になし。

- 51 - **62**

第1-3-(2)-ア 漁業信用保険業務-漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-適切な保険料率の設定

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

王安なアプトノット(アプトガム)情報								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
主な資金の保険料率(保証	E保険)							
漁業近代化資金	-							
20 トン以上	-	年 0.30%	年 0.30%	年 0.17%				
その他	-	年 0.22%	年 0.22%	年 0.17%				
事業資金	-							
20 トン以上	_	年1.05%	年1.05%	年1.05%				
その他	_	年 0.77%	年 0.77%	年 0.77%				

3. 各事業年度の業務に係	る目標、計画、業務実績、年	度評価に係る自己評価及び	主務大臣による評価			
中期日標	中期計画	生度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	土は評価指標	業務実績	自己評価	
(2)漁業信用保険制度	(2)漁業信用保険制度	(2)漁業信用保険制度	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	なし	○ 保険料率算定委員会を開催(12月)し、	評定:B	<評定に至った理由>
な運営の確保	な運営の確保	な運営の確保		年度計画の規定に基づき料率水準の点	保険料率算定委員会にお	中期目標及び中期計
漁業者等の信用力	漁業者等の信用力	漁業者等の信用力	<その他の指標>	検を行ったところ、漁業近代化資金につ	いて保険料率水準を点検し、	画に基づく取組を適確
の補完による資金調	の補完による資金調	の補完による資金調	なし	いて料率の引下げの検討要件に合致し	保険収支の状況、制度運営の	に実施していることか
達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると		たことから、料率見直しの検討対象とし	安定性及び漁業者の負担能	ら、「B」評価が妥当
いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	<評価の視点>	た。	力等を勘案した保険料率を	である。
たすため、健全かつ	たすため、健全かつ	たすため、健全かつ	漁業特有のリスク		設定することにより、漁業特	
質の高い業務運営を	質の高い業務運営を	質の高い業務運営を	を踏まえ、持続的に	○ 検討の結果、現行の設定保険料率が令	有のリスクを踏まえた持続	<指摘事項、業務運営
通じて漁業信用保険	通じて漁業信用保険	通じて漁業信用保険	制度運営していける	和6年4月に適用されたばかりであり、	的な制度運営を図っている	上の課題及び改善方策
制度の持続的かつ安	制度の持続的かつ安	制度の持続的かつ安	よう、保険料率水準	直近3年の理論値保険料率がほぼ横ば	ことから、Bとする。	>
定的な運営に努める	定的な運営に努める	定的な運営に努める	を点検し、必要に応	いであること、さらに、今後の事故率の		特になし。
こととし、以下の取	こととし、以下の取	こととし、以下の取	じて、保険料率の見	上昇が懸念される状況にあることから、	<課題と対応>	
組を行う。	組を行う。	組を行う。	直しは行われている	料率を据え置くこととした。	特になし。	<その他事項>
			か			特になし。
ア 適切な保険料率	ア 適切な保険料率	アー適切な保険料率		上記の料率算定委員会の結果につい		
の設定	の設定	の設定		ては、令和7年2月に開催した漁業信用		
保険料率につい	保険料率につい	令和6年度の保		保険業務運営委員会において報告を行		
ては、漁業特有の	ては、持続的に制	険料率算定委員会		った。		
リスクを踏まえる	度運営していける	において、保険料		その内容は信用基金ホームページで公		
とともに、漁業者	よう、毎年度、料率	率を検証し、		表している。		
等の負担が過度に	算定委員会におい	① 理論値保険料		https://www.jaffic.go.jp/		
大きくならないよ	て保険料率水準を	率が低下傾向に		<u>whats_kikin/unei/uneiiinkai-</u>		
う十分配慮しつ	点検し、漁業者等	あり、設定保険		gyo.html		
つ、持続的に制度	の負担が過度に大	料率を下回って				

運営していけるよ	きくならないよう	いる場合には、		
う、毎年度、各資金	十分配慮しつつ、	保険料率の引下		
における保険料率	必要に応じて、保	げを検討するこ		
水準を点検し、必	険料率の見直しを	と、		
要に応じて、保険	行う。	② 理論値保険料		
料率の見直しを行		率が設定保険料		
う。		率を上回り、理		
		論値保険料率と		
【重要度:高】		設定保険料率の		
水産資源の状況や気		差が拡大傾向に		
象条件等により水揚げ		ある場合には、		
が不安定であるなどの		保険料率の引上		
漁業特有のリスクを勘		げを検討するこ		
案して設定されるもの		ح		
であるが、漁業者等の		を前提にしつつ、		
負担が過度に大きくな		保険収支の状況、		
らないよう十分配慮し		制度運営の安定性		
つつ、持続的に制度を		及び漁業者の負担		
運営していけるような		能力等も勘案して		
適切な保険料率となっ		保険料率を設定す		
ているかの検証を行		る。		
い、必要に応じその見				
直しを実施することが				
重要であるため。				

3 冬事業年度の業務に係る日標 計画 業務実績 年度証価に係る自己証価及び主務大臣による証価

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第1-3-(2)-イ 漁業信用保険業務-漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-保険事故率の低減に向けた取組の実施

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット(アウトカム)情報

工女の/ ノーノノー ()	主要なアプトノット(アプトガム)情報									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 平均償還事故率	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		
代位弁済額 ① (百万円)	_	-	583	1,074						
償還額②(百万円)	_		60, 311	60, 636						
償還事故率 (①÷②)	年度評価:償還 事故率3%以下		0.97%	1.77%						
平均償還事故率	中期目標期間中 の平均償還事故 率が前中期目標 期間の実績を下 回る	1.54%	0.97%	1.37%						

- (注1)融資保険を除く。
- (注2) 償還額=弁済額+代位弁済額

3. 台事未平反の未然に係る日	3. 台事未平皮の未然に依る日信、計画、未例天視、平皮計画に依る日告計画及の主伤人民による計画							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	自己評価	主務大臣による評価		
中州口信	中粉山岡	+ 皮 川 凹	上る計画出法	業務実績	自己評価			
(2)漁業信用保険制度の持	(2)漁業信用保険制度の持	(2)漁業信用保険制度の持	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A		
続的かつ安定的な運営の	続的かつ安定的な運営の	続的かつ安定的な運営の	〇 保険事故率の低	〇 令和6年度の償還事故率は、	評定:A	<評定に至った理由		
確保	確保	確保	減	1.77%であり、定量的指標を達成	困難度「高」の定量的	>		
漁業者等の信用力の補	漁業者等の信用力の補	漁業者等の信用力の補	年度評価:償還事	した。	指標(償還事故率3%以	中期目標及び中期		
完による資金調達の円滑	完による資金調達の円滑	完による資金調達の円滑	故率を3%以下と		下)を達成した。	計画に基づく取組を		
化を図るという役割を適	化を図るという役割を適	化を図るという役割を適	する	【(ア) ①】	「大口保証事前協議に	適確に実施すること		
切に果たすため、健全か	切に果たすため、健全か	切に果たすため、健全か	見込評価・期間実	〇 大口事前協議全件について、提	おける信用基金の審査視	はもとより、事例ご		
つ質の高い業務運営を通	つ質の高い業務運営を通	つ質の高い業務運営を通	績評価:中期目標	出された財務諸表等をもとに「経	点」について、漁業信用	とに審査内容等を整		
じて漁業信用保険制度の	じて漁業信用保険制度の	じて漁業信用保険制度の	期間中の平均償還	営指標の見方及び重点チェック指	基金協会へ提示した。	理した「大口保証事		
持続的かつ安定的な運営	持続的かつ安定的な運営	持続的かつ安定的な運営	事故率が、前期中	標」を活用して信用リスクを分析	保険金請求審査の過程	前協議における信用		
に努めることとし、以下	に努めることとし、以下	に努めることとし、以下	期目標期間の実績	し、必要に応じて財務の不良性の	で期中管理上の問題点等	基金の審査視点」を		
の取組を行う。	の取組を行う。	の取組を行う。	を下回る	詳細を確認して実態把握を行うな	が明らかになった案件の	作成し、漁業信用基		
イ 保険事故率の低減に	イ 保険事故率の低減に	イ 保険事故率の低減に		ど適正な審査に努め諾否の判断を	事例について漁業信用基	金協会へ提示したほ		
向けた取組の実施	向けた取組の実施	向けた取組の実施	<その他の指標>	行った。	金協会へ共有した。	か、融資機関等が行		
引受けに当たって	(ア)保険引受けに当た	(ア)保険引受審査につ	〇 過年度の事故事		各県域の融資機関と保	う期中管理等の状況		
は、融資機関との適切	っては、事前協議等	いて	例の分析を行い、	[(ア) ②]	証機関による協議を企画	確認、各県域の融資		
なリスク分担を図る観	を通じて、借入者の	保険引受けに当た	そこから得られる	○ 運転資金に係る大口事前協議全	し、県域における今後の	機関と保証機関によ		
点から、大口保険引受	信用リスクに応じた	っては、事前協議等	知見·教訓、対応策	件について、資金の必要性、金額の	期中管理の方針を確認	る協議を企画し、県		
案件の事前協議等を通	適確な引受審査が実	を通じて、借入者の	を各漁業信用基金	妥当性、返済確実性の観点から、資	し、その認識共有を図っ	域における今後の期		

じて、借入者の信用リ スクに応じた適確な引 受審査の実現を図る。

また、引受案件につ いてよりきめ細やかな 期中管理が実現される よう、漁業信用基金協 会及び融資機関との連 携を密にして情報共有 等を図りつつ、必要に 応じ、漁業信用基金協 会に対して助言、支援 等を行う。

その上で、適正な代 位弁済が行われるよ う、大口保険等代位弁 済案件の事前協議を適 確に実施する。

【指標】

- 直近年度をはじめとす る過年度の事故事例の分 析を行い、そこから得ら れる知見・教訓、対応策 を各漁業信用基金協会に 対し毎年度定期的に還元 する
- 〇 保険事故率の低減 年度評価:

償還事故率を3%以下 とする

見込評価・期間実績評価: 中期目標期間中の平均 償還事故率が、前期中期 目標期間の実績を下回る

【重要度:高】

漁業信用基金協会に対し きめ細やかな期中管理の実 現を慫慂することにより保 険事故率の低減を図ること は、漁業者等の経営継続に 資するとともに、漁業信用 保険制度の持続的かつ安定 的な運営の確保に貢献する ため。

現するよう、次の取 組を行う。

- ① 大口保険引受案 件について、財務 状況等の借入者の 信用リスクに応じ て事前協議を全件 確実に実施する。
- ② 保険引受けに当 たっては、融資機 関との適切なリス ク分担を図る観点 から、特に運転資 金については、令 和4年4月から実 施している適正な 引受規模の考え方 等に沿った引受け を実施する。
- ③ 大口保険事前協 議案件や事故事例 等を活用し、漁業 信用基金協会と保 証引受審査に当た って留意すべき点 についての認識を 共有すべく意見交 換を行うことなど により、漁業信用 基金協会による適 確な保証審査を促 す。
- (イ)期中管理について、 漁業信用基金協会、 融資機関との適切な 役割分担により、そ の強化を図り、漁業 者の事業継続の途を 徒に閉ざすことな く、できる限りその 経営の継続・発展が 可能となるよう、以 下の取組を行う。
 - ① 大口保険引受事 前協議や保険金請 求審査の過程で明

信用リスクに応じた 適確な引受審査が実 現するよう、次の取 組を行う。

- ① 大口保険引受案 件について、財務 状況等の借入者の 信用リスクや資金 種類等を適正に確 認し、事前協議を 全件確実に実施す る。
- ② 運転資金の適正 な引受規模の考え 方等に沿った引受 を実施する。
- ③ 大口保険事前協 議案件や事故事例 等を活用して、保 証引受審査に当た って留意すべき点 について、漁業信 用基金協会と認識 を共有すべく意見 交換を行うことな どにより、漁業信 用基金協会に適確 な保証審査を促 す。
- (イ)期中管理について 期中管理につい て、漁業信用基金協 会、融資機関との適 切な役割分担によ り、その取組の強化 を図り、漁業者の事 業継続の途を徒に閉 ざすことなく、でき る限りその経営の継 続・発展が可能とな るよう、以下の取組 を行う。
 - ① 大口保険引受事 前協議や保険金請 求審査の過程で明 らかになった期中

協会に共有する

<評価の視点> 保険引受けについ て、事前協議等を通 じて、適確な引受審 **査が実現するよう取** 組は行われているか よりきめ細やかな 期中管理が実現され るよう、漁業信用基 金協会等との連携等 を図りつつ、必要に 応じ、同協会に対す る助言・支援等は行

われているか

金繰り計画や操業計画等を精査 た。 し、運転資金の適正規模を検証し た上で審査を行い、必要に応じて 融資機関等が行う期中管理等の状 況確認を行った。

○ 大口事前協議応諾時の基金協会 への申送りにおいて報告を求めて いる案件について、報告内容を踏 まえた協会との意見交換の実施に より、課題認識の共有を図るとと もに、期中管理が適切になされて いるかを確認した。

【(ア) ③】

全ての大口事前協議案件につい て、「審査のポイント」を活用し、 基金協会の保証審査の判断、説明 が適確に行われているか検証を行 い、必要に応じて、償還蓋然性の判 断に必要な事業計画の評価に関す る意見交換(ストレス掛けの必要 性等)を行い、基金協会に適確な保 証審査を促した。

また、必要に応じて基金協会に 対し、関係機関と連携した期中管 理の徹底等を求める申送りを行っ

○ 基金協会と信用基金との間で、 審査の目線合わせや、保証引受審 **杳の際に留意すべき審査ポイント** 等の共有を図るため、令和5年度 に大口事前協議を行った案件に焦 点を当てて、事例ごとに審査内容 等を整理した「大口保証事前協議 における信用基金の審査視点」を 作成し、基金協会に提示した。

【(イ) ①】

- 〇 保険金請求審査を通じて明らか になった期中管理上の問題点等に ついて、当該漁業信用基金協会に 対して取組の強化を促した(随 時)。
- 〇 期中管理上の問題点等について は、事故事例として取りまとめ、1 月にホームページに掲載し漁業信

延滞データを活用し、 県域毎の延滞率の分析を 行い、関係機関と共有し

以上のとおり、所期の 日標を 上回る成果があっ たため、Aとする。

<課題と対応> 特になし。

中管理の方針を確認 し、認識を共有し

こうした取組によ り、令和6年度の償 環事故率について、 定量的指標(償還事 故率3%以下)を 1.23 ポイント下回る 1.77%となり、目標 値の達成度合が 120% 以上となったことか ら、「AI評価が妥 当である。

今後も、保険事故 率の低減に向けた取 組の実施に向け、可 能かつ必要な範囲内 で当該法人独自の取 組の継続が期待され

<指摘事項、業務運 営上の課題及び改善 方策> 特になし。

【困難度:高】

- ・ 事故事例の分析及び対 応策等を還元し、事故率 低減に向けた現実的率 低減に向けた現実整種 でとの実態など漁業の 見のみならず、期中管理 等に関する漁業信用取理 等に関する漁業信用取取 実態を十分に理解した上 での対応が求められるた め。
- ・事故率の低減を着実に 図っていくためにはま 図っていな期中管理、 の細や位弁済を従来にい 増して適切に行り、かして 道してが重要であり、ナト侵 に伴う原油価格・漁業 経営を取り巻く厳 増しているため。
- <想定される外部要因> 経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等の影響を受けるものであるため、評価において考慮するものとする。

- らかになった期中 管理上の問題点等 について、漁業信 用基金協会に共有 し、融資機関、漁業 信用基金協会の期 中管理の改善を促 す。
- ③ 漁業信用基金協会において適正な代位弁済が行われるよう、大口保険等代位弁済案件の事前協議を全件について確実に実施する。

【指標】

- 直近年度をはじめとす る過年度の事故事例の分 析を行い、そこから得ら れる知見・教訓、対応策 を各漁業信用基金協会に 対し毎年度定期的に還元 する
- 保険事故率の低減 年度評価: 償還事故率を3%以下 とする 見込評価・期間実績評価: 中期目標期間中の平均 償還事故率が、前期中期

目標期間の実績を下回る

- 管理上の問題点等 について整理し、 広く漁業信用基金 協会と共有すべき 事項の周知を行 う。
- ③ 漁業信用基金協会において、適正な代位弁済が行われるよう、大口保険金支払等代位弁済案件の事前協議を全件確実に実施する。

【指標】

- 過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に共有する
- 保険事故率の低減 償還事故率を3%以下 とする

用基金協会に対し注意喚起を図った。

【(イ) ②】

- 各県域において融資機関と保証機関による協議を実施し、期中管理の取組方針に係る認識共有を図るとともに、協議結果を関係機関と共に取りまとめ、今後の県域毎の方針を確認した。
- 各県域の期中管理方針を踏ま え、実態把握の基礎資料として、県 域毎の延滞率を分析し関係機関と 共有した。

【(イ) ③】

○ 全ての大口保険金支払等代位弁 済案件の事前協議について、免責 事項の検証をしつつ的確に審査を 行った。

第1-3-(2)-ウ 漁業信用保険業務-漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-適切な求償権の管理・回収の取組の促進

2. 主要な経年データ 主要なアウトプット(アウトカム)情報 (参考) 令和5年度 (参考情報) 6年度 7年度 8年度 9年度 指標等 達成目標 前中期目標期間 (2023年度) (2024年度) (2025年度) (2026年度) 当該年度までの累積値等、必要な情報 (2027年度) 最終年度値

3. 各事業年度の業務に係	る目標、計画、業務実績、年	度評価に係る自己評価及び	主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	 主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中州口加		平 及可凹	上、みず一川川山宗	業務実績	自己評価	
(2)漁業信用保険制度	(2)漁業信用保険制度	(2)漁業信用保険制度	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	の持続的かつ安定的	なし	○ ガイドラインの作成に向けて、求	評定:B	<評定に至った理由>
な運営の確保	な運営の確保	な運営の確保		償権のサービサーへの譲渡を可能と	ガイドラインの前提となる	中期目標及び中期計
漁業者等の信用力	漁業者等の信用力	漁業者等の信用力	<その他の指標>	するため漁業信用基金協会の求償権	関係規程(例)の見直し作業に	画に基づく取組を適確
の補完による資金調	の補完による資金調	の補完による資金調	〇 令和5年度に漁業	の免除等の規程(例)の見直しを全国	取り組んだことから、素案を示	に実施していることか
達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると	達の円滑化を図ると	信用基金協会に示し	漁業信用基金協会とともに検討し、	すには至らなかったものの、漁	ら、「B」評価が妥当
いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	いう役割を適切に果	た償却に係るガイド	水産庁の了承を得たうえで、同協会	業信用基金協会の求償権の免	である。
たすため、健全かつ	たすため、健全かつ	たすため、健全かつ	ラインの骨格案につ	において所要の改正を行った。	除等の規程(例)を見直したこ	
質の高い業務運営を	質の高い業務運営を	質の高い業務運営を	いて調整し、ガイド		と、同協会の求償権償却基準	<指摘事項、業務運営
通じて漁業信用保険	通じて漁業信用保険	通じて漁業信用保険	ラインの素案を漁業	○ 漁業信用基金協会の求償権償却基	(例)及び管理停止基準(例)	上の課題及び改善方
制度の持続的かつ安	制度の持続的かつ安	制度の持続的かつ安	信用基金協会に示す	準 (例) 及び管理停止基準 (例) につ	の見直しの検討を進めたこと、	策>
定的な運営に努める	定的な運営に努める	定的な運営に努める		いて、償却等の判断を難しくし、償却	同協会にガイドラインの素案	特になし。
こととし、以下の取	こととし、以下の取	こととし、以下の取	<評価の視点>	等をためらう要因となり得る規定の	の検討状況を示したことなど、	
組を行う。	組を行う。	組を行う。	適切な求償権の管	抽出と見直しについて、全国漁業信	ガイドライン策定に必要な取	<その他事項>
ウ 適切な求償権の	ウ 適切な求償権の	ウ 適切な求償権の	理・回収の取組の促進	用基金協会とともに検討を進めた。	組を着実に進めたことから、B	特になし。
管理・回収の取組	管理・回収の取組	管理・回収の取組	に向けて、基金協会に、		とする。	
の促進	の促進	の促進	効果的な回収を実施す	〇 ガイドラインの素案の内容のう		
代位弁済の実施	(ア)漁業信用基金	令和5年度に漁	るよう、また適切な夕	ち、関係規程の改正で対応すること	<課題と対応>	
に伴う求償権を有	協会において、	業信用基金協会に	イミングで償却・管理	とする事項やガイドラインで示す事	特になし。	
する漁業信用基金	求償債務者の実	示した償却に係る	停止を行うよう助言・	項など、全国漁業信用基金協会との		
協会に対し、	情に応じて、サ	ガイドラインの骨	支援等の取組は行われ	協議を踏まえた検討状況を整理し、		
・ 求償債務者の	ービサーなど外	格案について、漁	ているか	漁業信用基金協会へ示した。		
実情に応じた効	部専門家も活用	業信用基金協会か				
果的な回収を実	しながら、効果	ら意見を聴取し、				
施すること	的な求償権回収	主務省とも調整				
· 漁業信用基金	を実施するよ	し、ガイドライン				
協会の人員・態	う、助言、支援等	の作成に向けて検				
勢、求償権の固	を行う。	討を進める。				
定化の状況等も	(イ)漁業信用基金					

考慮し、管理・回	協会の人員・態	【指標】
収に要する費用	勢、求償権の固	〇 令和5年度に漁業
とその効果を十	定化の状況等も	信用基金協会に示し
分に比較した上	考慮し、管理・回	た償却に係るガイド
で、適切なタイ	収に要する費用	ラインの骨格案につ
ミングで償却・	とその効果を十	いて調整し、ガイド
管理停止を行う	分に比較した上	ラインの素案を漁業
こと	で、適切なタイ	信用基金協会に示す
について助言、支	ミングで償却・	
援等を行う。	管理停止を行う	
	よう、助言、支援	
【指標】	等を行う。	
〇 償却等を行う場合		
(タイミング)につ	【指標】	
いての考え方や具体	〇 償却等を行う場合	
的な手順等を指針	(タイミング)につ	
(ガイドライン)と	いての考え方や具体	
して整理し、漁業信	的な手順等を指針	
用基金協会に提供す	(ガイドライン)と	
る	して整理し、漁業信	
	用基金協会に提供す	
	る	

第1-3-(2)-エ 漁業信用保険業務-漁業信用保険制度の持続的かつ安定的な運営の確保-その他事務処理の適正かつ迅速な実施

	主要なアウトプット(アウトカム)情報										
	土安はアフトノット(アン	ハトカム)旧牧			,						
指標等		達成目標	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
標準処理期間・日程		大口引受案件の事前協議、保険金支払 審査及び短期資金貸付審査について、 標準処理期間内の処理率80%以上									
	① 大口保険引受事前 協議	10 営業日	100%	100%							
	② 保険金支払審査 22 営業日		100%	100%							
	③ 短期資金貸付審査	借入申込書受理後3営業日	100%	100%							

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度評	価に係る自己評価及び主務大臣	による評価				
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価	
中州日信	中期計画	平 反司回	土は計画指標	業務実績	自己評価		
(2)漁業信用保険制度の持	(2)漁業信用保険制度の持	(2)漁業信用保険制度の持	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A	
続的かつ安定的な運営	続的かつ安定的な運営	続的かつ安定的な運営	〇 大口引受案件の	〇 大口引受案件の事前協議、保険	評定:A	<評定に至った理由	
の確保	の確保	の確保	事前協議、保険金	金支払審査及び短期資金貸付審査	定量的指標(標準的な処理	>	
漁業者等の信用力の	漁業者等の信用力の	漁業者等の信用力の	支払審査及び短期	について、令和6年度の標準的な	の期間内の処理率を 80%以	中期目標及び中期	
補完による資金調達の	補完による資金調達の	補完による資金調達の	資金貸付審査につ	処理の期間内の処理率は 100%で	上)の達成度合が 120%以上	計画に基づく取組を	
円滑化を図るという役	円滑化を図るという役	円滑化を図るという役	いて、標準的な処	あり、定量的指標を達成した。	となった。	適確に実施すること	
割を適切に果たすため、	割を適切に果たすため、	割を適切に果たすため、	理の期間内の処理		省略可能な手続きを特定	はもとより、事務処	
健全かつ質の高い業務	健全かつ質の高い業務	健全かつ質の高い業務	率を 80%以上とす	【エ(ア)】	し廃止するなど事務処理の	理の適正かつ迅速な	
運営を通じて漁業信用	運営を通じて漁業信用	運営を通じて漁業信用	る	〇 漁業信用基金協会に毎年の提出	簡素化を行い、漁業信用基金	実施に資する取組と	
保険制度の持続的かつ	保険制度の持続的かつ	保険制度の持続的かつ		を求めている求償権回収計画の提	協会の事務負担軽減や業務	して、毎月信用基金	
安定的な運営に努める	安定的な運営に努める	安定的な運営に努める	<その他の指標>	出様式について、事務の簡素化が	の質的向上が図られた。	から各基金協会・支	
こととし、以下の取組を	こととし、以下の取組を	こととし、以下の取組を	なし	可能か検討を行い、同協会の意見		所へ郵送している保	
行う。	行う。	行う。		を聴取した上で、提出様式を必要	以上のとおり、所期の目標	険料計算書等の紙媒	
			<評価の視点>	な内容が把握できる既存資料に代	を大きく上回る成果があっ	体資料について、各	
エ その他事務処理の	エ その他事務処理の	エ その他事務処理の	利用者の手続面で	替し簡略化することとし、漁業保	たため、Aとする。	基金協会等が電子媒	
適正かつ迅速な実施	適正かつ迅速な実施	適正かつ迅速な実施	の負担の軽減や業務	証保険取扱要領の改正を行った。		体として一括ダウン	
利用者の手続面で	(ア)保険引受け、保険	(ア)保険引受け、保険	の質的向上を図るた	〇 毎月信用基金から各基金協会・	<課題と対応>	ロードできる機能を	
の負担の軽減や業務	金支払等の業務に	金支払等に係る漁	め、事務処理の簡素	支所へ郵送している保険料計算書	特になし。	漁保システムに実装	
の質的向上を図るた	ついて、利用者の利	業信用基金協会か	化等その方法の点検	等の紙媒体資料について、各基金		し、ペーパーレス化	
め、漁業信用保険業務	便性の向上等に資	らの提出書類の簡	等を実施しているか	協会等が電子媒体として一括ダウ		及び紙媒体の郵送を	
に関する各事務の処	する観点から、漁業	素化の可否等につ		ンロードできる機能を漁保システ		廃止するなど漁業信	
理について、手続の簡	信用基金協会から	いて検討する。		ムに実装し、ペーパーレス化及び		用基金協会の事務負	
素化等その方法の点	の提出書類の簡素	(イ)保険引受け及び保		紙媒体の郵送廃止を実現した。		担軽減を図った。	
検を実施し、必要に応	化の可否等につい	険金支払等の業務				また、大口引受案	

じて見直しを行うと ともに、その適正性を 確保しつつ、標準的な 処理の期間又は日程 を定め、これに従って 実施する。

【指標】

○ 大口引受案件の事前 協議、保険金支払審査及 び短期資金貸付審査に ついて、中期計画に定め る標準的な処理の期間 内の処理率を 80%以上 とする

<目標水準の考え方>

漁業信用基金協会又は 融資機関からの提出書類・ データの不備の補正に要 した期間など、信用基金の 責めに帰さない事由によ るものについては、処理に 要した期間から除くこと が適当。

- て、漁業保証保険シ ステムの再構築等 を踏まえて検討す る。
- (イ)漁業信用保険業務 に関する各事務の 処理について、審査 等の適正性を確保 しつつ、標準的な処 理の期間又は日程 を定め、これに従っ て確実に実施する。

【指標】

- 大口引受案件の事前 協議、保険金支払審査及 び短期資金貸付審査に ついて、標準的な処理の 期間内の処理率を 80% 以上とする

(参考)標準的な処理の期間・日程

- ① 大口保険引受事 前協議:10 営業日
- ② 保険金支払審査:22 営業日
- ③ 短期資金貸付審 查:借入申込書受理 後3営業日
- ④ 保険通知の処理・ 保険料徴求
 - ・漁業信用基金協会(協会)からの

について、審査等の 適正性を確保しつ つ、中期計画に定め る標準的な処理の 期間内に確実に案 件の処理を行う。

件の処理を行う。 あわせて、保険通 知の処理等につい て、中期計画に定め る標準的な処理の 期間又は日程に沿 って事務を処理す

【指標】

- 大口引受案件の事前 協議、保険金支払審査 及び短期資金貸付審査 について、標準的な処 理の期間内の処理率を 80%以上とする

(参考)標準的な処理の期 間・日程

- ① 大口保険引受事前協議:10 営業日
- ② 保険金支払審査: 22 営業日
- ③ 短期資金貸付審 查:借入申込書受理 後3営業日
- ④ 保険通知の処理・ 保険料徴求
 - ・漁業信用基金協

【エ (イ)】

○ 保険引受け及び保険金支払等の 業務について、審査等の適正性を 確保しつつ、中期計画に定める標 準的な処理の期間又は日程内に確 実に案件の処理を行うなど、いず れの事務についても計画的に処理 を進めた。

【エ(ウ)】

○ 上記の取組結果及び今後の取組 みの方向性について取りまとめ、 業務運営の検証委員会及び運営委 員会に報告を行った。 件の事前協議、保険 金支払審査及び短期 資金貸付審査につい て、標準的な処理の 期間内の処理率は、 100%となり、目標値 の達成度合が120%以 上となったことか ら、「A」評価が妥 当である。

今後も、その他事 務処理の適正かつ迅 速な実施に向け、可 能かつ必要な範囲内 で当該法人独自の取 組の継続が期待され る。

<指摘事項、業務運 営上の課題及び改善 方策> 特になし。

保	保険料納付期限:	会 (協会) からの			
毎	9月末日まで タイプ	保険料納付期限:			
· 協	協会からの保険	毎月末日まで			
通	通知書等提出期	・協会からの保険			
I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	艮:前月20 日ま	通知書等提出期			
7	5	限:前月20日ま			
· 信	言用基金からの	で			
	R険料支払請求	・信用基金からの			
	島の送付:納付月	保険料支払請求			
	D 15 日頃	書の送付:納付月			
	内付回収金の収	の15 日頃			
納	(5)				
		納			
	対付金の納付期	・協会からの回収			
	艮:毎月末日まで	納付金の納付期			
	品会からの(前々	限:毎月末日まで			
	別の)求償権回収	・協会からの(前々			
	に に は に 様の報告期限:	月の)求償権回収			
	前月末まで	実績の報告期限:			
	言用基金からの	前月末まで			
	回収金納付通知	・信用基金からの			
	書の送付:納付月	回収金納付通知			
	D 15 日頃	書の発出:納付月			
	長期資金貸付審	の 15 日頃			
查	Z,NIQWQII H				
		查			
		・協会からの借入			
	R:貸付予定日の	申込書の提出期			
	7営業日前まで	限:貸付予定日の			
	古木口削の (7営業日前まで			
	(+)これらの事務につ			
		いて、上半期の実績			
		いて、 <u>工</u> 十期の美積をとりまとめた上			
		で、業務運営の検証			
		で、未務連呂の快証 委員会において検			
		安貝云にのいて快 証する。			
		買る。			
			ĺ		l l

第1-4 農業保険関係業務

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット(アウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
						予算額(千円)	178, 570, 305	178, 514, 409			
【標準処理期間】 貸付審査:						決算額(千円)	35, 513	21, 929			
借入申込書受理後 4営業日	_	_				経常費用(千円)	23, 793	21, 278			
【達成目標】						経常収支 (千円)	△9, 339	△3,931			
標準処理期間内の 処理率80%以上						行政コスト(千円)	23, 953	21, 303			
处任平 00 /0以上						従事人員数(人) ※期首の全体数	※102	※105			

3. 各事業年度の業務に	系る目標、計画、業務実績、	年度評価に係る自己評価	及び主務大臣による評価	ī		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	己評価	主務大臣による評価
中别日信	中期計画	平 反司四	土は計測指標	業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提	第1 国民に対して提	第1 国民に対して提	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
供するサービスその	供するサービスその	供するサービスその	〇 標準的な処理の	ア 利用者への役割や手続の周知とニーズの	評定: B	<評定に至った理由>
他の業務の質の向上	他の業務の質の向上	他の業務の質の向上	期間内の処理率を	把握	資金需要が無く貸付けには	中期目標及び中期計
に関する事項	に関する目標を達成	に関する目標を達成	80%以上とする	○ 利用者への周知を図るため、NOSAI イン	至らなかったものの、利用者へ	画に基づく取組を適確
	するためとるべき措	するためとるべき措		トラネットに以下の情報を掲載した。	の役割や手続の周知とニーズ	に実施していることか
	置	置	<その他の指標>	① 農業保険関係業務の概要(令和6年	の把握に取り組むとともに、貸	ら、「B」評価が妥当
4 農業保険関係業務	4 農業保険関係業務	4 農業保険関係業務	なし	11 月)	付金利について、検証の結果に	である。
共済団体に対する	共済団体に対する	共済団体に対する		② 貸付金利(125回、令和6年4月~7	基づき、調達コスト等を考慮し	
貸付業務は、共済団体	貸付業務は、共済団体	貸付業務は、共済団体	<評価の視点>	年3月)	た適切な水準に設定したこと	<指摘事項、業務運営
が民間金融機関から	が民間金融機関から	が民間金融機関から	本業務は、農業保	③ 農業共済組合等の財務状況調査結果	からBとする。	上の課題及び改善方策
の借入れを行えない	の借入れを行えない	の借入れを行えない	険制度のセーフティ	(令和7年1月)		>
場合の農業共済制度	場合の農業共済制度	場合の農業共済制度	ネットであることを	④ 貸付金のご案内(令和6年12月)	<課題と対応>	特になし。
及び農業経営収入保	及び農業経営収入保	及び農業経営収入保	踏まえ、共済団体に	⑤(貸付取扱要領(令和7年3月)	特になし。	
険事業の円滑な実施	険事業の円滑な実施	険事業の円滑な実施	対し、業務の役割や			<その他事項>
を担保するためのセ	を担保するためのセ	を担保するためのセ	手続を周知するとと	〇 全国特定組合長会議及び全国参事会議		特になし。
ーフティネットであ	ーフティネットであ	ーフティネットであ	もに、資金需要の照	において信用基金の役割、業務実績等を		
ることを踏まえ、着実	ることを踏まえ、同業	ることを踏まえ、同業	会等利用者ニーズを	説明した。		
に実施する。	務を貸付審査の適正	務を貸付審査の適正	適切に把握し業務運	〇 利用者の資金需要を把握するため、農		
その際、貸付審査の	性を確保しつつ、以下	性を確保しつつ、以下	営に反映させるため	業共済団体に以下の照会等を行った。		
適正性を確保しつつ、	のとおり着実に実施	のとおり着実に実施	の取組を行っている	① 農業共済事業を対象とした借入見込		
ア 信用基金の農業	する。	する。	か	みの照会(令和6年11月)		
保険関係業務の役	ア 信用基金の農業	ア 信用基金の農業		② 収入保険事業を対象とした借入見込		

割や手続について、	保険関係業務の役	保険関係業務の役	みの照会(令和6年7月及び7年1月)	
利用者に対し周知	割や手続について、	割や手続について、	③ 収入保険事業の収支見通しを毎月入	
するとともに、利用	利用者に対し周知	利用者に対し周知	手し、資金ニーズの把握(12 回)	
者ニーズを適切に	するとともに、資金	するとともに、資金		
把握し、業務運営に	需要に関する照会	需要に関する照会	イ 標準的な処理の期間内での案件処理	
反映させる。	を実施する等によ	を実施する等によ	〇 貸付実績が無かったため、該当なし。	
イ 標準的な処理の	り、利用者ニーズを	り、利用者ニーズを		
期間を定め、これに	適切に把握し、業務	適切に把握し、業務	ウ 適切な水準の貸付金利の設定	
従って確実に処理	運営に反映させる。	運営に反映させる。	O 貸付金利については、	
し、迅速に貸付けを	イ 標準的な処理の	イ 中期計画に定め	① 貸付目的が主に再保険金(保険金)資	
行う。	期間を4営業日と	る標準的な処理の	金であり、再保険金等が支払われるま	
ウ 適切な水準に貸	設定し、その期間内	期間 (4営業日) 内	での間に応じて貸付けする必要がある	
付金利を設定する。	に全ての案件を処	に全ての案件を処	こと	
	理する。	理する。	② 貸付原資が一時的に不足する場合、	
【指標】	ウ 貸付金利につい		短期借入金により調達することになる	
〇 中期計画に定め	ては、貸付目的、調	ては、貸付目的、調	ため、貸付金利と借入金利の逆転は回	
る標準的な処理の	達コスト、市中金利	達コスト、市中金利	避する必要があること	
期間内の処理率を	等を考慮した適切	等を考慮した適切	③ 農業共済団体にとって過大な負担と	
80%以上とする	な水準に設定する。	な水準に設定する。	ならないように市中金利と同程度の水	
			準を維持する必要があること	
	【指標】	【指標】	から、当該利率については、貸付日から償	
	〇 標準的な処理の	〇 標準的な処理の	還期限までの期間に応じ、借入申込み受	
	期間:借入申込書受	期間内の処理率を	理日前に公表された全銀協日本円 TIBOR	
	理後4営業日	80%以上とする	レート (小数点第4位以下を切り捨て)を	
	〇 標準的な処理の		ベースに一定の率(農業共済 0.15%、収	
	期間内の処理率を	(参考)標準的な処理	入保険 0.35%)を上乗せして設定し、同	
	80%以上とする	の期間	レートの動向を毎営業日確認するととも	
		・貸付審査:借入申	に、変更があった場合には、直近の貸付金	
		込書受理後4営	利を NOSAI イントラネットに掲載した。	
		業日		
			〇 貸付金利が適切な水準にあるかの検証	
			に必要な基礎資料とするため、毎月の短	
			期借入金の額、期間及び金利に関する情	
			報を関係部署(経理課)から入手し、整理	
			した。	
			○ 貸付金利の水準を検証した結果、全銀協日本円 TIBOR レートへの上乗せ金利のうち 0.35%について、0.1%の引下げが可能との判断に至ったため、令和7年3月に貸付取扱要領を変更し、4月以降の貸付金利を全銀協日本円 TIBOR 0.350℃により、	

業共済 0.15%、収入保険 0.25%とした。

第1-5 漁業災害補償関係業務

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット(アウトカム)情報						②主要なインプット	情報(財務情報及	び人員に関する	青報)		
指標等	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)		令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)
						予算額(千円)	66, 387, 304	70, 940, 642			
【標準処理期間】 貸付審査:						決算額(千円)	28, 194, 852	20, 922, 135			
借入申込書受理後 4営業日	1000/	1000/				経常費用(千円)	31,011	27, 766			
【達成目標】	100%	100% 100%				経常収支 (千円)	20, 890	23, 875			
標準処理期間内の 処理率80%以上						行政コスト (千円)	31, 219	27, 787			
处任平 00 70以上						従事人員数(人) ※期首の全体数	※102	※105			

3 各事業年度の業務に係	系る目標、計画、業務実績、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	年度評価に係る自己評価及	3が主発大臣による評価			
				法人の業務実績・自		主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
第3 国民に対して提	第1 国民に対して提	第1 国民に対して提	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 A
供するサービスその	供するサービスその	供するサービスその	〇 標準的な処理の	ア 利用者への役割や手続の周知とニーズ	評定: A	<評定に至った理由>
他の業務の質の向上	他の業務の質の向上	他の業務の質の向上	期間内の処理率を	の把握	中小漁業者への共済金の支	中期目標及び中期計
に関する事項	に関する目標を達成	に関する目標を達成	80%以上とする	○ 利用者への周知を図るため、ホームペ	払いは、令和3年度をピークと	画に基づく取組を適確
	するためとるべき措	するためとるべき措		ージに以下の情報を掲載した。	して減少傾向にあるものの、幅	に実施することはもと
	置	置	<その他の指標>	・ リーフレット「漁業災害補償制度に	広い漁業種類での不漁の継続、	より、幅広い漁業種類
5 漁業災害補償関係	5 漁業災害補償関係	5 漁業災害補償関係	なし	おける独立行政法人農林漁業信用基	自然災害の影響等により、高水	での不漁の継続、自然
業務	業務	業務		金(漁業災害補償関係業務)の役割に	準で推移しており、国から漁業	災害の影響等により、
共済団体に対する	共済団体に対する	共済団体に対する	<評価の視点>	ついて」(年2回更新、令和6年4月及	共済団体に支払われる保険金	中小漁業者への共済金
貸付業務は、共済団体	貸付業務は、共済団体	貸付業務は、共済団体	本業務は、漁業災	び 11 月)	の不足分に相当する資金につ	の支払いが高水準で推
が民間金融機関から	が民間金融機関から	が民間金融機関から	害補償制度のセーフ		いて、独立行政法人農林漁業信	移し、漁業共済団体へ
の借入れを行えない	の借入れを行えない	の借入れを行えない	ティネットであるこ	○ 利用者の資金需要を把握するため、毎	用基金による漁業共済団体へ	の貸付けが継続してい
場合の漁業災害補償	場合の漁業災害補償	場合の漁業災害補償	とを踏まえ、共済団	月月初に、貸付けが見込まれる者から入	の貸付けが継続している。	る中、利用者への周知
制度の円滑な実施を	制度の円滑な実施を	制度の円滑な実施を	体に対し、業務の役	手した当月及び翌月の保険金発生見込	一方、貸付金利については全	を図るため、ホームペ
担保するためのセー	担保するためのセー	担保するためのセー	割や手続を周知する	額を関係部署と情報共有し、一時的に不	銀協日本円 TIBOR レートにー	ージにリーフレットを
フティネットである	フティネットである	フティネットである	とともに、資金需要	足する貸付原資に充てるために必要な	定の金利を上乗せする仕組み	掲載したほか、利用者
ことを踏まえ、着実に	ことを踏まえ、同業務	ことを踏まえ、同業務	の照会等利用者ニー	短期借入金の額が年度計画に定めた限	としているところ、令和6年3	の資金需要把握の実施
実施する。	を貸付審査の適正性	を貸付審査の適正性	ズを適切に把握し業	度額を超えないことを確認した。	月のマイナス金利政策の解除	や漁業共済団体が必要
その際、貸付審査の	を確保しつつ、以下の	を確保しつつ、以下の	務運営に反映させる		以降、市中金利に明確な上昇傾	とする共済金支払原資
適正性を確保しつつ、	とおり着実に実施す	とおり着実に実施す	ための取組を行って	イ 標準的な処理の期間内での案件処理	向が見られるなど、今後の金利	の安定供給に努めるべ
ア 信用基金の漁業	る。	る。	いるか	〇 年度内に貸付けした 13 件について、	動向を見通すことが難しい状	く貸付金利の引下げを
災害補償関係業務	ア 信用基金の漁業	ア 信用基金の漁業		全て標準的な処理の期間内に処理し、定	況の中、貸付金利の水準につい	実施した。

の役割や手続につ)
いて、利用者に対し	,
周知するとともに、	
利用者ニーズを適	5
切に把握し、業務運	1
営に反映させる。	

- イ 標準的な処理の 期間を定め、これに 従って確実に処理 し、迅速に貸付けを 行う。
- ウ 適切な水準に貸 付金利を設定する。

【指標】

○ 中期計画に定め る標準的な処理の 期間内の処理率を 80%以上とする

- イ 標準的な処理の 期間を4営業日と 設定し、その期間内 に全ての案件を処 理する。
- ウ 貸付金利につい ては、貸付目的、調 達コスト、市中金利 等を考慮した適切 な水準に設定する とともに、貸付金利 の水準について 年度検証を行う。

【指標】

- 標準的な処理の 期間:借入申込書受 理後4営業日
- 標準的な処理の 期間内の処理率を 80%以上とする

- イ 中期計画に定め る標準的な処理の 期間(4営業日)内 に全ての案件を処 理する。
- ウ 貸付金利につい ては、貸付目的、調 達コスト、市中金利 等を考慮した適切 な水準に設定する とともに、貸付金利 の水準について検 証する。

【指標】

○ 標準的な処理の 期間内の処理率を 80%以上とする

(参考)標準的な処理 の期間

·貸付審査:借入申 込書受理後4営 業日 量的指標を上回った。

- ウ 適切な水準の貸付金利の設定
- 貸付金利については、
 - ① 貸付目的が再共済金支払資金であり、保険金が支払われるまでの間に応じて貸付けする必要があること
 - ② 貸付原資が一時的に不足する場合、 短期借入金により調達することにな るため、貸付金利と借入金利の逆転は 回避する必要があること
- ③ 漁業共済団体にとって過大な負担とならないように市中金利と同程度の水準を維持する必要があることから、当該利率については、貸付日から償還期限までの期間に応じ、借入申込み受理日前に公表された全銀協日本円TIBORレート(小数点第4位以下を切り捨て)をベースに一定の率0.35%を上乗せして設定し、同レートの動向を毎営業日確認した。
- 貸付金利が適切な水準にあるかの検 証に必要な基礎資料とするため、漁業災 害補償関係業務における毎月の短期借 入金の額、期間及び金利に関する情報を 関係部署(経理課)から入手し、整理し た。
- 貸付金利の水準を検証した結果、全銀協日本円 TIBOR レートへの上乗せ金利 0.35%について、0.1%の引下げが可能との判断に至ったため、令和7年3月に貸付取扱要領を変更し、4月以降の貸付金利を全銀協日本円 TIBOR レート+ 0.25%とした。

て検討し0.1%程度の引下げが可能との判断に至ったことから、貸付金利を0.1%引き下げて令和7年4月1日から適用することとした。

このように令和6年度においては、利用者への役割や手続の周知とニーズの把握、標準的な処理の期間内での全ての貸付案件の処理(定量的指標の達成度合120%以上)、貸付金利の水準についての検証といった年度計画に定めた目標を表しているための措置を着実に団が必要とする共済金支払原貸の安定供給に努めるべく、漁業共済制度の円滑な実施に大きく貢献したことからAとする。

<課題と対応> 特になし。 また、貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率は、100%となり、目標値の達成度合が120%以上となったことから、

「A」評価が妥当であ

今後も、その他事務 処理の適正かつ迅速な 実施に向け、可能かつ 必要な範囲内で当該法 人独自の取組の継続が 期待される。

<指摘事項、業務運営 上の課題及び改善方 策> 特になし。

<その他事項> 特になし。

第2-1 事業の効率化

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
業務経費(当年度予算額) (百万円)	_	325	322	319					
うち調査研究費(①)	_	3	3	3					
委託業務費(②)	_	6	5	5					
業務管理費(③)	_	317	313	310					
合計 (①+②+③)	_	325	322	319					
令和4年度予算に対する削減率	中期目標期間 度比で5%以	計中に、令和4年 人上削減	1.0%	2.0%					

3. 各事業年度の業務に係	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己	2評価	主務大臣による評価				
中朔日悰	中期計画	+	土な計画担宗	業務実績	自己評価					
第4 業務運営の効率化	第2 業務運営の効率化	第2 業務運営の効率化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B				
に関する事項	に関する目標を達成す	に関する目標を達成す	〇 調査研究費、委	(1)効率的・効果的な業務運営	評定:A	<評定に至った理由				
	るためとるべき措置	るためとるべき措置	託業務費及び業務	○ 各部門において「業務運営の検証委員	以下について実施した。	>				
1 事業の効率化	1 事業の効率化	1 事業の効率化	管理費について	会」を開催し、業務の点検・検証を行った。	・ 各部門の「業務運営の検	業務の質の向上及				
「国の行政の業務改	(1)効率的・効果的な	(1)効率的・効果的な	は、中期目標期間		証委員会」において業務の	び業務運営の効率性				
革に関する取組方針」	業務運営	業務運営	中に、令和4年度	〇 昨年度実施した「業務の見える化プロジ	点検・検証を行い、効果的	を高め、効果的な業務				
(平成28 年8月2日	「国の行政の業務	「国の行政の業務	比で5%以上削減	ェクト」の結果を踏まえ、信用基金の業務	な業務遂行のために必要	遂行を実現するため、				
総務大臣決定)の趣旨	改革に関する取組方	改革に関する取組方	する	効率化を一層推進するため、各部門の「業	な見直し	業務の点検・検証や必				
を踏まえつつ、業務の	針」(平成 28 年8	針」(平成28年8月		務運営の検証委員会」とは別に、新たに各	・ 業務経費の抑制に向けた	要な見直しを実施す				
点検・検証、適材適所	月2日総務大臣決	2日総務大臣決定)	<その他の指標>	部門の若手職員等をメンバーとする組織	着実な取組	るという今年度の目				
の人材配置等により、	定)の趣旨を踏まえ	の趣旨を踏まえつ	なし	横断的な「全社」プロジェクトチームを設		標に対して、組織横断				
効率的・効果的な業務	つつ、業務の質の向	つ、業務の質の向上		置。令和6年6月から「業務効率化プロジ	上記に加え、組織横断的な	的な取組として、「業				
遂行を実践する。	上及び業務運営の効	及び業務運営の効率	<評価の視点>	ェクト(慣習的業務の見直し)」の取組を開	取組として、「業務効率化プ	務効率化プロジェク				
また、調査研究費、	率性を高め、効果的	性を高め、効果的な	業務の点検・検証、	始し、20回以上の会議を経て、解決策を検	ロジェクト(慣習的業務の見	ト(慣習的業務の見直				
委託業務費及び業務管	な業務遂行を実現す	業務遂行を実現する	適材適所の人材配置	討した。令和6年9月の企画部会におい	直し)」を開始。若手職員の	し)」を開始し、業務効				
理費については、必要	るため、毎年度業務	ため、業務の点検・	等により、効率的・効	て、Microsoft Teamsの共同編集機能の活	意見を踏まえ、信用基金内の	率化に向けた取組を				
性を十分に見極めた上	の点検・検証を行い、	検証を業務運営の検	果的な業務遂行が実	用推進、資料印刷の見直し、Outlook を利	作業依頼や連絡を Microsoft	実施していることは				
で必要額を適正に支出	不断の見直しを行	証委員会で行い、必	践されているか	用したスケジュール調整のルール化等を	Teams に移行し、併せて運用	評価できる。				
するとともに、中期目	う。また、必要に応	要な見直しを実施す		含む7件の課題解決策の実施を決定し、従	ルールを整備するなど、重要	一方、自己評価では				
標期間中に、令和4年	じ、マニュアル化の	る。また、外部専門		来、慣習的に行っていた非効率業務を大幅	な課題につき解決策を策定	Aとされているが、信				
度比で5%以上削減す	推進等により、業務	家の意見を踏まえて		に削減した。	及び実施したことにより、抜	用基金内の作業依頼				

る。	の効率性を高める。	デジタル化の推進等	 また、令和6年12月の企画部会では、信	本的な業務効率化や組織の	や連絡について、
	調査研究費、委託	に取り組み、業務の	用基金内の作業依頼や連絡を Microsoft	活性化に向けた取組を着実	Microsoft Teams に移
	業務費及び業務管理	効率性を高める。	Teams に移行することを決定し、併せて抜	に進展させていることから、	行したことや運用ル
	費については、必要	調査研究費、委託	け漏れが発生しないための運用ルールを	所期の目標を大きく上回る	ールの整備といった
	性を十分に見極めた	業務費及び業務管理	整備した。	成果があったため、Aとす	取組は、今年度の目標
	上で必要額を適正に	費については、必要	さらに、令和7年3月の企画部会におい	る。	である業務運営の効
	支出するとともに、	性を十分に見極めた	て、組織横断的な情報共有や役職員間のコ		率性を高めるための
	中期目標期間中に、	上で必要額を適正に	ミュニケーションを促す観点から、原則全	<課題と対応>	必要な見直しの範疇
	令和4年度比で5%	支出することとし、	役職員が参加する全社ミーティング、役職	特になし。	の取組であること、
	以上削減する。	削減する。	員間の意見交換会等の実施を決定し、今		Microsoft Teams の活
			後、業務が円滑に進むだけでなく、組織の		用は、国や一般企業で
	(2) ワークライフバラ		ビジョンの浸透及び組織の活性化につな		も既に幅広く利用さ
	ンスの実現		がる仕組みを構築した。		れていることを踏ま
	・ 時差出勤、テレ	(2) ワークライフバラ			えれば、「所期の目標
	ワーク等多様な働	ンスの実現	(2) ワークライフバランスの実現		を上回る」とまでは評
	き方の実践、	時差出勤、テレワ	○ 第4-2(2)アを参照。		価できない。
	・ 年次休暇の計画	ークを活用した働き			以上を踏まえ、所期
	的取得、各種休暇	方を実践するととも			の目標を達成してい
	制度の積極的な活	に、年次休暇取得率			るとしてBとしたも
	用、	目標の設定、職員に			の。
	・ 勤務時間内に業	対する休暇制度の周			
	務を完了する取組	知・啓発、休暇取得			<指摘事項、業務運営
	の励行	促進に関する管理職			上の課題及び改善方
	等により、ワークラ	向けの教育・研修等			策>
	イフバランスの実現	により、各種休暇制			特になし。
	を目指す。	度の積極的な活用を			
		図るほか、勤務時間			<その他事項>
		内に業務を完了する			特になし。
		取組を継続し、ワー			
		クライフバランスの			
		実現を目指す。			

第2-2 経費支出の抑制

, -		マケー	-
· -	三要な終	谷牛フ	-ーツ

2. 主安你胜牛厂一岁									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般管理費(当年度予算額)(A) (百万円)	_	433	711	461					
うち削減対象外経費(B)	-	230	516	274					
一般管理費(削減対象)(A – B)	-	203	195	187					
令和4年度予算に対する削減率	中期目標期間 度比で 20%	間中に、令和4年 以上抑制	4.0%	8.0%					

3. 各事業年度の業務に係る	る目標、計画、業務実績、年	度評価に係る自己評価及び主	務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自	1己評価	主務大臣による評価
中州口际	中期計画	十 反 司四	土は計画指標	業務実績	自己評価	
2 経費支出の抑制		2 経費支出の抑制	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
業務の見直し及び効		(1)業務の見直し及び	○ 一般管理費(人	(1)一般管理費	評定:B	<評定に至った理由>
率化を進め、一般管理		効率化を進め、全て	件費、租税公課、	○ 経費支出の抑制につながるものとし	以下について実施した。	中期目標及び中期計
費(人件費、租税公課、		の支出について、当	事務所関連経費、	て、主に以下の取組を行った。	・ 経費支出の抑制に向けた	画に基づく取組を適確
事務所関連経費、外部		該支出の要否を検討	外部との不正通信	・ 費用対効果等のコスト意識の徹底	着実な取組	に実施していることか
との不正通信の検知に		して、メリハリをつ	の検知に必要な経	を図るため、「一般管理費の経費抑制	・ 新規採用者の採用	ら、「B」評価が妥当
必要な経費、最高情報		けた業務執行を行	費、最高情報セキ	の取組み」について、役職員に周知	・ 国家公務員の給与改定を	である。
セキュリティアドバイ		う。	ュリティアドバイ	した。	基礎とした給与規程等の	
ザーの設置に必要な経		一般管理費(人件	ザーの設置に必要	・ 個別業務単位ごとの予算執行状況	改定	<指摘事項、業務運営
費及び特殊要因により		費、租税公課、事務所	な経費及び特殊要	について、勘定ごとに業務計画や過		上の課題及び改善方
増減する経費を除く。)		関連経費、外部との	因により増減する	去の支出実績等を勘案した「予算執	以上について実施したこ	策>
については、必要性を		不正通信の検知に必	経費を除く。)につ	行見込」を策定し、支出実績を確認	とから、Bとする。	特になし。
十分に見極めた上で必		要な経費、最高情報	いては、中期目標	するなど、適正に期中管理を行った。		
要額を適正に支出する		セキュリティアドバ	期間中に、令和4	・ 物品調達等に係る少額随意契約に	なお、職員の給与水準につ	<その他事項>
とともに、中期目標期		イザーの設置に必要	年度比で 20%以	ついて、見積り合わせに比べ競争原	いては、対国家公務員地域・	特になし。
間中に、令和4年度比		な経費及び特殊要因	上抑制する。	理が働き契約金額が低く抑えられる	学歴別指数を令和7年6月	
で 20%以上抑制する。		により増減する経費		オープンカウンター方式を実施し、	30 日に公表予定。	
		を除く。)について	<その他の指標>	支出の抑制に努めた。		
(1)人員		は、必要性を十分に	なし		<課題と対応>	
人員については、定		見極めた上で必要額		(2)人員	特になし。	
年退職者の継続雇用		を適正に支出するこ	<評価の視点>	○ 再雇用の上限年齢等の業界別の引上		
の必要性を踏まえつ		ととし、抑制する。	業務の見直し及び	げ状況を踏まえ、必要な就業規則等の		
つ、引き続き、常勤職		このため、以下の	効率化を進め、全て	見直しを行い、公表をした(令和6年		
員数が業務の安定的・		事項を着実に実施す	の支出について、当	4月)。		
効率的な遂行に見合		る。	該支出の要否を検討	○ 業務体制、退職者数及びそれを補う		

うものとなるよう、次 期中期目標期間の上限年齢を65歳から70歳へ段階的によず ら70歳へ段階的に引き上げることや、強力 き上げることや、採用 に取り組むともに、 毎年度、新規採用職員数、 新規採用職員数、 新規採用職員と、 新規なび再雇 者数及び再雇 を公表する。

また、個々の職員に ついて、その適性に応 じた活用を図る。

(2)人件費

人件費(退職手当及 び法定福利費を除く。 また、人事院勧告を踏 まえた給与改定分を 除く。)については、政 府の方針を踏まえつ つ、適切に対応する。 職員の給与水準に ついては、その適正化 を図るため、国家公務 員の給与規程等の状 況を踏まえ、必要に応 じ給与規程の見直し を行い、見直しを行っ た場合にはその内容 を公表するとともに、 対国家公務員地域·学 歴別指数(地域・学歴 別法人基準年齢階層 ラスパイレス指数)を 公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

- ア 費用対効果等の コスト意識の徹底 を図る。
- イ 個別業務単位ご との予算執行状況 の期中管理を徹底 する。

(2)人員

定年退職者の継続 雇用の必要性をき、 えつつ、引き続き、第 勤職員数が業務の安 定見合うものとなる よう、以下の事項を 実施する。

- ア 再雇用の上限年 齢等の業界別の引 上げ状況を踏ま え、上限年齢の段 階的な引上げを行 うべく、必要直 業規則等の見直 を行い、公表す る。
- イ 優秀な職員の新 規採用に取り組 む。
- ウ 常勤職員数、新 規採用職員数、退 職者数及び再雇用 者数をホームペー ジにおいて公表す

また、個々の職員に ついて、その適性に応 じた活用を図る。

(3)人件費

職員の給与水準の 適正化を図るため、国 家公務員の給与規程 等の状況を踏まえ、必 要に応じ給与規程の して、メリハリをつ けた業務執行は行わ れているか 新規採用者数等を勘案して人員配置を 行った。

また、令和6年度は、新規採用を行った。

○ 令和6年6月に、常勤職員数、新規 採用職員数、退職者数及び再雇用者数 をホームページにおいて公表した。

(3)人件費

- 人事院勧告における国家公務員の給与法改定に基づき、給与水準の妥当性を検証し、令和7年1月に給与規程の改正を行い、ホームページにおいて公表した。(令和7年1月施行)
- 人事院勧告における国家公務員の給与法改定に基づき、諸手当水準の妥当性を検証し、通勤手当の限度額引き上げ、扶養手当の子にかかる手当の増額等及び再雇用職員への住居手当の支給のため、令和7年3月に給与規程の改正を行い、ホームページにおいて公表した。(令和7年4月施行)
- 職員の給与水準について、令和6年 度の対国家公務員地域・学歴別指数は 令和7年6月30日に公表予定。
- 役員の報酬水準について、人事院勧告における国家公務員の給与法改定に基づき、給与水準の妥当性を検証し、 令和7年1月に役員給与規程を改正し、ホームページにおいて公表した。 (令和7年1月施行)

見直しを行い、見直し		
を行った場合にはそ		
の内容を公表すると		
ともに、対国家公務員		
地域・学歴別指数(地		
域・学歴別法人基準年		
齢階層ラスパイレス		
指数)を公表する。		
また、役員の報酬水		
準及び職員の給与水		
準については、その妥		
当性を検証し、その検		
証結果についてホー		
ムページにおいて公		
表する。		
2,500		
		1

第2-3 デジタル化の推進

2	一部+>ダケー ************************************	_
۷.	主要な経年データ	ソ

2. 工文 5位十7								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係	る目標、計画、業務実績、年	要評価に係る自己評価及び主 要評価に係る自己評価及び主	務大臣による評価			
	中期計画	生典計画	→+> □/□/□/□/□/□/□/□/□/□/□/□/□/□/□/□/□/□/□/	法人の業務実績・	自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画 	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
3 デジタル化の推進	3 デジタル化の推進	3 デジタル化の推進	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
(1)業務の電子化	(1)業務の自動化・電子	(1)業務の自動化・電子	なし	(1)業務の自動化・電子化	評定:B	<評定に至った理由>
業務の効率化及び	化	化		令和6年度IT化推進計画に基づ		中期目標及び中期計画
簡素化を図る観点か	IT化推進中期計	令和6年度 I T化	<その他の指標>	き、組織の業務の効率化及び簡素化を	とから、Bとする。	に基づく取組を適確に実
ら、ICTの活用等に	画(令和5年度から令	推進計画に基づき、R	なし	図る観点から、2業務(農業・漁業)に	・ 2業務における定型的な	施していることから、
よる情報デジタル化	和9年度まで)に基づ	PAやVBAの活用		おける定型的な作業について、自動化	作業について、自動化の導	「B」評価が妥当であ
の取組などを推進す	き、組織の業務の効率	などによる業務の自	<評価の視点>	を導入した。業務の詳細は以下のとお	入により業務効率性が向	る。
る。	化及び簡素化を図る	動化・電子化を進め	業務の効率化及び	り。	上したことで、職員の業務	
	観点から、また、制度	る。	簡素化を図る観点か	(農業)短期資金貸付に係る農業信用	負担軽減等につながり、業	<指摘事項、業務運営上
(2)情報システムの整備	の利用者に対する業	その際、業務の自動	ら、デジタル化の取	基金協会への通知文書や決裁資	務サービスの利便性を高	の課題及び改善方策>
及び管理	務サービスの利便性	化については、外部専	組などを推進してい	料等の作成業務	める取組を行うための時	特になし。
「情報システムの	を高める観点から、業	門家の意見を踏まえ、	るか	(漁業)水産庁への一部交付金申請手	間を捻出	
整備及び管理の基本	務の自動化・電子化等	2案件を導入する。		続に必要な交付申請書及び保険	・ IT化推進委員会におい	<その他事項>
的な方針」(令和3年	を推進する。			引受状況表の作成業務	て、IT化推進計画の進捗	特になし。
12 月24 日デジタル	なお、毎年度の業務	(2)情報システムの整備			管理の実施、令和7年度 I	
大臣決定)にのっと	の自動化・電子化の具	及び管理		(2)情報システムの整備及び管理	T化推進計画を策定	
り、PMOの設置等の	体的取組については、	ア 令和5年度に設		○ I T化推進委員会を上期に4回、	・ IT化推進計画に沿った	
体制整備を行う。	毎年2案件を目途に	置したPMOの下		下期に2回開催し、情報システムの	情報システムの整備	
また、各部門の基幹	各年度のIT化推進	で、情報システムの		整備、クラウド移行への検討、業務の	・ 情報システムのクラウド	
業務システムの標準	計画に規定すること	整備及び管理が、よ		自動化・電子化などIT化推進計画	化を実現するため、高い専	
化に向けては、各部門	とする。	り効率的・効果的に		の進捗管理を実施し、令和7年度Ⅰ	門性を有するCIO補佐	
の業務の見直しを十		行えるよう、必要に		T化推進計画を策定した。また、当該	官の助言等の活用を通じ	
分に行い、各部門の業	(2)情報システムの整備	応じて体制を整備		進捗管理を踏まえ、IT化推進計画	た検討	
務手順の共通化と共	及び管理	する。		に沿った情報システムの整備を行っ	・ 業務の生産性向上及び I	
有化を図った上で、保	ア 「情報システムの	イ 令和6年度IT		た。	T化の推進に必要な研修、	
険の引受審査等の業	整備及び管理の基	化推進計画に基づ			情報システム運用継続に	
務の効率化や質の向	本的な方針」(令和	き、情報システムの		〇 情報システムのクラウド化に向け	必要な訓練	
上へ確実に繋がるよ	3年12月24日デ	整備を実施する。		た検討については、実現するために	・ IT化推進のための職員	
う、計画的に進める。	ジタル大臣決定)に	また、令和5年度		必要な検討結果について、令和6年	を育成する研修	
	のっとり、PMOの	に収集した情報を		6月、7月、9月に開催した I T化推		
(3)ICT教育の実施	設置等の体制を整	踏まえ、次期中期計		進委員会に付議し、了承を得た。		

デジタル化を通じ	備する。	画期間における情	また、高い専門性を有するPJM		
た業務の生産性向上	イ 情報システムの	報システムのクラ	O支援業者の支援を受けながら、ク	<課題と対応>	
を図るため、役職員を	整備を次のように	ウド化に向けて検	ラウド移行の要件を検討した上でR	特になし。	
対象としたICT教	推進する。	討を進める。	FIを実施し、その結果を令和7年		
育を継続的に実施す	(ア)情報システムの		3月開催のIT化推進委員会におい		
る。	整備については、	(3) I C T教育の実施及	て報告した。		
	各部門の基幹業	びIT人材の育成			
	務システムの標	全役職員を対象に	(3) ICT教育の実施及びIT人材		
	準化に向けて、各	デジタル化を通じた	の育成		
	部門の業務の見	業務の生産性向上等			
	直しを十分に行	の意識を醸成するた	〇 業務の生産性向上を目的として、		
	い、各部門の業務	めのICT教育を実	新たに導入したグループウェア		
	手順の共有化及	施する。	(Microsoft365) の操作研修を令和		
	び共通化を図る	また、IT化推進中	6年11月に全役職員を対象に実施し		
	など、IT化推進	期計画(令和5年度か	た。		
	中期計画(令和5	ら令和9年度まで)に			
	年度から令和9	基づき、信用基金の業	○ 令和7年2月に、I T活用課職員1		
	年度まで) に基づ	務を理解した上で、I	名がプロジェクトマネジメントに係		
	き、業務の効率化	T化を推進できる実	る研修を受講した。		
	及び簡素化を図	務能力を発揮できる			
	る観点並びに制	職員を育成すべく、Ⅰ	○ 情報システム運用継続計画の年間		
	度の利用者に対	T活用課職員につい	教育訓練計画に基づき、各要員の緊		
	する業務サービ	て、ITに係る研修、	急時に実施すべき行動の確認、各要		
	スの利便性を高	外部セミナーへの参	員及び保守業者に確実に連絡が取れ		
	める観点から、計	加を通じて知識の習	ることの確認及び、基幹LANシス		
	画的に進める。	得、向上を図る。	テムの一部をバックアップから復旧		
	毎年度の情報		する訓練を実施した。		
	システムの整備 の具体的取組に		O NICT主催のCSIRT向けの		
	の具体的収組については、各年度		インシデント対応訓練及び情報セキ		
	のIT化推進計		コリティ担当者向けの勉強会に担当		
	の I 「 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		職員を派遣した。		
	世に規定することとする。		概点で // に。		
	(イ) 原則として、5				
	年ごとに、機器類				
	の交換やアプリ				
	ケーションの見				
	直しを行う。				
	(ウ)次期中期計画期				
	間における情報				
	システムのクラ				
	ウド化に向けて				
	検討を進める。				
	(3) I C T教育の実施及				
	びIT人材の育成				

全役職員を対象に			
デジタル化を通じた			
業務の生産性向上等			
の意識を醸成するた			
めのICT教育を継			
続的に実施する。			
また、IT化推進中			
期計画(令和5年度か			
ら令和9年度まで)に			
基づき、信用基金の業			
務はもとよりデジタ			
ルについても一定の			
知見を有した上で業			
務のIT化を推進で			
きる実務能力を発揮			
できる職員を育成す			
ි කි			
	1		'

第2-4 調達方式の適正化

2	一部+>ダケー ************************************	_
۷.	主要な経年データ	ソ

と、工女の	2. 工安仍性牛儿,人														
‡	旨標等	達成目標	(参 前中期目 最終年	標期間	令和 5 (2023		6 ± (2024	F度 年度)		丰度 年度)		F度 年度)		丰度 年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	
一般競争	件数	-	14 件	67%	15 件	83%	14 件	78%							
等入札	金額(百万円)	-	1,650	95%	538	86%	1,038	97%							
随意契約	件数	-	7件	33%	3件	17%	4件	22%							
随息关羽	金額(百万円)	-	83	5%	87	14%	30	3%							
合計	件数	-	21 件	100%	18 件	100%	18 件	100%	•						
Dēl	金額(百万円)	l	1,733	100%	624	100%	1,068	100%	•						

金額(白万円)	- 1,733	100% 624 100%	1,068 100%			
マ 冬車業年度の業務に係る	ス日煙 計両 業務実績 年	き評価に係る自己評価及び主	終士氏による証価			
3. 百事未平反の未効に応じ	シロ1示、可凹、未分大順、牛! 	♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥♥	防八圧による計画	法人の業務実績・	白己並佈	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	上が大圧にある計画
4 調達方式の適正化	4 調達方式の適正化	4 調達方式の適正化	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
公正かつ透明な調達	「独立行政法人にお	「独立行政法人にお	なし	(1)調達等合理化計画	評定:A	
手続による適切で迅速	ける調達等合理化の取	ける調達等合理化の取		ア 令和6年5月に策定した令和6年	以下について実施した。	へ評定に至りに埋田/ 迅速かつ効果的な調
かつ効果的な調達を実	組の推進について」(平	組の推進について」(平	<その他の指標>	度調達等合理化計画に基づき、一般		斑迷がラ効米的な調 達を実現する観点から、
現する観点から、「独立	成 27 年5月 25 日総務	成 27 年5月25日総務	なし	競争等入札(一般競争入札及び企画	く、一般競争等入札の実施	「選を失呪する観点から、 「調達等合理化計画」を
行政法人における調達	大臣決定) 及び国におけ	大臣決定) 及び国におけ		競争)の競争性のある契約の締結を	・ 公告時期の前倒し及び発	・調度寺日廷16月画」を 策定し、同計画に基づく
等合理化の取組の推進	る取組(「公共調達の適	る取組(「公共調達の適	<評価の視点>	徹底するため、総務課において、個別	注予定の事前公表による入	取組を着実に実施する
について」(平成 27 年	正化について」(平成 18	正化について」(平成 18	調達に係る契約に	の契約案件について、契約担当部署	札準備期間の十分な確保	という今年度の目標に
5月 25 日総務大臣決	年8月25日付財計第	年8月25日付財計第	ついて、政府の方針	より事前にヒアリングを行うととも	・ 調達までの準備期間及び	対して、「調達等合理化
定)に基づき策定する	2017 号財務大臣通知))	2017 号財務大臣通知))	等を踏まえ、適切で	に、契約案件による特性に配慮しな	公告期間の十分な確保	計画」を策定し、一般競
「調達等合理化計画」	等に基づき、公正かつ透	等に基づき、公正かつ透	迅速かつ効果的な調	がら、以下の取組みを実施すること	・ 応募条件及び仕様書内容	争入札等を着実に実施
について着実に実施す	明な調達手続による適	明な調達手続による適	達に向けた取組は行	により、公正かつ透明な調達を着実	の確認	していることは評価で
る。	切で迅速かつ効果的な	切で迅速かつ効果的な	われているか	に実施した。	・ 声がけ等による積極的な	きる。
	調達を実現する観点か	調達を実現する観点か		①応募予定者が、業務内容を把握	競争参加者の掘り起こし	一方、自己評価ではA
	ら、毎年度「調達等合理	ら、「調達等合理化計画」		し、企画提案書・技術提案書の作成	・評価項目の具体化	とされているが、「調達
	化計画」を策定し、同計	を策定し、同計画に基づ		業務等に必要な準備期間を十分に	・提出資料の削減	等合理化計画」では、1
	画に基づく取組を着実	く取組を着実に実施す		確保することができるよう、信用	・調達等合理化計画を踏ま	者応札・1 者応募を0件
	に実施する。	る。		基金ウェブサイトに、令和6年度	えた取組状況のウェブサイト	とするために再公告を
	また、外部有識者を含	(4) -D)+ 65 A TO (1 - 1 - 1		に発注予定の入札について、事前	公表及びフォローアップ	行う方針としており、再
	む契約監視委員会等の	(1)調達等合理化計画		に公表するとともに、令和6年度	・ 契約監視委員会(令和6年	公告の実施には、大幅な
	活用など、調達に係る推	アー信用基金が策定		に締結した契約に係る情報も公表	5月2日開催)における調達	時間と労力を要するた
	進体制の整備・見直しを	する調達等合理化		した。	等合理化計画の策定及び	め、迅速性の面で課題が
	行う。	計画に基づき、一般		②応募予定者が、入札等の手続き	個々の契約案件の点検の審	あること、令和6年度は
		競争入札等(競争入		や企画提案書等の作成に必要な準	議却約京本委員会等におい	再公告を実施せず1者
		札及び企画競争・公 尊)を着実に実施す		備期間を確保できるよう、契約事 ※取扱細則に定める公告期間(14	・ 契約審査委員会等において 随音契約とする理由の	応札・1者応募となった

務取扱細則に定める公告期間(14

て、随意契約とする理由の

募)を着実に実施す

る。

- イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。
- (2)調達に係る推進体制 の整備

 - ウ 随意契約ができる理由を会計規程 等において明確化 し、公正性・透明性 を確保しつつ、合理 的な調達を実施する。

日以上)の確保に努めた。

③過去の実績のない者も応札できるように応募条件や仕様書の内容をチェックした。

④一般競争入札等全件について、 信用基金ウェブサイトへの公告掲 載を行う他、過去に入札参加した 実績のある事業者への声がけを行った。

⑤従来は、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価する際、関連する認証を1つでも取得していれば一律の得点としていたが、これを改め、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法に基づく認定状況に応じて点数を細分化し、評価基準をより具体的かつ公平にし、入札者にとって分かりやすい仕組みを整えた。

⑥入札者が提出する書類の内容や 要件を精査し、提出負担の軽減を 図るため、原本と保管用など過度 に求めていた書類削減を実施し た。

⑦増加傾向にある情報システム関係の仕様書等について、PJMO 支援業者の知見を活用して、以下 の取組を新たに実施した。

- i 見積取得時の声掛けリストを 作成する際に、既存の業者に加 え、類似する案件を受託した事 業者を追加した。
- ii 従来、重要な案件においては 情報提供依頼時に見積取得を1 回行っていたが、入札・発注の前 に調達仕様書に基づき複数業者 から意見や提案を募った際(意 見招請)にも見積取得をするこ とで、業者との間でより密なコ ミュニケーションを実施した。
- iii 見積取得時に案件説明や事業者との個別コミュニケーションを行うことで要件・仕様が不明確なことにより入札を辞退するリスクを軽減させた。

妥当性及び一般競争等入札 が真に競争性・透明性が確 保されているか等の確認

- ・上記に加え、令和6年度において、1者応札・1者応募の抑制に向けて、増加傾向にある情報システム関係の仕様書等について、PJMO支援業者の知見を活用して以下の新たな取組みを実施した。
 - i 見積取得時の声掛けリ ストに類似する案件を受 託した事業者の追加。
 - ii 重要な案件では、見積 取得の回数を増やすこと で、業者との間でより密 なコミュニケーションの 実施。
 - iii 事業者との個別コミュニケーションの実施により、要件・仕様の理解を促し、入札を辞退するリスクの軽減化。

以上の取組みを行った結果、1者応札・1者応募となった入札は、令和3年度より4年連続で0件となったことからAとする。

<課題と対応> 特になし。

入札が0件となったも のの、入札参加者数の大 幅な増加などは生じて おらず、1者応札・1者 応募が生じにくい環境 が形成されたとまでは 言えないこと、新たな取 組みとして実施した、i 見積もり取得時の声掛 けリストに類似する案 件を受託した事業者を 追加することは、「調達 等合理化計画 | にある 「声がけ等による積極 的な競争参加者の掘り 起こし」の範疇の取組で あること、ii重要な案件 では、見積取得の回数を 増やすことで、業者との 間でより密なコミュニ ケーションを実施する ことは、通常、相見積も りとして実施されてい る方法であること、iii事 業者との個別コミュニ ケーションの実施によ り、要件・仕様の理解を 促し、入札を辞退するリ スクを軽減化すること は、一般的にシステム関 係の入札準備段階で行 われている「情報提供依 頼 (Request For Information)」、

「提案依頼書(Request for Proposal)」、「意見招請」といったプロセス中で、当然に行われるものであり、法人独自の取組とは言えないこと、令和5年度以前の実績はの一つであることをであることをであることをであることまでは評価できない。

		上記の取組みを行った結果、令和	以上を踏まえ、所期の
		6年度の一般競争等入札は14件、10	目標を達成しているとし
		億 38 百万円で、契約全体に対する割	てBとしたもの。
		合は、件数で 78%・金額で 97%であ	
		った。なお、1者応札・1者応募とな	<指摘事項、業務運営上
		った入札はなかった	の課題及び改善方策>
		また、随意契約は4件・30百万円	再公告の必要性につ
		で、契約全体に対する割合は、件数で	いては、引き続き時間や
		22%・金額で3%であった。	労力を踏まえ柔軟に検
		2270 1100	討をしていく必要があ
		イ 1者応札・1者応募の改善のフォ	る。
		ローアップとして、各調達案件につ	0 0
			ノスの仲東頂へ
		いて、改善項目ごとに取組状況の確	< その他事項>
		認を行った。	特になし。
		(2)調達に係る推進体制の整備	
		ア 令和6年度調達等合理化計画	
		(案)、令和5年度調達等合理化計画	
		の自己評価(案)及び個々の契約案件	
		の事後点検については、契約監視委	
		員会(令和6年5月2日開催)で審議	
		を受け承認された。	
		また、総括理事(総務担当)を委員	
		長とする契約審査委員会により調達	
		等合理化に取り組むこととしてお	
		り、契約監視委員会(令和6年5月2	
		日開催)において、契約審査委員会の	
		取組状況等について審議を受け承認	
		された。	
		C107C8	
		イ 契約審査委員会の審査対象となる	
		全ての随意契約案件について、随意	
		契約とする理由が妥当か(「契約事務	
		取扱細則第 34 条第1項なお書きの	
		随意契約によることができる具体的	
		な事例」(平成 30 年1月 31 日制	
		定)に該当しているか)等の審査を受	
		け承認された。	
		ウ 1者応札・1者応募の防止のため	
		の取組を強化する観点から、令和6	
		年度に実施した一般競争入札を振り	
		返り、各契約担当部署において検討	
		した1者応札・1者応募の改善策の	
		点検結果や、総務課が検討した各部	
		署で共通に活用できる対応方法を取	
		日へ八週に山川へこ のからりんとれ	

	りまとめるとともに、職員に対し、そ の周知を行った。	

第3-1 健全な業務収支の維持・確保

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報
農業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A一B)		2, 452	1,220	495				
収益合計(A)		4, 223	3, 962	3,857				
政府事業交付金収入		9	7	10				
事業収入		4, 213	3, 954	3, 847				
保険料収入		2, 350	2, 256	2, 177				
回収金収入		1,863	1,699	1,670				
費用合計(B)		1, 771	2, 742	3,362				
政府事業交付金繰入		10	35	11				
事業費		1, 761	2, 706	3, 351				
保険金		1, 761	2, 706	3, 351				
林業信用保証業務								
業務収支(百万円) (A一B)		145	-	58				
収益合計(A)		405	479	294				
政府事業交付金収入		22	147	9				
事業収入		382	332	285				
保証料収入		240	183	197				
求償権回収収入		142	149	88				
費用合計(B)		260	479	236				
事業費		260	479	236				
代位弁済費		260	479	236				
漁業信用保険業務								
業務収支(百万円) (A一B)		1, 258	1,236	820				
収益合計(A)		1,653	1,582	1,566				
政府事業交付金収入		586	543	500				
事業収入		1,067	1,039	1,066				
保険料収入		625	575	562				
回収金収入		442	464	503				
費用合計(B)		395	347	746				
事業費		395	347	746				
保険金		395	347	746				

農業保険関係業務						
業務収支(百万円)		. 1	_			
(A-B)		I				
収益合計(A)		1	-			
事業収入			-			
貸付金利息収入		1	-			
費用合計(B)		-	-			
事業費			-			
支払利息			-			
漁業災害補償関係業務						
業務収支(百万円)	7	50	/1			
(A—B)	1	50	41			
収益合計(A)	8	54	49			
事業収入	8		49			
貸付金利息収入	8		49			
費用合計(B)		4	8			
事業費		4	8	 	-	
支払利息		4	8			

⁽注) 政府事業交付金収入は、損益ベース。それ以外は、現金ベースである。

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度語	平価に係る自己評価及び主務大	臣による評価			
		生典計画	子+>証/年七/描	法人の業務実績・自	1己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関	第3 財務内容の改善に関	第3 財務内容の改善に関	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
する事項	する目標を達成するため	する目標を達成するため	なし	農業信用保険勘定、林業信用保証	評定:B	<評定に至った理由
	とるべき措置	とるべき措置		勘定、漁業信用保険勘定及び漁業災	勘定ごとに中期目標期	>
1 健全な業務収支の維	1 健全な業務収支の維	1 健全な業務収支の維	<その他の指標>	害補償関係勘定については、いずれ	間の業務収支の黒字を目	中期目標及び中期計
持・確保	持・確保	持・確保	なし	も令和6年度の業務収支は、黒字と	指して、財務運営の適正化	画に基づく取組を適確
我が国農林漁業の持続	長期的に収支均衡とな	長期的に収支均衡とな		なった。	に取り組んだことから、B	に実施していることか
的な成長を実現するとい	るため、勘定ごとに中期	るため、勘定ごとに中期	<評価の視点>	農業保険関係勘定については、令	とする。	ら、「B」評価が妥当
う政策的な見地から、信	目標期間の業務収支の黒	目標期間の業務収支の黒	長期的に収支均衡	和6年度は業務に係る収益及び費用		である。
用基金の業務が持続的か	字を目指すこととし、社	字を目指すこととし、社	とすることを旨とし	は発生しなかった。	<課題と対応>	
つ安定的に実施されるこ	会経済情勢や農林漁業の	会経済情勢や農林漁業の	て、勘定ごとに中期		特になし。	<指摘事項、業務運営
とが重要であり、信用基	構造の変化に対応した引	構造の変化に対応した引	目標期間の業務収支	○ 業務ごとの状況は、以下のとおり。		上の課題及び改善方
金の健全な財務内容を確	受け、保険料率・保証料率	受け、保険料率・保証料率	の黒字を目指す取組	(農業信用保険勘定)		策>
保することが必要不可欠	の設定、保険事故率・代位	の設定、保険事故率・代位	は行われているか	農業信用保険業務については、回		特になし。
となる。	弁済率の低減、求償権の	弁済率の低減、求償権の		収率向上に資する効果的な回収事例		
このような観点から、	回収等の取組を着実に実	回収等の取組を着実に実		を作成し農業信用基金協会へ提供す		<その他事項>
信用基金は、長期的に収	施するとともに、効率的・	施するとともに、効率的・		る等農業信用基金協会の効率的な回		特になし。
支均衡することを旨とし	自律的な業務運営を行	自律的な業務運営を行		収の取組を支援したこと等により、		
て、勘定ごとに中期目標	う。	う。		中期計画策定時に想定していたより		
期間の業務収支の黒字を				回収金収入が増加し、令和6年度の		
目指すこととし、第3の				業務収支は黒字となった。		
1から5までに掲げる社						
会経済情勢や農林漁業の				(林業信用保証勘定)		
構造の変化に対応した引				林業信用保証業務については、		

受け、適切な保険料率・保	80%保証の適用、適切な期中管理等
証料率の設定、保険事故	の取組みにより、代位弁済費が減少
率・代位弁済率の低減、求	したことから、令和6年度の業務収
償権の回収等の取組を着	支は黒字となった。
実に実施するとともに、	
効率的・自律的な業務運	(漁業信用保険勘定)
営を行うこととする。	漁業信用保険業務については、コ
Bell Jeee 900	ロナ資金繰り支援等の影響により、
<想定される外部要因>	中期計画策定時に想定していた事故
業務収支は、経済情勢、	率を下回ったことに伴い、保険金支 ***********************************
国際環境の変化、災害の	払が減少し、令和6年度の業務収支
発生、法令の変更等の影	は黒字となった。
響を受けるものであるた	
め、評価において考慮す	(農業保険関係勘定)
るものとする。	農業保険関係業務については、令
	和6年度は貸付実績がなかったこと
	から、業務に係る収益及び費用は発
	生しなかった。
	(漁業災害補償関係勘定)
	漁業災害補償関係業務について
	は、適切な金利水準で貸付を行った
	ことから、令和6年度の業務収支は
	黒字となった。

第3-2

2 主要か経年データ

収入合計

支出合計

収入合計

支出合計

収入合計

支出合計

農業保険関係勘定(百万円)

漁業災害補償関係勘定(百万円)

予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

11,754

11,299

15

517

68,284

68,308

9,434

8,403

516

28, 197

28, 195

36

2. 工安は仕り ク								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
農業信用保険勘定(百万円	3)							
収入合計		23,013	22, 548	22, 790				
支出合計		21, 458	22, 725	23, 266				
林業信用保証勘定(百万円	3)							
収入合計		8,366	8,043	8, 187				
支出合計		6,579	6,776	6, 243				
漁業信用保険勘定(百万円	3)							

12, 339

11,043

20,419

20,922

16

22

中期目標	中期計画	左 由	→+>証/年15/抽	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
屮别日 惊	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
	2 予算(人件費の見	2 予算(人件費の見	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
	積りを含む。)、収支	積りを含む。)、収支	なし	〇 予算(人件費の見積りを含	評定:B	<評定に至った理由>
	計画及び資金計画	計画及び資金計画		む。)、収支計画及び資金計画に	適正な業務運営を確保するた	中期目標及び中期計画に基
	予算(人件費の見	予算(人件費の見	<その他の指標>	対する決算の状況は、別紙のと	め、年度計画における予算に基づ	く取組を適確に実施している
	積りを含む。)、収支	積りを含む。)、収支	なし	おりである。	き、適正な業務運営を実施したこ	とから、「B」評価が妥当で
	計画及び資金計画に	計画及び資金計画に			とから、Bとする。	る。
	ついては、別紙のと	ついては、別紙のと	<評価の視点>	○ 予算に対する決算の状況		
	おり。	おり。	予算、収支計画及び	(農業信用保険勘定)	<課題と対応>	<指摘事項、業務運営上の
			資金計画は、適正な業	基金協会の保証債務の履行	特になし。	及び改善方策>
			務運営を確保するもの	を円滑にするために必要な資		特になし。
			であるか	金の貸付額及び償還額が当初		
				の見込みより下回ったこと等		<その他事項>
				から、収入及び支出の決算額は		特になし。

予算額を下回った。

(林業信用保証勘定)

木材産業等高度化推進資金

	の原資となる信用基金からの
	都道府県に対する貸付額及び
	賞還額が当初の見込みより下
	回ったこと等から、収入及び支
	出の決算額は予算額を下回っ
	(漁業信用保険勘定)
	保険金支払額並びに基金協
	会の保証債務の履行を円滑に
	するために必要な資金の貸付
	額及び償還額が当初の見込み
	より下回ったこと等から、収入
	及び支出の決算額は予算額を
	下回った。
	(農業保険関係勘定、漁業災害補
	(関係勘定)
	予算では、セーフティネット
	という業務の特性上、大災害が
	発生した場合に共済金支払原
	資を供給できるよう、最大規模
	の貸付実績を勘案して、貸付計
	画・借入計画を設定している。
	令和6年度においては、農業
	保険関係勘定及び漁業災害補
	償関係勘定において、災害の発
	生が見込みを下回ったこと等
	により、収入及び支出の決算額
	は予算額を下回った。
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	(農業信用保険勘定)
	保険金が増加したこと及び
	前年度は戻入であった責任準
	備金が繰入に転じ費用が増加
	したこと等により、7億35百
	万円の当期純損失を計上した。
	この損失については、前中期目
	標期間繰越積立金を同額取り
	崩して充てた。
	מאס כי אומי פואס
	(++** (= m /n = + + + +)
	(林業信用保証勘定)
	保証先区分の見直しにより
	求償権化懸念先等の保証残高
<u> </u>	

		が増加したことに連動して、当	
		該区分の引当額が増加したこ	
		とから、前年度は戻入であった	
		保証債務損失引当金が繰入に	
		転じ費用が増加したこと等に	
		より、8億 98 百万円の当期純	
		損失を計上した。この損失につ	
		いては、前中期目標期間繰越積	
		立金を同額取り崩して充てた。	
		(漁業信用保険勘定)	
		保険料及び回収金の収入が	
		保険金の支払いよりも多かっ	
		たこと等により、2億4百万円	
		の当期総利益を計上した。	
		(
		(農業保険関係勘定)	
		貸付実績がなく、貸付金利息	
		収入がなかったこと等により、	
		4百万円の当期純損失を計上	
		した。この損失については、前	
		中期目標期間繰越積立金を同	
		額取り崩して充てた。	
		(漁業災害補償関係勘定)	
		貸付けによる貸付金利息収	
		入が費用を上回ったこと等に	
		より、24 百万円の当期総利益	
		を計上した。	

第3-3 決算情報・セグメント情報の開示

2. 主要な経年データ

21 20012 17 7	2. 15 Set + 7 7									
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報		

3. 各事業年度の業務	に係る目標、計画、業務	務実績、年度評価に係る	自己評価及び主務大臣に	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
中期日信	中期計画	平 反計画	土は計画指標	業務実績	自己評価	
2 決算情報・セグ	3 決算情報・セグ	3 決算情報・セグ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
メント情報の開示	メント情報の開示	メント情報の開示	なし	│○ 令和6年7月に、勘定区分に応じた令和5年度財務諸表	評定:B	<評定に至った理由
信用基金の財務	信用基金の財務	信用基金の財務		(7月29日主務大臣承認)を信用基金ホームページに掲載	決算情報・業務内容に	>
内容等の一層の透	内容等の一層の透	内容等の一層の透	<その他の指標>	した。	応じた情報の開示を行	中期目標及び中期計
明性を確保する観	明性を確保する観	明性を確保する観	なし	財務内容の一層の透明性を確保するため、上記財務諸表	ったことから、Bとす	画に基づく取組を適確
点から、決算情報	点から、決算情報	点から、決算情報		に加え、以下の情報を掲載した。	る。	に実施していることか
や、業務内容等に	や、業務内容等に	や、業務内容等に	<評価の視点>	① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、		ら、「B」評価が妥当
応じた適切な区分	応じた適切な区分	応じた適切な区分	適切な区分に基づ	林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び	<課題と対応>	である。
に基づくセグメン	に基づくセグメン	に基づくセグメン	<情報の開示は行わ	会計に関する省令」及び「独立行政法人農林漁業信用基金	特になし。	
ト情報の開示を徹	ト情報について、	ト情報について、	れているか	の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る財		<指摘事項、業務運営
底する。	運営委員会に報告	運営委員会に報告		務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸		上の課題及び改善方
	するとともに、ホ	するとともに、ホ		表と併せて、財務諸表等の概要を説明した資料		策>
	ームページ等を通	ームページ等を通		② 事業報告書について、		特になし。
	じて開示を徹底す	じて開示を徹底す		・財務諸表のデータ		
	る。	る。		・ 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報		<その他事項>
				・・主要な財務データの経年比較		特になし。
				https://www.jaffic.go.jp/info_disclosure/outline22/		
				kouhyou04.html		

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第3-4 長期借入金の条件

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績	[、年度評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務	寒績・自己評価	主務大臣による評価
中期日信	中期可回	十反前四	土な計画担保	業務実績	自己評価	
3 長期借入金の条件	4 長期借入金の条件	4 長期借入金の条件	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価
基金法第 17 条 (漁	基金法第 17 条(漁	独立行政法人農林	なし	(実績なし)	評定: -	<評価に至った理由>
業災害補償法(昭和	業災害補償法(昭和	漁業信用基金法(平				_
39 年法律第 158 号)	39 年法律第 158 号)	成 14 年法律第 128	<その他の指標>		<課題と対応>	
第 196 条の 11 第1	第196条の11第1項	号)第17条(漁業災	なし		_	<指摘事項、業務運営上の課題及
項又は林業経営基盤	又は林業経営基盤の	害補償法 (昭和 39 年				び改善方策>
の強化等の促進のた	強化等の促進のため	法律第158号)第196	<評価の視点>			_
めの資金の融通等に	の資金の融通等に関	条の11第1項又は林	極力有利な条件で借			
関する暫定措置法	する暫定措置法(昭	業経営基盤の強化等	入れを行っているか			<その他事項>
(昭和 54 年法律第	和 54 年法律第 51 号)	の促進のための資金				_
51号) 第7条の規定	第7条の規定により	の融通等に関する暫				
により読み替えて適	読み替えて適用する	定措置法(昭和54年				
用する場合を含む。)	場合を含む。)の規定	法律第51号)第7条				
の規定に基づき、信	に基づき、信用基金	の規定により読み替				
用基金が長期借入金	が長期借入金をする	えて適用する場合を				
をするに当たって	に当たっては、市中	含む。)の規定に基づ				
は、市中の金利情勢	の金利情勢等を考慮	き、信用基金が長期				
等を考慮し、極力有	し、極力有利な条件	借入金をするに当た				
利な条件での借入れ	での借入れを図る。	っては、市中金利情				
を図る。		勢等を考慮し、極力				
		有利な条件での借入				
		れを図る。				

 1. 当事務及び事業に関する基本情報

 第3-5
 短期借入金の限度額

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績	1、年度評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実		主務大臣による評価
下初口1示	中知可圖	千尺可凹	工,9.吐[[[]]日][]	業務実績	自己評価	
	5 短期借入金の限度	5 短期借入金の限度	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
	額	額	なし	(農業保険関係業務)	評定:B	<評定に至った理由>
	独立行政法人通則	独立行政法人通則		(実績なし)	年度計画に定める限度額の範	1700 10000 1700 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	法(平成 11 年法律第	法(平成 11 年法律第	<その他の指標>		囲内において借入れを行った(令	取組を適確に実施していることか
	103号)第45条の規	103号) 第45条の規	なし	(漁業災害補償関係業務)	和6年度の最大借入残高は58億	ら、「B」評価が妥当である。
	定に基づき、農業保	定に基づき、農業保		〇 漁業共済団体に対する貸付	円)ことから、Bとする。	
	険関係勘定及び漁業	険関係勘定及び漁業		原資とするため、令和6年度に		<指摘事項、業務運営上の課題
	災害補償関係勘定に	災害補償関係勘定に	限度額の範囲内で行	おいて、年度計画に定める限度	<課題と対応>	及び改善方策>
	おける一時的に不足	おける一時的に不足	われたか	額の範囲で、短期借入れを行っ	特になし。	特になし。
	する貸付原資(農業	する貸付原資(農業		た(令和6年度の最大借入残高		
	経営収入保険事業に	経営収入保険事業に		は 58 億円。)。		<その他事項>
	係る年度末不足資金	係る年度末不足資金		なお、借換えのための主務大		特になし。
	の貸付原資を除く。)	の貸付原資を除く。)		臣の認可を受け、令和7年3月		
	を調達するための短	を調達するための短		末に全額借り換えを行った(令		
	期借入金は、農業保	期借入金は、農業保		和7年3月末の借入残高は 13		
	険関係勘定において	険関係勘定において		億円。)。		
	は 868 億円(うち農	は 868 億円(うち農				
	業共済事業及び農業	業共済事業及び農業		○ 借入先は、複数の金融機関か		
	共済責任保険事業分	共済責任保険事業分		ら金利提示を受けた上で、最も		
	487 億円、農業経営収	487億円、農業経営収		有利な金利提示を行った金融		
	入保険事業分 381 億	入保険事業分 381 億		機関に決定した。		
	円)、漁業災害補償関	円)、漁業災害補償関				
	係勘定においては	係勘定においては				
	185 億円を限度とす	185 億円を限度とす				
	る。	る。				

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
第3-6	不要財産の処分に関する計画					

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

	ch##=1.25	左连封束	→ +>==/正比/==	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	業務実績	自己評価	
	6 不要財産又は不要	6 不要財産又は不要	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価
	財産となることが見	財産となることが見	なし	(出資金の国庫納付について	評定: -	<評価に至った理由>
	込まれる財産がある	込まれる財産がある		は、中期計画に基づき、令和7		_
	場合には、当該財産	場合には、当該財産	<その他の指標>	年度から実施するため、令和6	<課題と対応>	
	の処分に関する計画	の処分に関する計画	なし	年度の実績はなかった。)	_	<指摘事項、業務運営上の課
	農業信用保険業務	予定なし。				び改善方策>
	における農業信用基		<評価の視点>			_
	金協会に対する貸付		なし			
	けについては、「独立					<その他事項>
	行政法人農林漁業信					_
	用基金が行う農業信					
	用基金協会に対する					
	貸付業務の改善につ					
	いて」(令和7年1月					
	23 日付6経営第					
	2304 号)を踏まえ、					
	国からの出資金 218					
	億 7,376 万円につい					
	て、令和7年度中に					
	109 億 3,688 万円、					
	令和8年度中に 109					
	億 3,688 万円を国庫					
	に納付する。					

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第3-7 不要財産以外の重要な財産の譲渡等に関する計画

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	 主な評価指標	法人の業務	実績・自己評価	主務大臣による評価				
中州口际	中期可凹	十反司四	土谷計画指示	業務実績	自己評価					
	7 6に規定する財産	7 6に規定する財産	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価				
	以外の重要な財産を	以外の重要な財産を	なし	(実績なし)	評定: -	<評価に至った理由>				
	譲渡し、又は担保に	譲渡し、又は担保に				_				
	供しようとするとき	供しようとするとき	<その他の指標>		<課題と対応>					
	は、その計画	は、その計画	なし		_	<指摘事項、業務運営上の課題及				
	予定なし。	予定なし。				び改善方策>				
			<評価の視点>			_				
			なし							
						<その他事項>				
						_				

1. 当事務及び事業に関す	する基本情報
第3-8	刺余金の使途

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価				
中州口标	中知可凹	平 反可凹	上る計画記点	業務実績	自己評価					
	8 剰余金の使途 剰余金のできまるのに赤金金のに赤金金のに赤ってする。 東、支立を外域ででする、関からのでは、するのでは、するのでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	8 剰余金の使途 剰余金のにないなきないできる。 利来のでででする。 利来のでは、するる、大田として、大田のでは、田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、大田のでは、田のでは、大田のでは、田	<主な定量的指標>なし <その他の指標>なし <評価の視点> 剰余金は、中期計画で定めた使途に使用さ	業務実績 <主要な業務実績> (目的積立金を積み立てていないことから、実績なし)	自己評価 <自己評価> 評定: — <課題と対応> —	評価 <評価に至った理由> - <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> - <その他事項> -				

1. 当事務及び事業に関する基本情報 第4-1 施設及び設備に関する計画

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績	1、年度評価に係る自己評価	西及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実		主務大臣による評価
中州口1示	中规可凹	千尺可凹	上で計画出示	業務実績	自己評価	
	第4 その他主務省令	第4 その他業務運営	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
	で定める業務運営に	に関する事項	なし	(1)新事務所レイアウト等の決	評定:B	<評定に至った理由>
	関する事項	1 施設及び設備に関		定	新事務所移転に向けて、PM業	中期目標及び中期計画に基づく
	1 施設及び設備に関	する計画	<その他の指標>	○ 事務所内レイアウト・内装の	者の支援を受けながら、スケジュ	取組を適確に実施していることか
	する計画	中期目標期間中に	なし	検討等について、月1回を基本	ールどおり業務が完了した。	ら、「B」評価が妥当である。
	東京都千代田区内	実施する事務所移転		にプロジェクトマネジメント	また、新事務所の省スペース化の	
	神田1丁目の従来地	に向け、効果的・効率	<評価の視点>	業者(以下「PM業者」という。)	ための紙媒体の電子化について	<指摘事項、業務運営上の課題
	への事務所移転につ	的な業務運営が可能	効果的・効率的な業	と打合せを行った。	は、農業・農災部門及び漁業・漁	及び改善方策>
	いて、計画的に準備	となるようなICT	務運営が可能となるよ		災部門は終了し、総務部門につい	特になし。
	を進め、中期目標期	の導入に向けた仕様	うな施設及び設備の整	〇 令和5年4月に立ち上げた	ては、年度内に終了予定の作業は	
	間中に実施する。	の検討等準備を進め	備に配慮し、中期目標	各部門の代表者からなるプロ	完了し、令和7年度作業予定分に	<その他事項>
	その際、施設及び	る。	期間中に事務所移転が	ジェクトチーム(以下「PT」	着手し、同年7月の作業終了を予	特になし。
	設備の整備に当たっ		できる取組は行われて	という。)の活動	定している。	
	ては、効果的・効率的		いるか	・ 令和6年5月にPTメン	以上のことから、所期の目標の	
	な業務運営が可能と			バーで新事務所移転に向け	水準を満たしているため、Bとす	
	なるよう配慮する。			て調達する備品・什器、事務	る。	
				所レイアウトの参考とする		
				ため、PM業者の事務所を見	<課題と対応>	
				学した。	特になし。	
				また令和7年2月にも同		
				旨の目的で別会社を見学し		
				た。		
				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
				部門の職員から新事務所の		
				座席形式に係る要望等を募		
				り、令和6年9月にPTでそ		
				の結果を発表してもらい、座		
				席形式について検討した。		
				また、令和7年3月には、		
				最新の事務所移転スケジュ		
				ールと事務所内レイアウト		

についての情報共有を図っ た。
 ○ ICT整備関係の検討 ・ 令和6年10月より新事務 所のICT整備関係の検討の フェーズに入り、PM業者、 総務課、IT活用課で打合せを継続中である。
(2)新事務所移転に伴う省スペ ース化への取組
・ 令和6年1月より農業部 門及び農災部門の紙媒体の 電子化を開始し、5月に作業 が完了した。
・ 令和6年6月より漁業部 門及び漁災部門の紙媒体の 電子化を開始し、9月に作業 が完了した。
・ 令和6年10月より総務部 門の紙媒体の電子化を開始 した(令和7年7月に作業完 了見込)。

第4-2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

2. 主要な経年データ	2. 主要な経年データ										
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報			
職員数(再雇用を含む。)	ı	108 名	102名	105名				各年度の4月1日現在である。			

3. 各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年度認	平価に係る自己評価及び主務大	:臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	 主な評価指標	法人の業務実績・		主務大臣による評価						
个 别 口信	中初計画	平 及司画	上の計画出法	業務実績	自己評価							
1 職員の人事	2 職員の人事に関する計	2 職員の人事に関する計	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B						
	画(人員及び人件費の効率	画(人員及び人件費の効率	なし	(1)人事評価	評定:A	<評定に至った理由						
	化に関する目標を含む。)	化に関する目標を含む。)		〇 評価者及び評価補助者に対して、	以下について実施した。	>						
(1)人事評価	(1)人事評価	(1)人事評価	<その他の指標>	人事評価研修(被評価者の業務遂行	・計画的な年次休暇等の取得	人事評価を反映し						
人事評価の結果につ	ア 業務遂行への意欲	ア 業務遂行への意欲	なし	への意欲を引き出す目標設定や部下	促進の取組を行った。	た適切な人事管理の						
いて職員本人へのフィ	を向上させるととも	を向上させるととも		とのフィードバック時におけるコミ	・必要な知識の習得等を目指	仕組みの構築、多様						
ードバックを適切に行	に、評価プロセスを	に、評価プロセスを	<評価の視点>	ュニケーションの注意点等)を実施	した研修体系の構築を行い、	な働き方(短時間勤						
うとともに、給与等に	通じて職員の能力向	通じて職員の能力向	人事評価、人材の	し、能力向上を図った。	職員研修を行った。	務、テレワーク等)						
反映させることによ	上を図ることを旨と	上を図ることを旨と	確保・育成、人員及び		・昨年度作成した、信用基金	の推進、ワークライ						
り、職員のモチベーシ	し、適切な人事評価	し、人材管理ツール	人件費の効率化に向	〇 評価者に対して、人事評価説明会	における「人材の確保・育成	フバランスの実現等						
ョンの向上を図る。	を実践する。	を活用するなどし、	けた取組は行われて	を実施し、評価の目線合わせ及び期	に関する方針」の実行に向け	を通じた魅力ある就						
	イ 人事評価結果の本	適切な人事評価を実	いるか	末面談における被評価者へのフィー	たロードマップに基づき、同	業環境の形成により						
(2)人材の確保・育成	人への適切なフィー	践する。		ドバックなどの統一を図った。	方針の具現化に向けた取組	人材を確保するとい						
人材の確保・育成に	ドバック、給与への	イ 人事評価結果の本			として、人事評価の見直し、	った今年度の目標に						
関する方針を定め、以	反映等により、職員	人への適切なフィー		〇 人事評価の結果については、職員	職務体系の見直し、役職ごと	対して、人事評価の						
下の取組を進める。	の納得感の維持を図	ドバック、給与への		の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料と	の役割定義書の作成など、人	見直し、役職ごとの						
アー人材の確保	るとともに、業務に	反映等により、職員		して反映した。	事評価と人材育成が一体運	役割定義書の作成な						
人事評価を反映し	対するモチベーショ	の納得感の維持を図			用となるように各種制度等	ど、人事評価と人事						
た適切な人事管理の	ンの向上を図る。	るとともに、業務に		(2)人材の確保・育成	の見直しを行い、人事制度の	育成が一体運用とな						
仕組みの構築、多様		対するモチベーショ		〇 令和5年5月に策定した「人材の	充実を図った。	るように各種制度等						
な働き方(短時間勤	(2)人材の確保・育成	ンの向上を図る。		確保・育成に関する方針」を基に、		の見直しを行い、人						
務、テレワーク等)の	人材の確保・育成に			信用基金が求める意欲ある人材を確	上記に加え、さらに、以下	事制度の充実を図っ						
推進、ワークライフ	関する方針を定め、以	(2)人材の確保・育成		保するために採用活動計画を作成	について実施した。	たことは評価でき						
バランスの実現等を	下の取組を進める。	令和5年度に策定し		し、採用活動を実施した。中でも令	・ 令和6年9月に「人材の	る。						
通じた魅力ある就業	アー人材の確保	た人材の確保・育成に		和6年度においては、首都圏の複数	確保、育成に関する方針」	一方、自己評価で						
環境の形成により、	(ア)人事評価を反映	関する方針に基づき、		の大学等で業務説明会を実施した。	の具体的な取組内容や信	はAとされている						
人材を確保する。	した適切な人事	以下の取組を進める。			用基金の人材の育成・確保	が、理事長をトップ						
なお、必要に応じ	管理の仕組みの	アー人材の確保		〇 令和6年9月に「人材の確保、育成	などに係る課題を多様な	とし、主要役員を構						
て、金融・保険、デジ	構築、多様な働き	(ア)人事評価を反映		に関する方針」の具体的な取組及び	視点から総合的に検討す	成員とする人事委員						
タル等の高度な専門	方(短時間勤務、	した適切な人事管		人材の活用などを検討するための人	るため、新たに、理事長を	会の立ち上げ・開催						

性を有する分野において民間企業等の人 材を採用するとっては、 関係機関との連携や 外部委託など柔軟に 人材を確保すること が有効な場合もある。

イ 人材の育成

(3)人員【再掲】

人員については、定 年退職者の継続雇用の 必要性を踏まえつつ、 引き続き、常勤職員数 が業務の安定的・効率 的な遂行に見合うもの となるよう、次期中期 目標期間の終了時点ま でに、再雇用の上限年 齢を 65 歳から 70 歳へ 段階的に引き上げるこ とや、安定的な職員の 新規採用に取り組むと ともに、毎年度、常勤職 員数、新規採用職員数、 退職者数及び再雇用者 数を公表する。

また、個々の職員に ついて、その適性に応 じた活用を図る。

- テレワーク等)の 推進、ワークラフス 現等を通じた 力ある就業り、 材を確保する。
- イ 人材の育成
- (ア)信用基金の使命 の実現や社する 対して貢献の高い人材 の育成を目指す。 この取組事項は、 毎年度定。 ととする。
- (イ)職ののでは、(イ)職ののでは、(イ)職ののでは、(イ)を関いている。のでは、(イ)をは、(イ

- イ 人材の育成
- (イ) 職員のの適い、 ・職員のの適い、事業を がないのでは、事業を がないのでは、事業を がないのでは、まれいでは、一等がには、 をでは、一等がには、一等がには、 をでは、一等がには、 でのでは、ののでは、 をでは、ののでは、 でののでは、 でのでは、 でのいるのでは、 でのいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでは、 でいるのでいるのでは、 でいるのでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、

事委員会を立ち上げ、人材育成と人 事評価が一体となる運用を構築する ため、人事評価制度の見直し、職務体 系の見直し、役割定義書の作成を行 った。

- 令和7年4月からの新人事評価制度の試行に伴い、試行部署の評価者及び被評価者に対して人事評価研修を実施した。
- 人材育成及び信用基金の職場環境 等の課題を把握するため、エンゲー ジメント調査を実施した。
- 令和6年3月に構築した人材管理 システムを活用し、人材管理の効率 的かつ適正な実施を行い、人事関連 データの一元管理及び人事評価のシ ステム化によるマネジメントの仕組 みを構築した。

ア 人材の確保

- 業界別・事業規模別のテレワークの実施状況を踏まえ、テレワークの利用促進のため、信用基金におけるテレワークの基本方針を策定するとともに、令和7年3月にテレワーク実施要領を改正した。(令和7年4月施行)
- 計画的な年次休暇の取得、夏季休 暇などと合わせた長期休暇の取得に ついて、職員周知を行った。

イ 人材の育成

- 必要な知識の習得及びキャリア形成を目指した研修体系を構築し、「独立行政法人農林漁業信用基金研修規程」に基づき職員研修を行った。
- 役職別(職員、主任、課長補佐、課 長代理、管理職)や専門分野(システム関係、経理関係)に応じた研修カリ キュラムを策定し、実施した。

トップとし、主要役員を構成員とする人事委員会を立ち上げた。

令和6年度中に、人事委員会を計8回開催し、人材育成制度設計に関する論点整理や就業規則改正などについて検討を行ったところ。

- ・ 信用基金が求める人材を確保するため、従来の採用活動計画を大幅に見直し、内容を充実させるとともに、同計画に基づき、大学等へのアプローチなどを積極的に実施した。
- ・ワークライフバランスの 実現に向けて、新たに「基 金におけるテレワークの 基本方針」を策定し、信用 基本方針」を策定しワークの 推進に向けた基本的容に 方、その具体的な内容に いて明確化するとともに、 職員説明会の開催により 職員に周知を図り、信用基 金全体の共通認識とした。 その方針に沿って、要件

その方針に沿って、安什 緩和等を内容とするテレ ワーク実施要領の改正を 行った。

以上のように、所期の目標を大きく上回る成果が あったため、Aとする。

<課題と対応> 特になし。

や人材確保のための 大学等へのアプロー チなどの積極的な実 施は、「人材の育成・ 確保に関する方針」 を実行するための取 組であり成果があっ たとまでは言えない こと、要件緩和等を 内容とするテレワー ク実施要領の改正に ついても、今年度の 目標である多様な働 き方(短時間勤務、 テレワーク等)の推 進の範疇の取組であ ることを踏まえれ ば、「所期の目標を上 回る」とまでは評価 できない。

以上を踏まえ、所 期の目標を達成して いるとしてBとした もの。

<指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

<その他事項> 特になし。

(4)人件費【再掲】

人件費(退職手当及 び法定福利費を除く。 また、人事院勧告を踏 まえた給与改定分を除 く。)については、政府 の方針を踏まえつつ、 適切に対応する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

応できるように する。

(ウ) 脱炭素・グリーン化等の限点を表している。 ・マートを表している。 ・マートを表している。 ・マートを表している。 ・マートを表している。 ・マートを表している。 ・ストランでは、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは

(3)人員【再掲】

定年退職者の継続雇 用の必要性を踏まえつ つ、引き続き、常勤職員 数が業務の安定的・効 率的な遂行に見合うも のとなるよう、以下の 事項を実施する。

- ア 再雇用の上限年齢 について、段階的な 引上げに着手する。
- イ 毎年度、安定的な 職員の新規採用に取 り組む。
- ウ 毎年度、常勤職員 数、新規採用職員数、 退職者数及び再雇用 者数をホームページ において公表する。

また、個々の職員に ついて、その適性に応 じた活用を図る。

(4) 人件費【再掲】

 できるようにす る。

(ウ)脱炭素・グリーン 化やスマート化学の 根やスマート経営 の農林漁業業に対応の 境の変化に、外を 場るよっや研修として まナーるこの知 に対して りの いる。

(3)人員【再掲】

定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安定的・効率的な遂行に見合うものとなるよう、以下の事項を実施する。

- ア 再雇用の上限年齢 等の業界別の引上げ 状況を踏まえ、上限 年齢の段階的な引上 げを行うべく、必要 な就業規則等の見直 しを行い、公表する。 イ 優秀な職員の新規 採用に取り組む。
- ウ 常勤職員数、新規 採用職員数、退職者 数及び再雇用者数を ホームページにおい て公表する。

また、個々の職員に ついて、その適性に応 じた活用を図る。

(4)人件費【再掲】

職員の給与水準の適 正化を図るため、国家 公務員の給与規程等の 状況を踏まえ、必要に 応じ給与規程の見直し

- 農林水産省等で実施しているスマート農業に関する研修等を集約し、 職員に周知を行うなど職員の知見を 高めた。
- (3)人員【再掲】
- 〇 第2-2(2)を参照。
- (4)人件費【再掲】
- 第2-2(3)を参照。

Ţ			
人基準年齢階層ラスパ	を行い、見直しを行っ		
イレス指数)を公表す	た場合にはその内容を		
ే.	公表するとともに、対		
また、役員の報酬水	国家公務員地域・学歴		
準及び職員の給与水準	別指数 (地域・学歴別法		
については、毎年度、そ	人基準年齢階層ラスパ		
の妥当性を検証し、そ			
の検証結果についてホ			
ームページにおいて公	また、役員の報酬水		
表する。	準及び職員の給与水準		
	については、その妥当		
	性を検証し、その検証		
	結果についてホームペ		
	ージにおいて公表す		
	る。		
	.⊘∘		

1. 当事務及び事業に関す	する基本情報
第4-3	積立金の処分に関する事項

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に	係る目標、計画、業務実績					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中	中规司凹	千尺可凹	上る計画記点	業務実績	自己評価	
	3 積立金の処分に関	3 積立金の処分に関	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
	する事項	する事項	なし	〇 農業信用保険勘定、林業信用	評定:B	<評定に至った理由>
	農業信用保険業	農業信用保険業		保証勘定及び農業保険関係勘	前中期目標期間繰越積立金を	中期目標及び中期計画に基づく
	務、林業信用保証業	務、林業信用保証業	<その他の指標>	定に計上してある前中期目標	当期純損失の補てんに充てたこ	取組を適確に実施していることか
	務、漁業信用保険業	務、漁業信用保険業	なし	期間繰越積立金は、農業信用保	とから、Bとする。	ら、「B」評価が妥当である。
	務、農業保険関係業	務、農業保険関係業		険勘定における当期純損失7		
	務及び漁業災害補償	務及び漁業災害補償	<評価の視点>	億 35 百万円、林業信用保証勘	<課題と対応>	<指摘事項、業務運営上の課題
	関係業務の各勘定に	関係業務の各勘定に	各勘定の前中期目標	定における同損失8億 98 百万	特になし。	及び改善方策>
	おいて前中期目標期	おいて前中期目標期	期間繰越積立金は、そ	円及び農業保険関係勘定にお		特になし。
	間からの繰越積立金	間からの繰越積立金	れぞれの業務の財源に	ける同損失4百万円の補てん		
	があるときは、それ	があるときは、それ	充てられているか	に充てた。		<その他事項>
	ぞれの業務の財源に	ぞれの業務の財源に		なお、漁業信用保険勘定及び		特になし。
	充てることとする。	充てることとする。		漁業災害補償関係勘定に計上		
				の同積立金は、各勘定において		
				当期純利益を計上したことか		
				ら、同積立金の取崩しを行って		
				いない。		

年度評価 項目別評定調書 (その他主務省令で定める業務運営に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

第4-4 その他中期目標を達成するために必要な事項

2. 主要な経年データ

その他の中期目標を達成するために必要な事項

- (1) ガバナンスの高度化
- (第4-4-(1)参照)
- (2)情報セキュリティ対策 (第4-4-(2)参照)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業	美務実績、年度評価に係る自	己評価及び主務大臣による	評価		
中期目標	中期計画	年度計画	法人の業務実績	主務大臣による評価	
中知口信	中期計画	十反司四	業務実績	自己評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項	第4-4-(1)及び	同左	同左	評定:B	評定 B
	(2)を参照。			2項目についてBとしたこと	<評定に至った理由>
2 ガバナンスの高度化				から、中項目「4 その他中期	2つの小項目のうち、2項目
(第4-4-(1)参照)				目標を達成するために必要な事	ともにBとなった。「独立行政法
				項」についてはB評価とする。	人農林漁業信用基金の業務の実
3 情報セキュリティ対策 (第4-4-(2)参照)					績に関する評価の基準」に基づ
(第4-4-(2)参照)					き評価を行った結果、中項目「4
					その他中期目標を達成するため
					に必要な事項」についてはB評 価とする。
					iiii
					点)=100%
					71.00%
					※算定にあたっては、評定毎の
					点数をS:4点、A:3点、B:
					2点、C:1点、D:0点とし、
					重要度が高い項目については、
					ウエイトを2倍としている。
					<指摘事項、業務運営上の課題
					及び改善方策>
					特になし。
					<その他事項>
					<その他事項> 特になし。
					付になり。

第4-4-(1) ガバナンスの高度化

4.工女は性サノノ	2.	主要な経年データ
-----------	----	----------

2. 工安は性ナノ								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値 (2023 年度)		6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

	<u>.</u>	<u>.</u>				
3. 各事業年度の業務に係	る目標、計画、業務実績、年	度評価に係る自己評価及び	主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
中别口惊	中期計画	十反司四	土谷計画担宗	業務実績	自己評価	
2 ガバナンスの高度	4 その他中期目標を達	4 その他	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
化	成するために必要な事		なし	(1)ガバナンスの高度化	評定:B	<評定に至った理由>
	項			ア 業務の公平性・中立性の確保	以下について実施したことか	中期目標及び中期計画に基
(1)業務の公平性・中立	(1)ガバナンスの高度	(1)ガバナンスの高度	<その他の指標>	○ 令和6年9月及び10月に開	ら、Bとする。	づく取組を適確に実施してい
性の確保	化	化	なし	催した運営委員会において、業	・ 運営委員会において、法定審	ることから、「B」評価が妥
政府以外の出資者	ア 業務の公平性・	ア 業務の公平性・		務実績評価書、決算等について	議事項に加えて、各業務の重要	当である。
や外部有識者を委員	中立性の確保	中立性の確保	<評価の視点>	報告を行った。	課題の検討状況について報告	
とする運営委員会を	運営委員会を適	運営委員会を適	ガバナンスの高度	また、令和7年2月に開催し	を行うなど、業務運営の透明性	<指摘事項、業務運営上の課
適時に開催して、こ	時に開催し、政府	時に開催し、政府	化に向けた取組は行	た運営委員会において、業務方	を高め、実質的な議論を促進	題及び改善方策>
れらの委員から示さ	以外の出資者や外	以外の出資者や外	われているか	法書及び第5期中期計画の変	し、委員からの意見等を業務運	特になし。
れた意見等を信用基	部有識者の意見を	部有識者の意見を		更(※)、令和7年度年度計画	営に反映させるための取組	
金の業務運営に適確	業務に積極的に取	業務に積極的に取		の作成について審議を行った。	・ 役員会開催に向けての各部	<その他事項>
に反映させる。	り入れ、業務運営	り入れ、業務運営			署との連携による資料作成、運	特になし。
	の適正化・高度化	の適正化・高度化		(※)第5期中期計画の変更につ	営委員会等の業務運営につい	
(2)内部統制機能の強	を図る。	を図る。		いては、令和6年9月、会計	ての重要な事項について意見	
化	イ 内部統制機能の	イ 内部統制機能の		検査院から農林水産省に対	交換を行い、理事長の意思決定	
内部統制は、理事	強化	強化		し、信用基金が行う農業信用	を補佐	
長による適切なマネ	(ア)役員会	(ア)役員会		基金協会に対する貸付金及	・ 内部統制委員会を四半期ご	
ジメントの下、信用	理事長の意思	理事長の意思		び国の出資金等が適切な規	とに開催し、企画部会を活用し	
基金が効果的かつ効	決定を補佐する	決定を補佐する		模のものとなるよう改善の	て、中期目標・中期計画の実現	
率的に業務を運営し	ため、役員会を	ため、役員会を		処置が要求されたことに伴	に向けて、年度計画の達成状況	
ていくための重要な	月1回程度開催	月1回程度開催		い、国からの出資金を国庫に	について部門横断的に情報共	
ツールであり、適切	し、業務に関す	し、業務に関す		納付する旨を記載するもの。	有するなど、PDCAサイクル	
なモニタリングを通	る重要事項につ	る重要事項につ			を実践し、内部統制の推進に取	
じ継続的に改善しつ	いて意見交換を	いて意見交換を		〇 運営委員会において、法定審	り組んだほか、「業務効率化プ	
つ、PDCAサイク	行う。	行う。		議事項の審議に加え、「料率算	ロジェクト(慣習的業務の見直	
ルが有効に働くマネ	(イ)内部統制委	(イ)内部統制委員		定委員会」や「業務運営の検証	し)」において策定した業務効	
ジメントが行われる	員会	会		委員会」の結果の報告や、業務	率化施策の実施を決定	
ことが重要である。	理事長をトッ	理事長をトッ		の概況などについて情報提供	・ リスク管理委員会の開催に	
このため、業務方	プとし、適正か	プとし、適正か		を行うなど、幅広く意見を聞	よる、組織の適正なリスク管理	
法書に定める内部統	つより効率的・	つより効率的・		き、今後の業務運営に反映され	・ 令和6年度コンプライアン	

制に関する基本的事 項を適切かつ確実に 実施する。

(3)監査の実施を通じた適切かつ健全な運営の確保

(ウ) リスク管理委 員会

(エ) コンプライア ンス

その際、企画部会を活用して機動的に議論を深めることとする。

(ウ) リスク管理委 員会

> 金融業務に固 有のリスクなど、 組織のリスク管 理を適正に行う ため、リスク管 理委員会を開催 し、統合的な管 理を実施する。 また、リスク 管理委員会にお ける外部有識者 の意見を積極的 に業務に反映さ せ、業務運営の 適正化・高度化 を図る。

(エ) コンプライア ンス

 るよう取組を行った。

イ 内部統制機能の強化

(ア) 役員会

役員会を13回開催した。 役員会においては、運営委員 会の開催など業務運営に関す る重要事項について意見交換 を行い、理事長の意思決定を補 佐した。

- (イ) 内部統制委員会
- 内部統制委員会を四半期 ごとに開催し、効率的・効果 的な業務運営を推進すると ともに、各種委員会の取組状 況の点検を行い、内部統制機 能について、必要に応じて見 直しを行った。
- 企画部会において、中期目標・中期計画の実現のため、 年度計画の具体的取組事項の設定や進捗管理を行うことに加えて、各部門において年度計画の達成状況の無務において改善すべき点等を部門横断的に共有化した。また、「業務効率化プロジェクト(慣習的業務の見直し)」において策定した業務効率化施策について付議し、実施を決定した。
- (ウ) リスク管理委員会
- 令和7年1月にリスク管理委員会を開催し、事業実績に基づくリスク計量結果、リスク管理に係る対応状況、「料率算定委員会」「業務運営の検証委員会」の結果等について、報告を行った。
- (エ) コンプライアンス
- 「ハラスメント研修(管理

ス・プログラムの内容を全てスケジュールどおりに遂行

・ 令和6年度内部監査年度計 画に基づくスケジュールのと おり、内部監査を遂行

<課題と対応> 特になし。

した内部監査担当	な運営の確保	職等向け)」・「ハラスメント	
部署による内部監	各部署から独立	研修(一般職員向け)」、「コ	
査、また、信用基金	した内部監査担当	ンプライアンス研修(管理職	
から独立した監事	部署による内部監	等向け)」、「コンプライアン	
及び会計監査人に	査、また、信用基金	ス研修(一般職員向け)」と、	
よる監査を通じ	から独立した監事	種類別・階層別に分離し、対	
て、法令等にのっ	監査及び会計監査	象者が学ぶべき内容を、重点	
とった適切かつ健	人による監査を通	的、効率的に習得できる形式	
全な業務運営が確	じて、法令等にの	で実施した。	
保されるようにす	っとった適切かつ		
る。	健全な業務運営が	〇 信用基金の業務に即した	
	確保されるように	設問を役職員より募集し、コ	
	する。	ンプライアンス理解度テス	
		トを実施したほか、コンプラ	
		イアンス・マニュアルやQ&	
		Aの見直し等を行った。	
		○ 令和7年2月、外部有識者	
		を含むコンプライアンス委	
		員会を開催し、令和7年度の	
		コンプライアンス・プログラ	
		ム等の策定や、コンプライア	
		ンス理解度テストの実施結	
		果等について審議を行った。	
		ウ 監査の実施を通じた適切か	
		つ健全な運営の確保	
		〇 令和6年2月に策定した令	
		和6年度内部監査年度計画に	
		基づき、法令等に則った適切か	
		つ健全な業務運営を確保しつ	
		つ、スケジュールどおり全ての	
		個別内部監査を完遂するとと	
		もに、理事長等への実施方針や	
		監査結果の報告も、年度内に実	
		施した。	
		〇 令和6年度監事監査計画に	
		基づき、監事監査が行われ、指	
		摘はなかった。	
		○ 令和6年11月、令和7年2	
		月~3月に会計監査人監査(期	
		中往査)が行われ、指摘はなか	
		った。	

第4-4-(2) 情報セキュリティ対策

2	予画がタケニ と	-
۷.	主要な経年データ	Y

2. 工文 5 柱十7 7								
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	令和5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)	9年度 (2027年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

			西及び主務大臣による評価 T	注 人の 学 終 宇	 績・自己評価	主務大臣による評価
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標		自己評価	土物八田による計画
3 情報セキュリティ	(2)情報セキュリテ	(2)情報セキュリテ	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評価 B
対策	ィ対策	ィ対策	なし	〇 政府方針等を踏まえ、CIO	評定:B	<評定に至った理由>
「サイバーセキュ	「サイバーセキ	「サイバーセキ		補佐官等からの助言のもと、情	IT化推進計画に基づき、政府	中期目標及び中期計画に基
リティ戦略」(令和3	ュリティ戦略」(令	ュリティ戦略」(令	<その他の指標>	報セキュリティ関係規程の見	方針等を踏まえ、サイバー攻撃等	取組を適確に実施しているこ
年9月28日閣議決	和3年9月28日閣	和3年9月28日閣	なし	直しを実施したほか、基幹LA	の脅威への対処に万全を期すと	ら、「B」評価が妥当である
定)、「政府機関等の	議決定)、「政府機	議決定)、「政府機		Nの機器更新をIT化推進計	ともに、高い専門性を有するPJ	
情報セキュリティ	関等の情報セキュ	関等の情報セキュ	<評価の視点>	画通り実施し、サイバー攻撃等	MO支援業者の活用を通じて体	<指摘事項、業務運営上の課
対策のための統一基	リティ対策のため	リティ対策のため	政府の方針等を踏ま	の脅威への対処を行った。	制を整備したことから、Bとす	及び改善方策>
準」(令和3年7月7	の統一基準」(令和	の統一基準」(令和	え、適切な情報セキュ	6	る。	特になし。
日サイバーセキュリ	3年7月7日サイ	5年7月4日サイ	リティ対策の推進に向	○ 高い専門性を有するPJM		
ティ戦略本部決定)	バーセキュリティ	バーセキュリティ	けた取組は行われてい	O支援業者の活用を通じて体	<課題と対応>	<その他事項>
等の政府の方針等を	戦略本部決定)等	戦略本部決定)等	るか	制を整備するとともに、情報セ	特になし。	特になし。
踏まえ、サイバー攻	の政府の方針等を	の政府方針等を踏		キュリティに係る知見の向上		
撃等の脅威への対処	踏まえ、サイバー	まえ、サイバー攻		及び醸成のため、職員9名をN		
に万全を期するとと	攻撃等の脅威への	撃等の脅威への対		ISCやNICTが主催する		
もに、情報セキュリ	対処に万全を期す	処に万全を期すと		訓練や勉強会に参加させた。		
ティに関する知識や	るとともに、情報	ともに、情報セキ		また、情報セキュリティ関連		
経験を有する専門家 の活用を通じて体制	セキュリティに関 する知識や経験を	ュリティに関する		の資格取得の支援を通じて、職 員の能力開発に取り組んでい		
の活用を通じて体制を整備し、個人情報	9 の知識や経験を 有する専門家の活	知識や経験を有す る専門家の活用を		貝の能力開光に取り組んでい る。		
の保護を含む適切な	用を通じて体制を	通じて体制を整備		ි මං		
情報セキュリティ対	整備し、個人情報	し、個人情報の保		 ○ 役職員の情報セキュリティ		
策を推進する。	の保護を含む適切	護を含む適切な情		関係規程の理解・遵守の徹底や		
水石压压300	な情報セキュリテ	報セキュリティ対		不正ウイルス感染対策・インシ		
	イ対策を推進す	策を推進する。		デント対策を目的とした情報		
	- 7.3 水 C II 足 9 る。	水と圧延する。		セキュリティハンドブックを		
				作成し、役職員へ配布した。		
				 ○ 情報セキュリティ対策の自		
				己点検の実施に当たって、点検		
				計画の策定や点検項目の見直		

しを行うとともに、点検結果に 基づく必要な対応を行った。	
○ 個人情報を取り扱う外部委 託業者への実地検査及び、保有 個人情報等を適切に管理して いるかどうかの点検を行うと ともに、それらの検査及び点検 結果に基づく必要な対応を行 った。	

1. 令和6事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位:百万円)

				AV	⇒ 1										
	科	科目		総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	償関係勘定
				予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
預	Ŋ <u>3</u>	交	付 金	5	4	-	ı	_	1	5	4	ı	-	-	-
受	入事	業ろ	交付金	515	491	15	12	161	161	340	319	ı	ı	-	-
民	間	出	資 金	48	17	-	1	48	17	-	-	-	-	-	-
事	業	Ц	又 入	172, 256	53, 899	24, 533	22, 509	10, 562	7, 878	13, 790	11,851	89, 811	1	33, 560	11,660
運	用	Ц	又 入	462	576	198	262	115	131	129	162	15	16	4	4
借	,	入	金	130, 210	8, 755	ı	I	-	1	-	I	87, 782	1	42, 428	8, 755
そ	の他	の	収入	11	10	ı	6	-	1	11	3	ı	-	-	_
	合		計	303, 507	63, 751	24, 745	22, 790	10, 886	8, 187	14, 275	12, 339	177, 608	16	75, 993	20, 419

(2) 支出

(単位:百万円)

	科		I		総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	償関係勘定
			• •		予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
	民	間出	出資	金	41	62	_	-	41	62	-	_	-	-	_	_
運	業	務	経	費	163, 449	48, 043	24, 079	22, 484	10, 653	5, 557	14, 193	10, 546	90,618	1	23, 907	9, 455
営	借	入 釒	全 償	還	134, 759	11, 438	_	-	-	ı	-	_	87, 782	-	46, 977	11, 438
経典	借	入 釒	100 利	息	128	8	-	-	ı	ı	-	-	91	ı	36	8
賃		般管	第 理	費	461	732	210	302	149	235	89	180	7	8	5	8
	人	14	‡	費	1, 354	1, 214	580	480	448	390	295	317	16	13	15	13
	合		計		300, 191	61, 497	24, 869	23, 266	11, 291	6, 243	14, 577	11, 043	178, 514	22	70, 941	20, 922

2. 令和6事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位:百万円)

	科		目		総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	償関係勘定	
			·		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
∜ ▽	政府	事業交	付金収	入	776	572	14	10	98	62	664	500	ı	ı	_	-	
経常	事	業	収	入	5, 585	5, 142	3, 971	3, 841	247	222	1, 112	1,033	189	ı	66	46	
巾巾	財	務	収	益	454	628	194	288	112	139	129	180	15	17	4	4	
益	引	当 金	等戻	入	-	70	ı	6	1	I	I	62	I	ı	_	2	
	雑		1	益	-	7	-	7	-	ı	ı	1	ı	ı		-	
前中	期目標	期間繰越	積立金取崩	額	-	1,637	-	735	-	898	ı	1	ı	4		-	
当	期	総	損	夫	639	1	259	-	435	1	42	1	1	ı	-	-	
	合		計		7, 454	8, 055	4, 438	4, 886	892	1, 321	1,947	1,775	204	21	69	52	

(2)費用

(単位:百万円)

			44	⇒ 1										
	科	目	総	計	農業信用保険勘定		林業信用	林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		償関係勘定
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
	政月	府事業交付金繰入		11	-	11	-	-	1	-	-	-	_	-
経	業	務 経 費	5, 122	4,813	3, 518	3, 739	90	41	1,509	1,030	4	1	1	1
244	_	般管理費	416	567	186	230	138	182	81	143	6	6	5	5
常	人	件費	1, 373	1, 244	582	474	458	402	301	341	17	14	16	13
費	減	価 償 却 費	254	219	151	125	44	42	56	51	1	1	1	1
	財	務 費 用	128	8	_	-	-	ı	1	-	91	ı	36	8
用	引	当金等繰入	161	962	_	304	161	653	1	5	_	ı	_	-
	雑	損	-	3	_	3	-	I	ı	-	-	ı	_	-
臨		時 損 失	-	2	_	1	-	1	ı	1	-	0	_	0
	固	定資産除却損	-	2	-	1	1	1	1	1	1	0	-	0
	減	損 損 失	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-
当	其	用総利益	-	228	-	_	_	_	_	204	85	_	11	24
	合	計	7, 454	8, 055	4, 438	4, 886	892	1, 321	1,947	1,775	204	21	69	52

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 令和6事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位:百万円)

	(1)	÷1										
科目	総	計	農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業保険関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	173, 248	54, 986	24, 754	22, 798	10, 839	8, 171	14, 265	12, 336	89, 826	16	33, 564	11,665
投資活動による収入	ı	-	1	-	1	1	ı	1	ı	ı	_	_
財務活動による収入	130, 269	8, 775	1	-	48	17	11	3	87, 782	ı	42, 428	8, 755
前年度からの繰越金	162, 380	167, 983	63, 444	65, 110	44, 045	44, 738	50, 018	53, 240	3,822	3,831	1,051	1,063
合 計	465, 898	231, 744	88, 198	87, 908	54, 932	52, 926	64, 294	65, 579	181, 430	3, 848	77, 044	21, 483

(2) 支出

(単位:百万円)

科目	総	計	農業信月	用保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険	関係勘定	漁業災害補	償関係勘定
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	165, 356	50, 675	24, 854	23, 425	11, 239	6, 279	14, 568	11, 465	90, 732	22	23, 963	9, 484
投資活動による支出	45	33	24	14	11	10	9	8	1	0	1	0
財務活動による支出	134, 800	11,500	-	ı	41	62	ı	ı	87, 782	-	46, 977	11, 438
翌年度への繰越金	165, 697	169, 537	63, 320	64, 470	43, 641	46, 575	49, 717	54, 106	2,916	3, 826	6, 103	560
合 計	465, 898	231, 744	88, 198	87, 908	54, 932	52, 926	64, 294	65, 579	181, 430	3, 848	77, 044	21, 483

⁽注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

令和6年度業務収支

(単位:百万円)

	総	計	農業信用	保険勘定	林業信用	保証勘定	漁業信用	保険勘定	農業保険関係勘定			<u>: 白力円)</u> (
科目	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	721	519	14	10	43	9	664	500	_	-	_	_
事業収入	5, 741	5, 247	3, 970	3, 847	369	285	1, 107	1,066	186	-	109	49
保険料収入	3, 157	2, 739	2, 503	2, 177	_	_	654	562	_	-	_	_
回収金収入	1, 921	2, 174	1, 468	1,670	-	_	453	503	_	-	_	-
保証料収入	233	197	_	_	233	197	_	-	_	-	_	-
求償権回収収入	136	88	-	-	136	88	-	-	-	-	_	-
貸付金利息収入	295	49	_	_	-	_	_	-	186	-	109	49
収益合計	6, 462	5, 766	3, 984	3, 857	411	294	1,772	1,566	186	-	109	49
政府事業交付金繰入	-	11	_	11	_	-	-	-	-	-	_	-
事業費	4, 592	4, 476	2, 963	3, 351	305	236	1, 324	889	-	-	_	-
保険金	4, 172	4, 097	2, 963	3, 351	_	-	1, 209	746	-	-	_	-
保険料払戻金	26	23	-	0	-	-	26	23	-	-	_	-
代位弁済費	305	236	_	_	305	236	-	-	_	-	_	-
国庫納付金	89	120	-	_	-	-	89	120	-	-	-	_
財務費用												
支払利息	128	8	_	_	_	_	_	_	91	-	36	8
費用合計	4,719	4, 495	2, 963	3, 362	305	236	1, 324	889	91	-	36	8
収 支 差	1,743	1, 271	1,021	495	106	58	448	678	94	-	73	41